

令和7年12月5日（金曜日）

○出席議員（11名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○欠席議員（1名）

12番 坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 邊 浩 久 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 12 月 5 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 31 号 中能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 32 号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 33 号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 34 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 35 号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 36 号 令和 7 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 37 号 令和 7 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 38 号 令和 7 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 39 号 令和 7 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 40 号 令和 7 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第 41 号 令和 7 年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第 42 号 令和 7 年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第 43 号 小字の区域の変更について

請願第 3 号 『ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書』の提出を求める請願

請願第 4 号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財

政支援を求める「意見書」の提出を求める請願

請願第5号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める請願書

日程第3 常任委員会付託

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） おはようございます。

12番 坂井幸雄議員から病気療養のため、欠席届が提出されていますので報告します。

ただいまの出席議員数は11名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和7年度中能登町議会12月定例会議を再開します。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から12月18日までの14日間といたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員、職、氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

それでは、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、7番 尾田良一議員、8番 土本 稔議員を指名します。

◎議案の上程

○議長（南 昭榮議員） 日程第2

議事日程のとおり、議案第31号から議案第43号まで

請願第3号 『ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書』の提出を求める請願

請願第4号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願

請願第5号 地方の福祉人材確保の取組に

向けた財政措置を求める請願書

以上、議案13件、請願3件を一括して議題といたします。

◎提案理由説明

○議長（南 昭榮議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和7年度中能登町議会12月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案について、ご説明をいたします。

まず初めに、今年も早いもので残り1か月を切り、能登半島地震の発生から、間もなく2年を迎えようとしております。

町内では能登半島地震で大きな被害を受けた住居などの公費解体がほぼ完了し、現在は道路や上下水道の本復旧工事を順次進めているところであります。

また、町民の皆様の生活や住まいに関する支援やなりわいに関する支援、地域コミュニティの復旧支援など、様々な支援事業につきましても、引き続き進めてまいりたいと考えております。

震災からの復旧・復興には今後も多くの時間と費用が必要となってまいります。国や県の支出金などを活用し、計画的に事業を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、今年3月に町制20周年を迎えましたことを記念して、10月に音楽イベントを開催いたしました。

イベントにご出演いただいた歌手の一青窈さんには、ステージでの熱唱のほか、仮設住宅に入居されている方との交流など、町にたくさんの方の元気をいただきました。

また、11月には2年ぶりとなる第11回中能登トレジャートレイルランも開催ができ、県内外から690名のランナーの方にご参加をい

いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

次に、11月24日には、震災後初となる町防災一斉訓練を県の原子力防災訓練に合わせて実施をいたしました。

訓練では、震度7の強い地震が発生したときの想定で職員の安否確認及び参集訓練などをはじめ、各地区での防災訓練、ラピア鹿島での避難所の設営方法や土のう積みなど、住民参加型の実践的な訓練を実施いたしました。

当日は、防災士を含め、大勢の方にご参加いただきましたことに、町全体の防災に対する意識の向上が図られたものと考えております。

また、今年度導入した給水車を使用した給水訓練も実施することができ、町が進めている災害への備えについて、参加していただいた町民の皆様にご実感していただけたのではないかと思います。

今後も震災の記憶が風化しないよう、いつ起こるか分からない災害に備え、地域の防災力のさらなる強化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

寒い季節を迎え、空気が乾燥したり、ストーブなど暖房器具を使用する機会が増えたりするなど、火災発生のリスクが高まりますので、町民の皆様には、火災予防の意識を高く持っていただきますようお願いをいたします。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次、ご説明をいたします。

初めに、議案第31号 中能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

この条例は、児童福祉法の一部改正により、乳児等通園支援事業が創設されたことから、当該事業の設備及び運営の基準について

定めるものであります。

次に、議案第32号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、中能登町において、令和8年度から保険税の仮算定を廃止し、前年中の所得を基に保険税を決定する本算定のみする方法に移行することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

この条例は、各基準府令の改正に伴い、関係する3つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民登録外の者の宛名番号管理機能が実装されることにより、個人番号の利用に関して必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号 令和7年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,737万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億2,365万5,000円とするものであります。

また、第2表債務負担行為補正につきました

ては、中能登町議会だより印刷製本業務委託のほか、59の業務について令和8年度までを期間として、中能登町防災行政無線（同報系）更新工事について令和8年度から令和9年度までを期間として、それぞれの限度額を設定するものであります。

第3表地方債補正につきましては、老朽ため池改修事業債のほか、2つの事業について限度額1億4,060万円を減額するものであります。

補正予算の歳入で主なものは、第14款国庫支出金の災害復旧費国庫負担金として1億8,730万5,000円、第15款県支出金の総務費県補助金として3,319万円、同じく第15款農林水産業費県補助金として1億721万7,000円、第17款寄附金のふるさと応援寄附金として1,000万円、第18款繰入金の基金繰入金として3億5,837万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

補正予算の歳出の主なものは、第2款総務費の一般管理事業として1,000万円、同じく第2款総務費の地域コミュニティ施設等再建支援事業として2,180万円、第3款民生費の障害者等自立支援給付事業として1,554万8,000円、同じく第3款民生費の保育園運営費として3,400万2,000円、第6款農林水産業費の農業機械再取得等支援事業費として1億3,680万円、同じく第6款農林水産業費の県営土地改良事業費として1,743万7,000円、第12款公債費の償還元金として3億1,173万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、第10款教育費では、学校給食管理費として1,500万円を減額するものであります。

次に、議案第37号 令和7年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,006万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,835万6,000円と

するものであります。

補正予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

次に、議案第38号 令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ824万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,269万4,000円とするものであります。

また、第2表債務負担行為補正につきましては、高齢者みまもりコール事業及び徘徊高齢者等家族支援サービス事業について令和8年度までを期間として限度額を設定するものであります。

補正予算の主なものは、介護報酬改定等に伴うシステム改修費や介護予防・生活支援サービス事業費の増額であります。

次に、議案第39号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,496万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,407万円とするものであります。

補正予算の主なものは、一般被保険者高額療養費の増額や県への返還金の増額であります。

次に、議案第40号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の変更はなく、第1表の債務負担行為補正を行うものであり、ケーブルテレビ施設運営及び維持管理のほか、2つの業務について令和8年度までを期間として限度額を設定するものであります。

次に、議案第41号 令和7年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出の企業債利息として80万円を増額するものであります。

また、債務負担行為の追加で、上水道施設維持管理業務委託のほか、2つの業務について令和8年度までを期間として、それぞれ限

度額を設定するものであります。

次に、議案第42号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、企業債利息として収益的収入及び支出で、それぞれ190万円を増額するものであります。

次に、議案第43号 小字の区域の変更についてであります。

中能登町新庄地内で実施した農村総合整備事業において、小字の区域を変更するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明

○議長（南 昭榮議員） これより、本定例会議に上程されました議案13件、請願3件について一括して議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとするよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第36号から議案第42号までの補正予算についての質疑は、9日の予算決算常任委員会で行いますので、ここでの質疑は省略します。

それでは、議案第31号 中能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明を求めます。

議案書は、4ページから13ページとなります。

山本健康保険課長

〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書、ファイルNo.05、R 7. 12月定例会議議案

書（その2）の4ページをご覧ください。

議案第31号 中能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書の5ページから13ページには、制定条例の本文が掲載されておりますが、内容について説明資料で説明いたします。

ファイルNo.06のR 7. 12月定例会議説明資料の2ページをご覧ください。

1の制定理由は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業が創設されたことから、この事業の設備及び運営の基準について定めるものです。

2の制定内容ですが、（1）の制度概要で、乳児等通園支援事業は、生後6か月から満3歳未満で保育所等を利用していない乳幼児を対象に、月一定時間までの利用可能枠、国の補助基準では、月10時間の上限ですが、その枠内で、保護者が就労しているか、していないかを問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる通園制度で、通称こども誰でも通園制度と呼ばれる事業です。

令和8年4月1日から全国の自治体で実施が義務づけられております。

保育園に通園していない乳幼児、未就園児のいる保護者の多くが、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める声があることが制度創設の背景にあります。

また、未就園児が通園することで、支援を必要とする子供や家庭を早期に発見し、児童虐待の未然防止や子育てについての情報提供、助言など、適切な支援につなげるきっかけとなることが期待されております。

（2）の主な制定事項は、国の基準に準じて、各条文で、非常災害対策、安全計画の策定等に関する事項、衛生管理等及び食事に関する事項、乳児等通園支援事業所内部の規程に関する事項等を規定しております。

また、第21条では、乳児等通園支援事業の区分について、一般型と余裕活用型を示し、専用の部屋を設け専任職員を配置する一般型と、定員に余裕がある範囲内で実施する余裕活用型の類型を示していますが、当町では、余裕活用型の実施を想定しています。

第22条から26条では、下段の表のとおり設備基準と職員配置基準を規定しています。

3の施行期日は、公布の日であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。議案第31号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

次に、議案第32号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、14ページから15ページとなります。

辻口住民窓口課長

〔辻口 要住民窓口課長登壇〕

○辻口 要住民窓口課長 それでは、議案書14ページになります。

議案第32号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書14ページ、15ページのほうで概要を説明しておりますが、説明資料の3ページのほうでご説明をいたします。

まず、1の改正理由ですが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

2の改正概要ですが、コンビニエンスストア等に設置された自動交付機による交付において、個人番号カード及び移動端末設備と記載がありましたが、新たに個人番号カード及び移動端末設備に記録されている電子証明書のことを指し示す、利用者証明用電子証明書

に改めるものであります。

3の施行期日は、公布の日からとするものです。

説明資料の4ページは、新旧対照表となっております。

説明は以上になります。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。議案第32号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

次に、議案第33号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

山本健康保険課長

〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書16ページをご覧ください。

議案第33号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

改正文は、17ページですが、改正内容について説明資料の5ページで説明いたします。

1の改正理由は、平成30年の国民健康保険制度改革以降、石川県全体としても、仮算定を廃止し、本算定のみとする動きが求められており、中能登町でも、令和8年度から仮算定を廃止し、前年中の所得を基に保険税を決定する本算定のみする方法に移行することに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

2の主な改正内容は、国民健康保険税は、前年の所得に基づき年税額を算定しますが、前年の所得が確定するのが6月になりますので、現在は、4月から6月までの1期から3期までの納期分は、前年度の年税額を12で割った額を一月分として、仮に算定して徴収しております。

前年の所得が確定した後、本算定を行い、

前年の所得を基にその年度の年税額を算出し、仮算定で徴収した税額を差し引いて残りの納期の9回で割った額の納付書を再度送付し、7月から翌年3月までの9回で徴収をしております。

この方法ですと、退職したり、特別な所得があった場合など、本算定での月ごとの納税額の増減額が大きくなることや、事務処理においても納付書の年2回の作成送付作業や仮算定の徴収額が本算定での年税額よりも多くなった場合の還付処理など煩雑な事務処理が発生します。

年税額の算出方法を分かりやすくし、事務処理の効率化を図るため、令和8年度から普通徴収の仮算定による4月から6月の仮徴収を廃止し、7月の本算定後に年度分の年税額を徴収する、7月から徴収し、7月から翌年3月までの9回で納付する方法に変更するものです。

年金からの特別徴収につきましては、引き続き4月、6月、8月は、仮算定による徴収を行い、本算定後、10月、12月、2月の年6回で徴収します。

3の施行期日は、令和8年4月1日であります。

次のページ、6ページ及び7ページには、新旧対照表を掲載しておりますが、後半の21条、22条は仮算定による特例の条文ですので、削除となります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第33号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第34号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に

ついて説明を求めます。

議案書は、18ページから20ページとなります。

山本健康保険課長

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書18ページをご覧ください。

議案第34号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

改正文は、19ページ及び20ページですが、改正内容について説明資料の8ページで説明いたします。

1の改正理由は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等による各基準府令の改正に伴い、関係する3つの条例について所要の改正を行うものであります。

2の改正概要は、1つ目の条例、中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、まず、家庭的保育事業者等、これは定員が20名未満などの小規模な保育事業所で中能登町には該当はありませんが、その保育事業所の職員が児童虐待を行った場合に、市町村長に通報することを義務づけることを規定するものです。

次に、家庭的保育事業者等において、母子保健法において行われた乳幼児の健康診査の内容が、保育所等の健康診断に相当すると認められるときは、利用乳幼児に対する健康診断とみなして、その全部又は一部を行わないことができる規定を追加するものです。

次に、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度、これは登録した都道府県のみで保育士として業務ができる地域を限定した保育士免許で、登録後3年を経過し、一定の勤務経験を積んだ場合、通常の保育士資格となり、その都道府県以外でも勤務

を行うことができるという保育士の人材確保のための制度ですが、その制度の一般制度化に伴い、保育士の配置が必要と規定がある条項に地域限定保育士の文言を追加するものです。

2つ目の条例、中能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、放課後児童クラブに従事している職員についても、虐待に関する通報義務を規定するものです。

次に、放課後児童クラブにおいても、放課後児童支援員の要件として、いずれかに該当する者の一つとしている保育士の資格について地域限定保育士を追加するものです。

3つ目の条例、中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正では、特定教育・保育施設、これは認定こども園等が該当しますが、その職員についても虐待に関する通報義務を規定するものです。

3の施行期日は、公布の日であります。

次のページ、9ページから13ページまでは、新旧対照表を掲載しております。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第34号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第35号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、21ページから25ページとなります。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案

書の21ページをご覧ください。

議案第35号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は、22ページから25ページまでですが、説明資料の14ページで説明いたします。

まず、改正の理由ですが、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民登録外の者の宛名番号管理機能が実装されることにより改正するものであります。

改正の概要ですが、住民登録外の者の宛名番号管理機能は、個人番号の独自利用事務に該当するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、条例の定めが必要となります。

また、住民登録外の者の宛名番号管理機能を用いて宛名番号を付番・管理することは、他の事務処理の遂行を目的として行われるものであることから、当該機能の性質上、ほかの事務との連携が必要となり、庁内連携についても条例の定めが必要となります。

この条例の施行期日は、公布の日であります。

説明資料の15ページから19ページまでは、新旧対照表を掲載しております。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第35号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第36号 令和7年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、26ページから53ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の26ページをご覧ください。

議案第36号 令和7年度中能登町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5億7,737万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億2,365万5,000円とするものであります。

また、債務負担行為の追加については、第2表債務負担行為補正によるものとし、地方債の変更については、第3表地方債補正によるものとします。

続いて、31ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正であります。表の一番上段の中能登町議会だより印刷製本業務委託ほか59件については、期間を令和8年度までとし、それぞれ限度額を設定するものであります。

続いて、35ページをご覧ください。

中段のところですが、中能登町防災行政無線（同報系）更新工事については、期間を令和8年度から9年度までとし、限度額を11億2,274万8,000円とするものであります。

続いて、38ページをご覧ください。

第3表地方債補正について、限度額の変更を行うものであります。

まず、老朽ため池改修事業債では870万円を1,320万円とし、450万円を追加するものであります。

次に、補助災害復旧事業債では2億4,180万円を6,290万円とし、1億7,890万円を減額するものです。

次に、児童福祉施設整備事業債では770万円を4,150万円とし、3,380万円を追加するものであります。

続いて、41ページをご覧ください。

歳入につきまして主なものを申し上げます。

まず、第14款国庫支出金の災害復旧費国庫

負担金、公共土木施設災害復旧費負担金で1億8,730万5,000円は、道路橋梁に係る災害復旧費の国庫補助金で補助率のかさ上げによる増額の補正を行うものであります。

次に、15款県支出金の総務費県補助金、能登創造的復興支援交付金3,219万円は、対象事業の追加及び事業費の変更に伴う変更交付決定見込みにより、増額を行うものであります。

次に、同じく15款県支出金の農林水産業費県補助金の農業機械再取得等支援事業費補助金1億640万円は、申請数が当初の想定を上回る見込みとなり、補助金の予算を増額するものであります。

続いて、42ページをご覧ください。

第18款繰入金の財政調整基金繰入金7,385万2,000円は、財源の調整を図るために必要とする額を繰り入れるものであり、また減債基金繰入金3億1,068万9,000円は、将来的な償還費用の圧縮を図るために、起債元金の繰上償還を行うものであります。

また、災害対策基金繰入金の1,627万円の減額については、能登創造的復興支援交付金への財源振替により、減額を行うものであります。

21款の町債につきましては、先ほど地方債補正で説明いたしましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

歳入の説明は以上であります。

続きまして引き続き、44ページをご覧ください。

歳出について説明いたします。

まず、2款1項1目一般管理費の給与費で200万円の増額をお願いするものであります。

これは、11月24日に石川県の原子力防災訓練に合わせまして実施をしました町の防災一斉訓練について、この日が祝日となったため、職員の出務を振替休日とすることができず、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手

当として処理する必要があるため、所要額を計上したものであります。

続いて、その下の一般管理事業では、1,000万円の増額をお願いするものであります。

積立金でふるさと応援基金1,000万円ですが、これは現在の寄附金の実績を踏まえて当初予算からの増加する額を計上するものであります。

続いて、その下ですけれども、自治振興事業では、金額の増減はありませんけれども、地域コミュニティ施設等再建支援事業の町の上乗せ分が能登創造的復興支援交付金の対象となる見込みのため、基金繰入金から財源内訳の変更を行うものであります。

次に、4目財産管理費の財産管理事業で31万3,000円の増額をお願いするものであります。

こちらは、施設修繕料の30万円ですが、これは今後の見込みも含めまして、所管施設の修繕費が不足することから増額するものであります。

また、手数料の1万3,000円は、旧の鹿西庁舎の電力の低圧化に伴いまして、電気工作物の廃止手数料を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、44ページ中段をお願いいたします。

6目企画費の2事業、企画総務費で522万5,000円の増額補正をお願いするものです。

内訳といたしましては、まず、1節の3非常勤職員報酬で24万円です。こちらは、現在策定しております次期総合計画に係ります審議会の開催に伴う審議員の報酬で、6,000円掛ける20人の2回分として、24万円です。当初予算では評価分も含め3回分を計上しておりましたが、計画の策定過程において審議会の回数を増やすこととしたため、残り2回の

不足分を計上するものです。

次に、7節の3報償品の250万円、11節の1通信運搬費の40万円、12節委託料の業務委託148万5,000円は、歳入でふるさと応援寄附金を1,000万円増額したことによる、ふるさと納税の返礼品に係る支出を計上するものです。

次に、18節の3交付金の60万円は能登空港利用促進助成金において、今年度のこれまでの実績などを参考に、最終見込額を240万円と想定し、当初予算額180万円との不足分60万円を計上するものです。

続きまして、その下の段4事業、駅施設管理費で4万5,000円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、12節委託料の施設管理で、シルバー人材センターへの4駅のトイレ清掃に係る委託料におきまして最低賃金の改定に伴う不足分を計上するものであります。

続きまして、その下の段9事業、公共交通事業で43万6,000円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、10節の6備品修繕料で、現在、運行している2台のコミュニティバスの毎月の定期点検において経年劣化により、サスペンションに細かいひび割れが生じ、フロントベローズがエアリー漏れを起こしていることが判明しましたので、その部品交換を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 続きまして、45ページをご覧ください。

8目石川県復興基金事業費の地域コミュニティ施設等再建支援事業で2,180万円の増額をお願いするものであります。

補助金で地域コミュニティ施設等再建支援

事業750万円は、これまでの申請実績から今後の予算が不足する見込みのため、今年度の所要見込額を追加計上するものであります。その下ですけれども、国県等返還金1,430万円につきましては、令和6年度の実績に基づきまして、超過交付となりました事業費について返還をするものであります。

次に、その下ですけれども、2款4項6目県知事選挙費で5万8,000円の減額であります。

こちらにつきましては、選挙の際に入場券の作成を行いますけれども、従来は町で印刷して作成をしておりましたが、今後標準化システムへの移行に伴いまして、業者で一括して作成することとなったため、所要額の増減を図るものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、45ページ下段をお願いいたします。

5項2目16事業の国勢調査費で13万9,000円の増額補正をお願いするものです。財源は、100%の県委託金であります。

内容といたしましては、1節の3非常勤職員報酬で、今年10月1日に実施しました国勢調査における今後の調査方法等の検討を目的に、調査員及び指導員への報告会を開催する市町の割当てがあり、今回、当町で報告会を開催することとなりましたので、指導員5名分と調査員10名分の報酬を計上するものです。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 続きまして、46ページをご覧ください。

2款7項1目災害対策費で200万円の増額をお願いするものであります。

これは、補助金、民間建立慰霊碑等再建支援事業で200万円ですけれども、能登半島地震で被災をしました慰霊碑について地区で管理しているものは地域コミュニティ施設等再建支援事業で対応することができますが、遺族会などで管理をしている忠魂碑につきましては対象外となることから、その再建の支援を行うための事業であります。

内容につきましては、遺族会などが管理する忠魂碑を修復する際には、要する経費の3分の2、上限を100万円まで補助するものでありまして、今回2件分を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 辻口住民窓口課長
〔辻口 要住民窓口課長登壇〕

○辻口 要住民窓口課長 それでは、同じく議案書46ページをお願いいたします。上段2列目になります。

7項3目事業名は、能登創生住まい支援金交付事業になります。

予算額の増減はありませんが、歳入の補正に伴い、災害対策基金繰入金を減額し、能登創造的復興支援交付金を増額する財源充当の組替えを行うものです。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 田嶋長寿福祉課長
〔田嶋洋子長寿福祉課長登壇〕

○田嶋洋子長寿福祉課長 続いて、3款1項1目民生費、社会福祉総務費の事業名2社会福祉事業で39万3,000円の増額をお願いするものです。

これは、国県等返還金で令和6年度ひきこもり支援推進事業及び被災者見守り相談支援事業などについて事業の確定に伴う国補助金の返還分であります。

続いて、2目障害者福祉費の事業名4障害者等自立支援給付事業で1,554万8,000円の増額をお願いするものです。

増額の理由は、19節扶助費1,502万6,000円

につきましては、障害福祉サービスの各給付費の実績見込みが当初予算を超えるものが多く、不足する額を計上するものであります。

また、22-5 国県等返還金52万2,000円につきましては、令和6年度障害児入所給付費等国庫負担金の確定に伴う返還分であります。

続いて、事業名5 障害者医療費事業で53万9,000円の増額をお願いするものです。

これは、22-5 国県等返還金で令和6年度障害者医療費事業国庫負担金の確定に伴う返還分であります。

続いて、3目老人福祉費の事業名2 老人福祉事務事業で107万4,000円の増額をお願いするものです。

これは、介護保険特別会計においてシステム改修に必要な額を補正予算として計上していますが、その事務費繰出金として介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

続いて、事業名4 老人ホーム入所措置事業で87万5,000円の増額をお願いするものです。

19節扶助費の老人保護措置費は、環境上や経済的な理由により、在宅生活が困難な方を養護老人ホームへ入所措置する経費で、入所者が年度当初は5名でしたが、年度途中で1名増えたことや事務費の改定により不足する額を計上しました。

なお、財源内訳の分担金及び負担金53万5,000円は、入所者の個人負担金であります。

続いて、事業名6 老人福祉施設費で96万円の増額をお願いするものです。

これは、在宅複合施設「ほのぼの」の、ショートステイにあるエアハンドリングユニットの三方弁の修繕によるものです。ほのぼのの空調は、冷温水機で冷温風が作られ、三方弁、これは冷暖房の吹き出し温度などの制御を行うものですが、この三方弁を経由して、冷温風を送る機械であるエアハンドリングユ

ニットから居室に風が送られます。今回、この三方弁が経年劣化で故障したため修繕するものであります。

なお、現在はメンテナンス用の経路で温風を送ることができており、暖房において特段の支障はございません。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明の途中ですが、ここで11時5分まで休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本健康保険課長

〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書47ページ、上段をご覧ください。

第3款2項1目、事業名3 児童手当等支給事業で22節の5 国県等返還金1万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

内容は、児童手当等交付金の実績額精算による超過交付分を返還するものです。

次に、その下、2目、事業名2 保育園運営費で14節工事請負費3,388万円の増額補正をお願いするものです

内容は、町立保育園の遊戯室の空調設備設置工事費です。町立保育園の5園の空調設備の設置状況は、さくら保育園が建設時に設置済みで、残りの4園のうち、令和8年度末に統廃合計画があるたんぼぼ保育園を除いた3園への空調設備の設置費用です。

たんぼぼ保育園につきましては、廃止までの1年間は、レンタル空調機等で対応できないか検討中で、当初予算での予算計上対応を予定しています。

保育園ごとの設置予算額は、つくし保育園が空調設備6台で1,309万円、あおば保育園が空調設備6台で1,125万3,000円、こすもす保育園が空調設備5台で953万7,000円で、3

つの保育園の設置工事費用の合計額が3,388万円となります。

財源につきましては、保育園は指定避難所になっておりますので、起債の緊急防災・減災事業債が活用でき、この起債は、充当率100%、交付税算入率70%の有利な起債で、一般財源の負担は、実質3割程度となります。

冷房が使用される時期であります6月の設置完了に間に合わせるために、今回12月定例会議の補正予算に計上し、2月までに入札を執行し、事業を開始する予定です。

次に、22節の5国県等返還金12万2,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、私立こども園等への給付費等補助金事業に係る実績額精算による超過交付分の返還です。

次に、その下、4目、事業名1学童保育事業で17節備品購入費14万2,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、ろくせい放課後児童クラブの冷蔵庫が老朽化により冷却機能が故障し、児童の飲料やおやつ等を衛生的に管理できる機能を維持できなくなったため、同等の冷蔵庫を購入する費用です。

児童の食の安全上、速やかな購入が必要と判断し、同一目内で一時流用し、既に購入済みですが、今回の議会で補正予算を計上し、議決後に流用を戻します。

次に、下段、第4款1項2目予防費、事業名1感染症予防事業で、22節の5国県等返還金10万4,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、予防接種法に基づく令和6年度の風疹の追加的対策事業に係る補助金の実績額精算による超過交付分を返還するものです。

次に、その下、事業名3新型コロナウイルスワクチン接種事業で22節の5国県等返還金11万5,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、予防接種法に基づき令和5年度に実施し、令和6年度に支出処理をしました新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金の実績額精算による超過交付分を返還するものです。

次に、一番下の4目母子保健費、事業名1母子保健事業で、8節の1費用弁償1万5,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、乳幼児健診・相談事業に従事する、町外から依頼している看護師、歯科衛生士等の旅費が不足するため、不足分を増額補正するものです。

次に、22節の5国県等返還金31万5,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、虫歯予防のためのフッ化物による歯科口腔保健の推進に係る補助金事業の実績額精算による超過交付分を返還するものです。

次に、48ページの上段、同じく母子保健費で事業名2妊婦のための支援給付事業で22節の5国県等返還金15万3,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、妊娠届出時と出生2か月後に訪問面談をして状況を把握する伴走型相談支援事業に係る費用の実績額精算による超過交付分を返還するものです。

次に、その下、6目保健事業費、事業名1保健事業で22節の5国県等返還金1,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費等国庫補助金で、がん検診受診率向上推進事業に係る補助金の実績額精算による超過交付分を返還するものです。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 続いて、48ページ中段をお願いいたします。

2項1目1事業、環境衛生事業費18の1節

負担金23万1,000円につきましては、なかなかリサイクルセンターのごみ処理施設に係る職員人件費の増額に伴うものでございます。

続いて、その下、2事業、災害廃棄物等処理事業の18万7,000円の増額につきましては、公費解体に係る各種案内手続の送付件数増によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、48ページ下段をお願いいたします。

5款1項1目1事業の労働費で110万円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、18節の2補助金の雇用促進助成金において今年度に雇用開始届が提出されています8事業所のうち、今後、申請が見込まれる3事業所分7名で110万円の不足が見込まれるため、計上するものです。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 前田農林課長
〔前田吉光農林課長登壇〕

○前田吉光農林課長 49ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費1項2目、事業名1地域農政推進対策事業費では6万7,000円を増額補正するものであります。

18節の2補助金で農業機械施設整備支援事業として6万7,000円を増額するものであります。

6月補正でルビーロマンの生産拡大を図る農業者の暖房設備に対する町補助金を2万1,000円補正しましたが、補助金が県から町を経由してJAへ支払うこととなったため、今回、県補助分6万7,000円を計上するものであります。

続いて、事業名2農業機械再取得等支援事業費では18節の2補助金で1億3,680万円を増額するものであります。

この農業機械再取得等支援事業は、地震により被災した農業者の早期の営農再開を図るために農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施するものであります。令和6年度から実施しており、今回、申請数が増えたため追加で計上するものであります。

続いて、3目農業総務費では、下水道事業会計への補助金として4万円を増額補正するものであります。

続いて、4目農業振興費では352万5,000円を増額補正するものであります。

11節4細節保険料では、緊急銃猟補償保険料として3万円を計上するものであります。

12節委託料では、事業費配分変更に伴い3万円を減額するものであります。

18節の2補助金で水利施設管理強化事業補助金として112万5,000円を増額するものであります。

この事業につきましては、渇水・高温対策に係る費用の一部が国の補助対象メニューに追加となったものであり、対象となる8月1日以降のポンプ等の調達、設置、運転経費及び水管理に係る人件費であります。

補助率につきましては、国50%に町分25%を上乗せし75%とし、事業費として5か所112万5,000円を計上するものであります。

続いて、同じく補助金、中能登町渇水対策支援事業では240万円を増額するものであります。

この事業につきましては、高温少雨による干ばつ被害を未然に防止するため、農業用水の確保に要した費用の一部を支援するものであります。

対象としましては、地区、生産組合、水利組合とし、対象経費としまして、1つ目が農業用水確保に要した電気料で、令和7年7月から9月のうち、いずれか1か月分を過去3年同月の平均使用料を差し引いた額の2分の1を補助するものです。

また、2つ目としまして、先ほどの国の補助事業の対象とならない7月中の湧水対策に要した費用の2分の1を対象とするものでございます。

事業費といたしましては、1か所当たりを6万円とし、80か所分の2分の1、240万円を計上するものであります。

続いて、7目農地費、事業名3県営土地改良事業では1,743万7,000円を増額補正するものであります。

18節の1負担金で事業費決定により町負担金分を変更するものであります。

県営ほ場整備事業では1,248万7,000円を増額、県営老朽ため池整備事業では495万の増額をするものであります。

続いて、8目国土調査費では、こちらにつきましては、財源内訳の変更によるものでございます。

続いて、50ページをお願いいたします。

2項2目林業振興費では、予算の組替えをするものであります。

18節の2補助金で中能登町県産材利用促進事業費補助金として20万円を増額するものであります。

金丸地区におきまして公費解体後に県産材を利用した新築住宅の建設がありました。町の補助金の交付要綱を満たすことから、今回計上するものでございます。

12節の委託料につきましては、事業費配分変更に伴い20万円を減額するものであります。

説明は以上となります。

○議長（南 昭栄議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、50ページ中段をお願いいたします。

7款1項1目2事業の商工振興事業費で686万7,000円を増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、18節の2補助金の

創業支援で今年度の制度改正による9件の創業者の初年度不足分261万7,000円と限度額150万円の2件及び125万円1件を見込んだものを計上するものです。

なお、この事業の財源は、県の能登創造的復興支援交付金と災害対策基金繰入金を充当するものであります。

次に、その下の段の3事業の緊急経済対策費です。

こちらは、補正額はございませんが、事業の財源の一部を災害対策基金繰入金から能登創造的復興支援交付金に組替えを行うものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 藤岡土木建設課長
〔藤岡桂一土木建設課長登壇〕

○藤岡桂一土木建設課長 それでは、議案書50ページ下段をお願いします。

8款土木費1項1目、事業名2土木総務費で186万円の増額をお願いするものであります。

内訳は、18の2節補助金で下水道事業会計へ補助金を支出するもので下水道事業会計の収支均衡を図るものであります。

続きまして、その下2目、事業名6住まい再建・転居費用支援事業で100万円の増額をお願いするものであります。

この事業は、住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、県内の住まいに住み替える場合に、転居に要する費用を支援するものであります。

内訳は、18の2節補助金で住まい再建・転居費用支援事業費の不足によるもので、現在の建築確認申請受付件数で今後新築等による退去世帯が見込まれるため、現予算と合わせて10世帯分100万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、51ページ上段をお願いします。

4項2目、事業名1住宅・建築物耐震改修

等促進事業で500万円の増額をお願いするものであります。

この事業は新規の事業で、地震により倒壊するリスクがある住宅から居住者の生命を守るため、住宅内に一部屋分の耐震シェルターを設置するために要する費用を補助するものであります。

内訳は、18の2節補助金で耐震シェルター設置補助事業で上限額100万円の5件分を計上するものであります。

なお、この事業につきましては、12月8日に開催されます総務建設常任委員会にて協議をしていただく予定となっております。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 続いて、51ページ中段をお願いいたします。

9款消防費1項3目1事業、防災対策費で、補正の増減はありませんが、財源内訳の組替えを行うものであります。

これは、9月補正予算に計上した町災害対応タイムライン作成業務及びコミュニティタイムライン作成支援業務に係るもので、財源として能登創造的復興支援交付金事業補助率3分の2を充当いたしますが、残りの3分の1については、災害対策基金を繰り入れる予定としておりましたが、特別交付税の対象となる見込みとなりましたので、一般財源に組み替えするものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 木幡学校教育課長〔木幡嘉広学校教育課長登壇〕

○木幡嘉広学校教育課長 続きまして、51ページ中段をお願いいたします。

10款1項2目、事業名2の学校教育事務費で437万1,000円の減額をお願いするものであります。

先に減額分として、13使用料及び賃借料で546万7,000円の減額ですが、これは校務用パ

ソコンの入替えに伴う決算見込みによるものであります。

それから増額分として、10-1消耗品費の80万円はスクールバス関連のタイヤ、バッテリー交換に係る費用を増額したもので、10-2燃料費の29万6,000円は運行経路の追加により、不足が見込まれることから増額をお願いするものであります。

次に、その下、事業名3の旧学校施設管理費で14工事請負費として30万円の増額をお願いするものであります。

これは、旧久江小学校のキュービクルへの引込み用の高圧ケーブル更新に係る費用を計上したものであります。

次に、その下、2項1目、事業名2の小学校管理費で12委託料、業務委託として26万4,000円の増額をお願いするものであります。

これは鹿島小学校の一部教室におきましてエアコンの温度調節機能の調子がよくないことから、ガス漏れの可能性並びに修繕箇所の有無等、原因を究明するために調査を行うものです。

次に、51ページ下段から52ページにかけてになりますが、3項1目、事業名1の中学校管理費で153万7,000円の増額をお願いするものであります。

10-7施設修繕料37万4,000円は、中能登中学校の外部にあります電柱に取り付けしてある機器類の接地抵抗値が法定値を超えているため、これを是正するためのものであります。

それから、電気室内のシール部分に一部剥落している箇所があることから、これを修復するものであります。

12委託料、施設管理費36万3,000円は、学校開放事業における中学校体育館の管理委託をシルバー人材センターに委託しており、最低賃金の改定に伴い不足分を計上したものであります。

18の2補助金、部活動大会参加者交通費等補助金の80万円は、吹奏楽部の中部日本吹奏楽コンクール出場や男子駅伝の北信越大会出場により予算不足となることから、計上するものであります。

説明は以上となります。

○議長（南 昭榮議員） 笹谷生涯学習課長
〔笹谷 学生涯学習課長登壇〕

○笹谷 学生涯学習課長 それでは、52ページ中段をお願いいたします。

4項社会教育費1目、事業名2社会教育活動推進事業費で20万4,000円の増額をお願いするものあります。

内容は22-5国県等返還金で、これは児童館等で実施するレクリエーション教室やおはなし会に係る経費を計上している放課後等学習支援・体験活動推進事業で、補助金が確定したことにより、国県へ補助金を返還するものであります。

次に、4目、事業名2生涯学習センター管理運営事業で30万8,000円の増額をお願いするものであります。

内容は12委託料、施設管理で、これはまず、シルバー人材センターの単価が10月から引き上げられたことにより、ラピア鹿島の日直業務等の施設管理の経費を10万8,000円増額、また、ラピア鹿島の楽屋トイレが詰まり水が流れないことから、排水管洗浄と調査業務を行う経費として20万円を増額するものであります。

次に、事業名3ふるさと創修館等費で106万4,000円の増額をお願いするものであります。

内容はまず、12委託料、施設管理で10万7,000円の増額、これはシルバー人材センターの単価が引き上げられたことにより、ふるさと創修館の日直業務等の施設管理の経費を増額するものであります。

次に、14工事請負費で95万7,000円の増額、これは創修館の収蔵庫の空調が故障した

ことにより、空調の取替え工事を行う経費を増額するものであります。

次に、5目、事業名3文化財管理運営費で21万円の増額をお願いするものであります。

内容は、12委託料、施設管理で、これはシルバー人材センターの単価が引き上げられたことにより、雨の宮王墓の館、石動山資料館等の施設管理の経費を増額するものであります。

次に、53ページをお願いいたします。

1目、事業名2体育施設維持管理事業で162万9,000円の増額をお願いするものであります。

内容はまず、12委託料、施設管理で37万5,000円の増額、これはシルバー人材センターの単価が引き上げられたことにより鹿島体育センターや運動公園等の施設管理の経費を増額するものであります。

次に、14工事請負費で125万4,000円の増額、これは鳥屋体育館2階多目的スペースの天井改修に係る実施設計を6月補正で計上しましたが、アスベストの調査及び実施設計が完了したことから、天井改修工事を行う経費を増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 木幡学校教育課長
〔木幡嘉広学校教育課長登壇〕

○木幡嘉広学校教育課長 引き続き53ページになります。

10款5項2目、事業名2学校給食管理費の17備品購入費で1,500万円の減額をお願いするものであります。

これは、給食配送車更新のため、当初予算にて環境に配慮した電気自動車EVトラック1台分の経費を計上したのですが、試乗車を用いまして各小学校の搬入口の検証を行ったところ、荷室の大きさなどの検討など、調整すべき点があったことから、今年度計上した経費を減額し、令和8年度当初予算に計上することとしたものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 藤岡土木建設課長
〔藤岡桂一土木建設課長登壇〕

○藤岡桂一土木建設課長 それでは、議案書
53ページ中段をお願いします。

11款2項1目、事業名1公共土木施設災害
復旧事業費で839万3,000円の増額をお願いす
るものであります。

この事業は、能登半島地震により被災した
土木施設を復旧する事業で、国より認可を受
けた箇所が対象となります。今回、復旧工事
を実施するに当たり、工法検討のためボーリ
ング調査、工損調査及び詳細設計業務が追加
で認められたため計上するものであります。

内訳は、12節委託料で補助災害分として
839万3,000円の増額をお願いするものであ
ります。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 笹谷生涯学習課長
〔笹谷 学生涯学習課長登壇〕

○笹谷 学生涯学習課長 それでは、53ペー
ジ中段をお願いいたします。

4項文教施設災害復旧費2目、事業名1社
会教育施設災害復旧事業費で83万6,000円
の増額をお願いするものであります。

内容は、12委託料、工事設計等で、これは
令和6年能登半島地震により、古墳公園とり
やの川田大池の提体、ボート乗り場の階段等
に亀裂が生じたので、これを復旧するた
めの工事に係る測量設計の経費を増額する
ものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 横井参事兼総務課
長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、53ペ
ージの一番下段をご覧ください。

12款1項1目元金の償還元金で3億1,173
万7,000円の増額をお願いするものであり
ます。

これは、地方債の償還元金につきまして、
繰上償還を行うため、所要額を計上するも
のであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第37号
令和7年度中能登町後期高齢者医療特別会計
補正予算について説明を求めます。

議案書は、54ページから60ページとなりま
す。

山本健康保険課長

〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書
54ページをご覧ください。

議案第37号 令和7年度中能登町後期高齢
者医療特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ
れぞれ1,006万6,000円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,835万
6,000円とするものであります。

59ページをご覧ください。歳入です。

第1款1項1目特別徴収保険料で1,191万
1,000円の減額補正、2目普通徴収保険料で
2,115万7,000円の増額補正で、差引き保険料
として924万6,000円の増額補正となります。

また、第4款1項1目繰越金で前年度の繰
越金82万円を増額補正するものであります。

次に、60ページをご覧ください。歳出で
す。

第2款1項1目、事業名1後期高齢者医療
広域連合納付金で18節の1保険料負担金
1,006万6,000円の増額補正をお願いするも
のです。

内容は、医療給付費に充当するために町が
徴収した保険料を石川県後期高齢者医療広域
連合へ納付するもので、歳入補正の合計額
1,006万6,000円を充当します。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第38号
令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予
算について説明を求めます。

議案書は、61ページから68ページとなります。

田島長寿福祉課長

〔田島洋子長寿福祉課長登壇〕

○田島洋子長寿福祉課長 それでは、議案書の61ページをご覧ください。

議案第38号 令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ824万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,269万4,000円とするものであります。

また、債務負担行為の追加については、第2表債務負担行為補正によるものとします。

続いて、64ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正であります。

高齢者みまもりコール事業については、期間を令和8年度とし、限度額を160万円、次に、徘徊高齢者等家族支援サービス事業については、期間を令和8年度とし、限度額を15万円とするものであります。

続いて、67ページをご覧ください。歳入です。

初めに、2款2項4目介護保険事業費補助金で107万1,000円の増額です。

これは、この後説明いたしますが、歳出の補正予算に計上しました介護報酬の改定などに係るシステム改修についての国庫補助金を受け入れるものであります。

続いて、6款1項5目事務費繰入金で107万4,000円の増額です。

これは、今ほどシステム改修について、その財源として国庫補助金を受け入れると申しましたが、残りについて一般会計から繰り入れるものであります。

続いて、2項1目介護給付費準備基金繰入金610万円の増額は、収支の均衡を保つため介護保険の基金から繰り入れるものであります。

続いて、68ページをご覧ください。歳出で

す。

初めに、1款1項1目、事業名1一般管理費で214万5,000円の増額です。

これは、先ほども申しました介護報酬の改定などに係るシステム改修を行う必要があるため、所要額を計上するものであります。

続いて、3款1項1目、事業名1介護予防・生活支援サービス事業費で530万円の増額です。

これは、18-1負担金の訪問・通所介護相当サービス費と介護予防ケアマネジメント費について、それぞれ給付実績見込みに基づき、過不足する額を見込み、それぞれ所要額を計上するものであります。

続いて、2目、事業名2一般介護予防事業費で80万円の増額です。

7-3報償品80万円には、令和7年度の新規事業である介護予防ポイント事業、これは、高齢者の主体的な健康づくりや介護予防の取組を促進するために、地域の介護予防事業である地域つながりサロンや百歳体操、シルバーリハビリ体操などに参加することでポイントを付与し、たまったポイントで商品券に交換できるもので、その商品券分になります。

今回の補正では、介護予防事業に参加し、ポイント事業の利用実績見込みに基づき、所要額を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第39号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、69ページから76ページとなります。

山本健康保険課長

〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書69ページをご覧ください。

議案第39号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,496万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,407万円とするものであります。

74ページをご覧ください。歳入です。

第3款2項10目1節子ども・子育て支援事業費補助金88万円は、歳出で説明するシステム改修に係る補助金です。

第5款1項1目1節普通交付金1,143万6,000円は、歳出の療養費、高額療養費に係る県支出金です。

第7款2項1目1節基金繰入金4,403万2,000円は、財源を調整するために財政調整基金から繰り入れるものです。

第9款3項雑入につきましては、第三者納付金等の各種雑入です。

次に、75ページをご覧ください。歳出です。

第1款1項1目、事業名1一般管理費で12節委託料88万円の増額補正をお願いするものです。

内容は、令和8年度から、各加入医療保険から子ども・子育て支援金の徴収が開始されることに伴い、システムの改修が必要となりますので、その改修費用であります。歳入で同額の国庫補助があります。

次に、第2款1項3目、事業名1一般被保険者療養費で、18節の1負担金、療養費15万8,000円の増額をお願いするものです。

内容は、療養費の上半期の実績額に基づき、年間支払い額の見込みを算出し、不足すると推計した額を増額補正するものです。

次に、第2款2項1目、事業名1一般被保険者高額療養費で、18節の1負担金、高額療養費1,127万8,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、高額療養費について今年度の上半期の給付実績に基づき、年間支払い見込額を算出し、不足すると推計した額を増額補正するものです。

次に、第8款1項1目、事業名1一般被保険者保険税還付金で22節の4還付金170万円の増額補正をお願いするものです。

内容は、能登半島地震による国民健康保険税の減免措置による令和5年度、令和6年度分の保険税の還付です。被災住家の被害認定で半壊から大規模半壊と認定され、保険税が半額減免となった方が、公費解体した場合、公費解体に伴い、みなし全壊となり、遡って保険税が全額免除となりますので、不足する分の還付金の増額補正となります。

次に、3目、事業名1償還金で22節の5国県等返還金5,094万7,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、令和6年度事業で受けた交付金の精算による返還金で、地震関連の交付金について、国、県の交付金の仕組みにより、2重交付となった分を返還するもので、交付金の仕組み上、県内全市町で還付金が発生したものです。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第40号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、77ページから78ページとなります。

岩田企画情報課長

〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 それでは、議案書77ページをお願いいたします。

議案第40号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算になります。

令和7年度のケーブルテレビ事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正によるものです。

次に、議案書78ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為補正として、まずCA

TV施設運営及び維持管理（その1）については、期間を令和8年度とし、限度額を2,602万6,000円とするものであります。

次に、CATV施設運営及び維持管理（その2）については、期間を令和8年度とし、限度額を1,629万4,000円とするものであります。

次に、文字放送システム保守については、期間を令和8年度とし、限度額を38万円とするものであります。

最後に、令和8年度中能登町多チャンネル再送信等にかかる光ファイバ及びヘッドエンド等の機器賃貸借料につきましては、期間を令和8年度とし、限度額を1,084万9,000円とするものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第41号 令和7年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、79ページから81ページとなります。

田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、79ページをお願いいたします。

議案第41号 令和7年度中能登町水道事業会計の補正予算であります。

第2条、予算書第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款第2項営業外費用で80万円を増額補正するものでございます。

続きまして、第3条債務負担行為の追加でございまして。

予算書第8条の次に、次の1条を加えるもので、第9条、債務負担をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものでございます。

まず、上水道施設維持管理業務委託は、これは春木、在江浄水場など、28施設及び主要機器80基の維持管理に係るもので、限度額を

1,254万円の設定であります。

続いて、水質検査業務は、これは水道法に定められた検査に加え、硬度成分の費用で限度額は490万円の設定でございます。

次に、企業会計システム保守業務委託では、限度額を34万6,000円で設定をしております。

期間については、いずれも令和8年度とするものでございます。

続いて、81ページをお願いいたします。

収益的支出の第1款2項2目企業債利息80万円の増額補正につきましては、令和7年度当初予算編成時に令和6年度災害復旧費の借入額が未確定であったため、今回増額をお願いするものでございます。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第42号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、82ページから84ページとなります。

田中参事兼生活環境課長

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、議案書82ページをお願いいたします。

議案第42号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算でございます。

第2条、予算書第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款第2項営業外費用並びにその下の支出の第1款第2項営業外費用でそれぞれ190万円を増額するものでございます。

第3条では、他会計からの補助金を190万円増額いたしまして、6億3,005万6,000円に改めるものでございます。

続いて、84ページをお願いいたします。

収益的収入1款2項3目他会計補助金190万円は、これは一般会計からの基準外繰入でございまして。

次に、収益的支出の1款2項1目企業債利

息190万円の増額補正につきましては、これも令和7年度当初予算編成時に令和6年度災害復旧費の借入額が未確定であったため、今回補正をお願いするものでございます。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第43号小字の区域の変更について説明を求めます。

議案書は、85ページから86ページとなります。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の85ページをご覧ください。

議案第43号 小字の区域の変更について地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり小字の区域及び名称を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案書は、86ページですが、説明資料の34ページ及び35ページで説明をいたします。

今回、この場所につきましては、34ページの赤枠で囲まれた新庄地内の田んぼであり、これは農村総合整備事業（条件改善型）において整備されたものでありますが、今回、1つの農地に2つの小字が存在していることから、新庄の乙42及び117を、新庄の七に編入し、小字の区域の変更を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第43号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で議案の説明及び質疑を終結します。

◎常任委員会付託

○議長（南 昭榮議員） 日程第3 常任委員会付託

ただいま議題となっております議案第31号から議案第43号まで、請願第3号から請願第5号につきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時58分 散会

令和7年12月15日（月曜日）

○出席議員（11名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○欠席議員（1名）

12番 坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） 改めて、おはようございます。座らせてもらいます。

12番 坂井幸雄議員から、自宅療養のため欠席届が提出されていますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は答弁を含め60分以内であります。質問回数は、質問事項ごとに、3回までとなっております。また、通告以外の関連質問は控えるようお願いいたします。

以上を踏まえ、執行部におかれましては、簡潔・明瞭で的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

7番 尾田良一議員

〔7番（尾田良一議員）登壇〕

○7番（尾田良一議員） 7番、尾田です。一般質問を始めさせていただきます。

まず、質問事項第1、日本は社会全体の幼児化減少が進行しているのではないか。それに関連して質問いたします。

不登校やいじめが相変わらず日本の教育の中心課題となっていますが、子供の教育は家庭がやるべきことは当然ですが、それが正しくできなければ社会が補完することになります。それを公式の制度では義務教育といいます。

私も以前までは家庭と社会の義務教育にお

ける役割は五分五分と見ていたのですが、いろいろな書籍を読んでもと、どうもそうではないらしいのです。

初等教育の主目的は、しつけ、社会生活に必要な倫理道徳観を身につけさせることとされています。本来、義務教育が果たすべき役割とは、そういうものはずなのであります。それを確実に果たすべく努力が今義務教育において求められていると思います。

しかしながら、近年、日本社会全体として、そういった社会生活に必要な倫理道徳観を身につけさせることが義務教育の期間において、満足のいくレベルにまで達成されていないため、結果として自立心や責任感の育成が不十分なのではないかとの懸念の声もあります。

蛇足ではありますが、中学校生徒以上は自己責任が原則というのが現実に欧米におけるルールでありましょう。

それでは、このルールが徹底されていない日本はどうかと考えると、社会全体の幼児化現象が進行していると言っても過言ではないのではありませんか。

こういうなかなか歯止めも利きにくい日本社会全体を覆う社会現象に対し、日本通の一部の外国人には次のようにやゆされているのであります。

すなわち、ある米人は日本のいじめを見て驚くのは、クラス全体が無関心を決め込むこと。いじめられっ子を救えば、米国ではヒーロー、英雄ですね。日本では魔女にされると。これは我々日本国民にとって、非常に情けない事態で皮肉なことであると思います。

確かに、本来ならばみんなで悪いことをした子供を叱って社会的責任を果たすべきところでしょうが、社会の現実は全くそういった理想からは大きく乖離してしまっています。我々が手をこまねいている間に、社会というものは予期せぬ方向に独り歩きした感があるのです。

我々大人があまりにも波風を立てないよう気配りをし過ぎた結果、子におもねる親、生徒におもねる教師といった現象が珍しいことではなくなっているということでもあります。

本来ならば義務教育が社会生活に必要な倫理道徳観を身につけさせることであるにもかかわらず、現状はそれとは程遠い事態となっているように見受けられます。それに拍車をかけるように父親の權威の失墜が顕著であるとの指摘もあります。どうもこれは非常に関連性の大きな現象だと私は理解しております。

会津の日新館では、ならぬものはならぬというふうに教えたそうですが、小ざかしい子供が見受けられる昨今、こういったぶこつな言い方もある意味有効なように私個人は考えます。

そこで、お尋ねいたします。

当町でも幼児化現象が進行しているのではないかという点について、町長の意見をお伺いします。

中能登町においても、不登校児童生徒や生徒指導上の観点から、同様の傾向が進んでいるのではないかと懸念しております。

具体的に申しますと、町長は、町内の子供たちの自立心や責任感の育ちに課題があるとお考えではないでしょうか。現状をどのように把握し、どのように改善策をお持ちか伺います。

次に、家庭教育における保護者の役割、特に父親の責任に対する支援についてですが、子供の規範意識や社会性の基礎は、家庭生活の中で育まれるものであり、保護者がその責任を担うことは、教育基本法にも民法にも親権を行う者は子の監護、教育をする権利と義務を負うというふうに定められています。

現代は多様な家庭環境がある一方、父親を含めた保護者の責任意識が十分でないと考えられる場面もあり、地域住民からも家庭教育

力の低下が課題として挙げられています。

そこで質問の2ですが、中能登町では、保護者、特に父親の子育てとしつけの関与を促すため、どのような支援を行っているのか、また、今後どのように家庭教育力の向上を図っていくのか、町長にお伺いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 日本は社会全体の幼児現象が進行についてご質問にお答えします。

まず、1点目の町長は町内の子供たちの自立心や責任感の育ちに課題があるとお考えかについてですが、当町においても、子供たちが自ら考え、判断し行動する力や地域家庭の一員としての責任感を育むことは、課題の一つであると認識をしております。

学校教育では、主体的・対話的で深い学びを推進し、授業や学校教育活動を通して、自立心を育む機会を設けていると学校現場より報告を受けております。

今後も引き続き、家庭、地域、学校が一体となり、小さな成功体験を積み重ねられる環境を整え、子供たちに委ねられる機会を与えながら責任感を自然に身につけられるよう支援していきたいと考えております。

次に、2点目の保護者、特に父親の子育てとしつけの関与を促すため、どのような支援を行っているかについてですが、こども家庭センターにおいて、夫婦が協力して育児できるよう、妊娠中の保護者が、出産後の育児を事前に体験できるプレママパパ教室を実施しております。教室に参加した父親にはパパ育児のトビラという冊子を用いて、産後の母親の心と体をいたわり、共に育児をしていくすべをお伝えしております。そのほか、出生届の際に来所された父親にもパパ育児トビラを配布し、夫婦共に協力して育児をするポイントを紹介しております。

父親の育児休業につきましては、子の出生後8週間以内に最大4週間を限度として、2

回に分けて取得できる産後パパ育休と子供1歳になるまでの取得できる育児休業の2種類があります。母親の育休取得率には及びませんが、全国調査では育児休業取得する父親は年々増加傾向であり、令和6年度の調査では産後パパ育休を含んで、およそ4割の男性が取得をしております。

当町でも乳幼児健診や相談事業に参加する父親が増えております。しつけとは、子供の人格や才能を伸ばし、社会で自立した生活を受けよう、サポートする行為であります。事業に参加する保護者に対し、子供の発達段階に応じたしつけの仕方について指導をしておりますので、今後ともしつけ意識の啓発を図ってまいりたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 尾田良一議員

○7番（尾田良一議員） まず、子供の幼児化現象の進行についてですけれども、町長の答弁では主体的・対話的というふうにおっしゃってましたけれども、これは果たして十分でしょうかね。主体的ということは、相当子供の能力にも差がありますから、それによって主体的ということの実際的な効果が現れる生徒は、それはなかなかそういうことに関してたけている生徒はうまくいくかもしれません。対話についても同様ですけれども、そういう生徒間の差というものがあるということは考えた上でやっていたらっしゃるのでしょうかね。僕はやっぱり、あくまで能力差というのは、生徒間にはあるものだというふうな現実的なことは考えておりますので、そういう面では十分と思われないというふうに思うんですが、町長いかがお考えですか。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 この主体的・対話的で深い学びということで、自ら考えて判断し、それを行動に起こすということが、やっぱり主であると思いますし、そして何よりも、この対話、やっぱりコミュニケーション能力を子供たちがいかにつけられるか。そして、強いて

言えば町のことにいろんなことに関しても問題解決とか、そういうことを考えるようなれるような子供たちが後からも合田議員の中にも出てきますけど、コミュニケーション能力とか、そういうところが生きる力のスキルというか、そういうものはやっぱり私は大切だと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 尾田良一議員

○7番（尾田良一議員） 私、ちょっと非常に失礼な表現かもしれませんが、小ざかしい子供たちが割とおるといような表現使ったんですけれども、そういうような現象については町長はどうお考えです。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 小ざかしい子供というのは、私らの当時にはやっぱり小ざかしいというか、そういう意地くらしいとか小ざかしいとか、そういうような子供と話しするときには、すぐけんかになりました。（「そうやね」と呼ぶ者あり）けんかになってかって、そのけんかのよしあしがいいという言い方は、今は駄目なんでしょうけど、その辺で何か手で相手かってけんかをしたというそういう昔の思いがあります。小ざかしいというのは、意地くらしいなとか、どういいますかね、俺の言うことを聞かれんがかいやというように感じで物事を判断しての対立になったような気がしますので、今はお互いにコミュニケーション、話をしてかって、お互いに仲よくその友達を思いやるというような心が一番大切だと思いますので、私は話し合いによってかっていろんな面に対話をしながら、思い合っていくちゅうことがこれから非常に大切なんじゃないかなということを思います。

○議長（南 昭榮議員） 尾田良一議員

○7番（尾田良一議員） 分かりました。私も町長と世代が近いもんですから、よく実感します。

続いて、質問2の件ですけれども、子供の人格、あるいは才能を伸ばすということですね

ども、これどうなのでしょうね。子供の人格というものは、これもまた難しい問題ですけども、大人と一緒にだというふうに町長はお考えですか。

○宮下為幸町長 ちよっともう一回言ってもらえませんか。

○7番(尾田良一議員) 子供の人格、大人は人格がある云々と言いますけれども、子供もそれと同じようなものを持っているというふうにお考えですか。なかなか抽象的で難しいけども、総合的に考えた場合の大人としての人格と、子供は子供なりに軟性がありますね、中学校ぐらいでも。それによって獲得した知識云々ありますけども、それによって人格形成されるんだと思うけども、そういう面でやっぱり大人の人格、あるいは子供の人格、大分差があるというふうにお考えですか。

○議長(南 昭榮議員) 尾田議員、一応通告の3回過ぎておりますので、答弁は……。

○7番(尾田良一議員) これ質問2に関して……。

○議長(南 昭榮議員) 2のほうへ入りますか。

○7番(尾田良一議員) はい。

○議長(南 昭榮議員) はい。ならよろしいです。

○7番(尾田良一議員) 質問2のところ町長が人格、才能を伸ばすというふうにお答えになってますんで、それに関連しての質問です。

○議長(南 昭榮議員) 宮下町長

○宮下為幸町長 しつけとは、子供の人格や才能を伸ばし、社会で自立した生活を送れるようにサポートする行為でありますと言いました。子供たちがしつけをするというか、多分この家庭教育においても学校教育でも一緒でしょうけど、一番の教えられるのは家庭だと思います。家庭でしっかりしつけを教える。やっぱり今の若い人たちがどういうしつ

けをしているのか分かりませんが、私らの昔の話になりますけど、やっぱりしつけは親から教わった。私らのおやじは、もう戦争に行ってきた人間なので、やっぱり厳しさ物すごいありましたんで、そのしつけだけはしっかりと教えられた気持ちがあります。

本当に子供たちにしつけをするというのは、大変難しいことだと私は思いますが、やはり叱るにしても、もうお互いに納得できるような叱り方をしてかかってしないと、しつけができないんじゃないかなという感じもしますし、やっぱりしつけは家庭教育で、家庭でしっかりとさせていただきたいなと思います。

○議長(南 昭榮議員) 尾田良一議員

○7番(尾田良一議員) よく理解できました。これで質問1は終わりました。次の英語教育に対する町の方針について質問していきます。

北國新聞の10月23日の記事によると、中能登町教育委員会が町立の5保育園に外国語指導助手ALTというんですか、を派遣し、園児との英語交流を進めているとの記事が載っています。このことに関連して質問いたします。

去る10月15日の教育民生常任委員会で少し個人的な意見として義務教育期間の小中学校において、特に中学校では英語以外の他の外国語も学べるようにしたらどうかというふうに私は述べました。というのも、言葉というのは、単に意思伝達する手段にとどまりません。と申しますのも、必ずそれぞれの言語には、その様々な文化的背景があるものなのです。そういった意味でも、子供たちに早い時期に様々な言葉を習得する機会を提供できれば、生徒たちは英語圏だけではなく、一層広い視野、ある意味で世界的な、最近よく言われるグローバルな教養を持つ機会が出てくるわけであります。

これは欧米の国々ではごく一般的なことと

して認められております。確かに英語はリンガ・フランカ、国際語だということは認めるとしても、そこまで町がイニシアチブを取って、英語というものを強調すべきかどうか疑問が残るところではあります。あくまでも英語は主要5教科の一つであることを思い出してもらいたいと考えております。

英語教育のまちとして静岡県吉田町はよく知られていますが、これには町の人口の9%が外国人であるという切実かつ特殊な実情が背景にあります。

したがって、あまり我が町には参考にならないでしょう。むしろ我々は英語教育が国を滅ぼすと題した数学者でお茶の水女子大名誉教授の藤原正彦氏の説に注目すべきだと考えております。

氏はそこで大きく2つの理由を挙げています。

第1、今ではAIがあるから、英語教育に過度に注力するのは、国民のエネルギーの壮大な無駄である。

第2として、語学、この場合は英語教育を指しますが、できるほど、だんだんばかになるとして、こう述べております。

1つ目、日本人としての自覚の妨げになる。例えば国旗や国歌に対する敬意が薄らぐのではないかな。

2番目として、米英国人へのコンプレックスを助長する。これは英語が母国語の国ですけども、あくまでも何を発信するかであり、そのためにも十分な日本に関する知識を持つことが必要であろうと。

次に、教養を積むための妨げとなる。

一つの語学を習得することは一部の天才を除いて莫大な時間と労力を必要とすることは周知の事実であります。

そして藤原正彦氏は結論として、教養と人間的魅力こそ鍛えるべしと結んでおります。

私個人も昨今はあまりにも英語教育というものに比重を置き過ぎるように感じておりま

す。あたかも明治維新の井上馨以下の主導による欧化主義を思い出させます。

しかしながら、当時は不平等条約改正のためというはっきりした目的意識があったわけで、現在とは状況が全く異なるのです。

そこで1番目の質問ですが、私はそういう維新のような緊急な事態に我が国が置かれているのではないのであり、そろそろこういった猫もしゃくしも英語を学ぶ風潮やそれによって生じ得る弊害、具体的には広い視野と教養を積む妨げになる。

2番目として時間の浪費ではないか。

3番目、英語を母国語とする人々への卑下を助長するということですが、私自身もこの年齢になり、様々な経験を経ていきますと、こういった考えに対して、なるほどなどといった考えを持つものであります。

町長も私とはほぼ同年配でいらっしゃるので、とても町長のお考えには興味があります。こういう危惧はどう払拭されるおつもりか、1番目の質問としてお伺いします。

2番目の質問ですが、英語教育は、もちろんこれは英語作文なんかですけども、もちろんのことその他の活動においても、他の市町村の一步先に行く施策を施すという気持ちが大切なのではないのでしょうか。

その一例ですが、クラブ活動の一環として、英語以外の外国語、例えば我々の国に近い韓国語や中国語の導入のお考えはおありでしょうか。

以上についてお尋ねします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 英語教育については、教育長からちょっと答弁させます。

ただ、英語教育については、やっぱりこの学習指導要領に基づいておりますので、世論としては英語を習復するというか復習するというか、そういうさせなければならぬんじゃないかなということを思います。

前にも私言ったかも分かりませんが、議

会、教育民生常任委員会で、広島県の世良町というところへ行ってきました。世良町は校長先生が主になって、子供たちに1年生から6年生まで全て英語を教えさせるということで、一番簡単にどこで英語を覚えられるかということで、世良町は山の中にある町なので、みんなバスというか、スクールバスで通ってきます。スクールバスの中が全部この英語のコミュニケーションする場ということで、全てそこを例えば1時間かかってくる子もその英語の音楽とか、英語でみんな語りかけてやってるといふところへ1回視察行ってまいりました。取組自体は1年生から6年生までということで、もうレベルの段階は結構あるんですが、その挨拶の仕方、おはようございます、グッドモーニングという中から1つずつ入っていくということで、非常にいい取組だったなということで、これからはやっぱりグローバルな社会においては英語が必見じゃないかなということを思います。

あとは今、教育長にちょっと答弁させます。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 尾田議員の英語教育に対する町の方針についてお答えいたします。

まず、1点目の英語教育ばかりを叫ぶ風潮やそれによって生じ得る弊害をもう少し考えてみることも必要な時期に差しかかっているのではないかについてお答えします。

英語教育を重視することの弊害についてのことですが、英語教育の重要性は認めつつも、英語教育が目的化し、他の学びや日本語力の育成を軽視することは避けなければならないと思っており、他の教科とのバランスの取れた教育を推進してまいります。

次に、2点目の他の市町村の一步先に行く施策を施す気持ちが大切なのではないか。英語以外の外国語、韓国語、中国語の導入の考えはあるかについてお答えいたします。

英語以外の外国語導入については、グローバル化の進展に伴い、韓国語、中国語など近隣諸国の言語の重要性が増していることは承知しております。しかしながら、学習指導要領において、外国語科については、英語を履修させることが原則であると示されております。

これは世界が、英語が世界で広くコミュニケーションの手段として用いられている実態や、小中高の接続を意識した教育課程を考えた場合に、日本国内の現状を踏まえて合理的であるためと考えられているからと思っております。

また、英語以外の外国語を導入する場合、教員の確保、教材の整備、強化方法など多くの課題があり、現実的に自治体単独で導入することは困難と思われまます。

こうしたことから、英語教育を基盤としつつ、国際交流事業や姉妹都市交流を通じて、多言語に触れる機会を提供することで子供たちが幅広い文化への理解が深められるようにすることが現実的かつ効果的であると考えております。

したがいまして、当町としましては、英語以外の外国語を学校教育に導入する考えはございません。

当町では引き続き、国の教育制度にのっとり、英語教育を中心に据えながら、国際交流を通じて、多言語、多文化理解を補完してまいりたいと考えております。

当町の教育は、子供たちが自立心と責任感を生み、世界に開かれた視野を持ちながら、地域社会の一員として成長していくことを目指しております。

今後も、国語や地域文化との調和を重視し、国際交流を通じて、多様な文化理解を深めることで、未来を担う子供たちを育ててまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 尾田良一議員

○7番（尾田良一議員） 2番目の質問に関してですけれども、英語教育は別に否定するものではなくて、英語はやっぱ便利は便利ですよ、遊ぶ分にしても。

それですけれど、私、以前は塾やっております、子供の学力とかちゅうの多少は知ってるつもりなんですけれども、どうも英語教育、特に英作文なんかというものに関しては、どうなんでしょうね。教育長、お答えしていただいているんですけども、全体的に作文能力というのは日本語の作文、あるいは小論文に関して一緒なんですけれども、どうもあまり高くないように思うんです。英語教育の中においてですよ。だから、そういう面では、どうなんでしょうね。英作文というものは、英語教育の中においてほどの程度まで重視されているんでしょうかね、指導要領に従った上でも。その点ちょっと分かる範囲でお願いします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

○林 大智教育長 尾田議員の再質問にお答えいたします。

英作文ということですが、これについては、今の学習指導要領についても、大事にしておるところでございます。ただ、今はコミュニケーションを尊重していこう、コミュニケーションを育てていこうということが入ってきましたので、以前よりも英作文よりも、コミュニケーションのほうに力を入れていくといったことのほうになっていることは否めないと思っております。

しかし、文章を書くということ、とても大事なことです。両方両立しながら指導できるように現場のほうにも話をしております。

○議長（南 昭榮議員） 尾田議員

○7番（尾田良一議員） 教育長のおっしゃることは十分分かります。ただ、要するに私が英作文と強調するのは、これからの生徒たちは外国に行く機会もあると思うんですか

ら、そういった場合に英作文というものを作ることによって、自分の意思表示がうまくなるんじゃないかというふうに考えるからであります。これには返答していただく必要がありますので、以上なので私の質問はこれで終わります。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、5番 澤良一議員

〔5番（澤 良一議員）登壇〕

○5番（澤 良一議員） それでは、通告に従い質問いたします。

本日の一般質問は、町が委託する給食関連事業等において、相次いで発生した不適切事案を踏まえ、行政の内部統制及び契約管理体制の在り方を問うものでございます。

まず、今年度発生した保育園給食におけるトング部品紛失事案は、児童の安全、衛生に直接関わる重大なインシデントであり、町の危機管理体制、報告経路、初動対応の在り方が問われるものであります。

加えて、学校給食業務においては、受託業者による外部再委託という契約違反が長期間にわたり見過ごされ、結果として損害賠償請求にまで至ったことが町の監督責任及び契約統制の実効性に重大な疑義を生じさせているという事態に陥っております。

これら一連の事案は、単なる業者の不祥事にとどまらず、町の業務執行体制、契約手続、監査機能等を含む内部統制全体に内在する課題を浮き彫りにしたものであります。

また、これらの業務は、いずれも公募型プロポーザル方式や包括契約方式により選定、委託されたものであり、その選定過程における公平性・競争性・透明性の確保状況についても検証が求められるところであります。

当町において、これらの大きな課題を踏まえ、以下質問に移ります。

1、共立ソリューションズへの損害賠償請求と行政の沈黙。

①共立ソリューションズの法令違反行為。

昨年、自社で炊飯業務ができなくなった日から本年10月31日の議会全員協議会で損害賠償請求の意思表示日に至る簡潔な経過説明を求めます。

②今回の問題は、共立ソリューションズの法令違反に端を發しながらも、選定、契約、監督、チェック体制のいずれも機能しなかった結果です。町長はこれを単なる担当課の不手際として処理するのか。それとも町政の最高責任者、町長としての統治責任と受け止めるのか、以上2点で伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 共立ソリューションズの損害賠償の請求に関する質問にお答えします。

まず、1点目の共立ソリューションズにおいて炊飯業務ができなかった日から本年10月31日の議会全員協議会までの経過について説明をします。

昨年の8月に共立ソリューションズから調理員の退職に伴う人員不足により、9月から炊飯業務ができない旨の申出がありました。協議の結果、令和7年3月までを期間として、やむを得ず町から石川県学校給食会に対し炊飯したご飯を納入してもらうことになりました。町から共立ソリューションズには、早急に人員確保を行い、一日も早い炊飯業務の再開を再々依頼しておりましたが、炊飯業務が再開されないまま、本日に至っております。

この間、令和7年7月に行われた町監査委員による令和6年度決算審査において、監査委員から当該事項が契約違反に当たり、ペナルティーとして、違約金や損害賠償が発生する旨のご指摘をいただいております。

この時点で町としましては、最終目的である給食の提供を支障なく行うことができていることから、損害はないという認識でありましたが、9月定例会議における澤議員からの共立ソリューションズへの損害賠償についての一般質問を受け、町の顧問弁護士に相談を

いたしました。顧問弁護士の見解は、本件は債務不履行と決定し、炊飯業務に関わる人数の人件費と、炊飯代金の比較による損害額を算出する方法もあるとの助言をいただきました。

この見解を基に精査を行い、損害賠償を算出することとし、今年の10月31日の議会全員協議会において経過報告と今後の対応について説明をいたしました。

次に、2点目の今回の共立ソリューションズの問題についての責任につきましては、関係課の連絡が十分取れず、この把握管理するための内部管理体制が十分に機能していなかったように思われます。これを重要な課題としてすぐに対応できなかった私の責任であると深く受け止めております。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 町長の統治責任であるということをお認めになりました。大変これは重要なことであり、また町長自らがそのことの責を負うということをお認められましたので、私はこの次に移りたいと思いません。

2番、このままでよいのか？業者選定の公平性とプロポーザル方式。

今回問題となっている共立ソリューションズの選定は、公募型プロポーザル方式によるものでございました。今年6月の一般質問で町長は、プロポーザル方式について次のように説明をされています。読み上げます。

プロポーザル方式とは、自治体が広く参加者を募り、提案内容や企業の実績を総合的に評価して、最適な提案書を選ぶ契約方式である。単なる価格競争ではなく、提案内容や実現可能性を審査委員が評価をし、最も町に目メリットのある提案を採用でき、政策目標にも合致した事業を進めやすくなると述べられております。

このことを踏まえて、その選定における公平性・客観性等についてお伺いします。

①プロポーザル方式の評価者は、全員庁内の課長職で構成をされており、外部の第三者が一切含まれておりません。これで公平性・客観性が担保されると言えるのか。また、なぜ第三者を入れないのか。

②その評価基準はあまりに抽象的で、数値根拠に乏しく、評価者の裁量で結果が左右される構造となっていないか。これは別紙の資料Cを参考にしてください。

③業務遂行能力、法令遵守体制を高く評価して選定をした業者が、今回、再委託禁止違反を起こし、損害賠償請求に至った。この矛盾をどう説明をするのか。業者選定方法に全く矛盾はないのか。これは別紙Cを参照してください。

以上、3点でお伺いたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 業者選定の公平性とプロポーザル方式についての質問にお答えします。

まず、1点目のプロポーザル方式の評価者が全員庁内の課長職で構成されていることで、公平性・客観性が担保されているかについてですが、事業者からのプレゼンテーションに対し、各業務を熟知している課長を評価者に選任することで、効率的な業務の遂行を総合的評価、判断できると考え、第三者の選任までは必要ないものとしておりました。

次に、2点目の評価基準や数値根拠につきましては、その時点で精査して決定したものでありまして、評価については評価者が事実やデータに基づいて公平・中立な立場で行うものであり、自分の考えや判断に基づいて物事を決定して行われるものではないと考えております。

最後に、3点目の選定した事業者が債務不履行を起こしてしまった点につきましては、甚だ遺憾ではありますが、事業者からのプレゼンテーション時点において、今回のような事態が起こることは想定をしておりませんでした。

今回のことを踏まえ、今後の事業選定において適切な評価基準を見直すなど、改善すべきところは改善してまいりたいと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今、町長のほうから3点について説明がございました。特にといますか、まず1番目の、課長です。全員が課長なんですよ、この庁内のね。庁内のここにおいでの方、関係する方がね。この評価を、このプロポーザル方式において、その業者が今回2社があったんですけど、11億8,000万の件についてね。それについて、2社が入ってお話を聞くわけです。そのときに、それを評価をするのが、この町の課長、全員が課長職。なおかつ、その選定は選定基準に基づいてやると、こういうことですよ。これはもう私は何回も何十回も聞いている。今日も同じような質問したけど、同じ答えです。一貫性があるといえば一貫性があるんですけども、ただこのことは本当に第三者がお聞きになったときに、「ええ、ほいじゃ誰」、例えばこれは後でちょっとお話ししますけども、誰かが「おい、このことが何かよさそうだな」ということがあれば、その評価者が、これはやってるということじゃないんですよ。そんなふうなつけ方をすれば、AでもBでもどっちでもなる。そういうことをやってるかどうか分かりません。ですから、そういう疑いを持たれないためにも、外部の方を入れて、できるだけ客観的にといますか、公平にやるというのが、こういったその評価をするという、外部の事業者を呼んでその評価、プレゼンを聞いて評価するといったら、まさにそうした判断が私は必要だと思うんです。

そうしないと、町長のお言葉ですと、その業務に熟知しているのだから、その人たちを配置したと。熟知しているから逆に言うと、知り過ぎとるから極端に言うたら、こんなふう

なっとなるかもしれない。ずっともうその関連のことにやっておいでたりとか、そういうことをずっとやっていると、ほかのことを聞く耳がなくなるということもないんですけど、これが当たり前なんだと思ってしまう、そういう集団の中で評価する。私はそのことが、町長はそのことをもってして公平性や客観性があるというふうにおっしゃいましたけど、私はもう何度聞いてもそのことはちょっと理解ができません。

それから、3番目のところでおっしゃった、ちょっと進んだのは、その評価基準について見直すところがあれば見直すということをおっしゃったんですね。これは町長、6月の私は同じような質問をしたときに、ちょっと資料に添付してないんですけど、町長は同じことおっしゃってるんです。

要するに見直すべき、要するに改善すべきことがあれば随時見直しますと。6月の一般質問で答えられてるんです、町長がね。ほんで今6か月たってるんですよ。ほいで、また同じ答えなんです。見直すところがあれば見直す。そうすると、この6か月間、逆に言うと失礼ながら、町長はこの評価基準、それから評価者等々私が何度も言って恐縮ですけども、公平性というのはどうやって担保するんですかってことばかり聞いている。このことについてはね。この6か月このことについて、今また同じ答弁が来るということは、これ皆さんの中で議論されたんですかというのは物すごく不思議に思うんです。もしされていけば、そのことについては、こんなことで議論しました。それでこういうところを変えましたというのは、今私、もう3回目です、この質問はね。出てくるんですけど、町長の答えは同じなんですね。ということは失礼ながら、このことについて議論がそんなにされているようには思えません。

これは今、なぜ質問しないかということ、再質問は二度に決められてるんで質問できな

い。次質問できないんでね。ですから、これは質問しませんけども、このことについては、もう一度、私が言った言わないじゃなくて、関係の課長、参事ももちろん交えてこの評価というものについて、もう一度議論していただきたいと、こんなふうにして再質問に移ります。

大変残念ながら私がお願いするような答弁は聞かれませんでした。

さて、今回の問題の発端は、先ほど町長からも説明がありましたが、共立ソリューションズにおいて、炊飯業務の担当者が急に退職して、代替要員を確保できなかった。そのことにより、契約不履行という法令違反に至り、損害賠償請求を行う、町が行う事態となった点にあります。

ここで資料Bの公募型プロポーザル方式の選定基準をご覧ください。

資料B、これはタブレットにみんな入ってると思うんですが、これは先日、情報公開で頂いたものなんですが、この中のちょっと線を1本引いてあるんですが、これは法令に関するところを引いたんですが、そこへ行く前にちょっと私、引き忘れたんですけど、この評価基準のこの選定項目がございます。選定項目の具体的にある行数でいうと、1行2行3行4行5行目、上から5行目ですね。ここに急な欠員が生じた場合、即座に対応できる人員体制が取れる、どのように取れるか。急な欠員が生じた場合に即座に対応できる人員体制が取れるかとあります。

つまり今回の事案は、この選定基準が明確に想定をしていた。町長は想定外とおっしゃったんですけど、想定してるんですよ。基準書に載ってるから。想定していた急な欠員そのものでございます。にもかかわらず、当該事業者は、そこをできる人員体制を持たず、内部での代替配置もできず、結果として契約違反という最悪の事態に至りました。これは、急な欠員にも対応できる体制があると評

働され、選定をされた事業者が、まさにその局面で対応不能だったという選定基準と現実が真逆になった明確な明白な矛盾です。

学校給食は一日たりとも止められません。安全性と継続性が最優先される業務です。その根幹を担う審査項目が機能しなかった以上、これは単なる偶発的なトラブルではありません。

一般的にリスク管理とは、想定外への対応ではなく、想定内のリスクに確実に備えることです。今回の急な欠員は、評価項目として明示された完全に想定内のリスクでした。それが破綻したということは、プロポーザル方式の根幹が崩れたことを意味しております。

私は6月以来プロポーザル方式における公平性・透明性を質問、問い続けてきました。答弁は常に評価基準に基づき選定をしたというものでございました。

しかし、今回その評価基準自体が現実に堪えなかったことが明らかになりました。明らかになりました。これは町長、今じっくり読まれたらお分かりだと思いますが、こういう評価基準があったの。いざというときに退職であろうか何であろうか、欠員が出たときに対応取れるかというのは、この評価基準にあるんですよ。業務体制及び業務執行計画、配点15ですね。100点満点中のね。その中に具体的な一つとして急な欠員ができたときに、対応取れますかということだから、当然これ取れませんってこれ選ばれませんよね。だから、この評価をした5人でしたかね。何名かの課長できた、課長が評価をしたときに、このことがどんなふうに、資料Cに細かい評価の点数がいろいろあります。どんなふうに評価をされたか知りませんが、恐らくゼロ点じゃないと思うんですよ。こんな大事な先ほどから言いましたように、給食、これは絶対止めちゃ駄目なんです。そういう業務を委託する業者の選定のときに、その評価基準の中にそういうことは、やはりないでしょうね

ということのこれは評価基準なんです。にもかかわらず、9月にこれは起きてるんですよ。先ほどいろいろ説明をされました。物の流れの子細はありました。それについて、私はちょっと質問も反論もあるんですけど、それは置きます。ただ、結果として、去年の9月から今日に至るまで1年3か月間、そのことができていない。こんな矛盾がある。

そこを踏まえて、町長この際、もう町長なりに大変驚かれていると思うんですが、過ちは過ちとして認めて、第三者を加えて評価体制の構築と選定基準の抜本的な見直しを行いませんか、町長。そして本年度中にその結果を議会へ報告するように、町長の決断を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 この件につきましては、今の一般質問の町長査定でいろんなことを話しました。そういう結果、この今指摘されたような業務体制の業務計画の中にこの委員の中でリスク的なものがかかりあったということ踏まえて、こういうリスクを見抜けるような体制をつくらなければ駄目じゃないかなということで、一応第三者委員会は、選定委員会をつくらうと思っております。それには司法書士とか会計士とか、知見を要した人に入っていて、次のプロポーザルに移るときには、第三者委員会も設けて、公平・透明性のあるプレゼンとかプロポーザルをしたいということを思います。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今ほど町長は、これまでと相当進んだ答えをされました。今出たのは第三者委員会ということがございました。それも一つの方法ですし、方向性は間違っていないと思います。

ただ、問題なのは、今ほど失礼ながら町長お話ししましたが、町長に呼びかけてます。それは第三者委員会、これも手ですよ。

でも、今この案件をもう一回考えてほしいんです。今、昨日や今日や一月前に起きたんじゃないんです。もう1年3か月たってるんです。それ行く前にも6月にもお話をしました。でもそのときに、これ嫌みじゃないんですけど、ほとんど町長、執行部は、このことを真剣に捉えていませんでした。書いてあるとおりですよ。決められた評価者が評価基準に基づいてやっている。これだけだった。この損害賠償9月のことに私が質問しても、損害賠償のことを監査委員も言ってるし、損害賠償のことをどう思うかということを質問しました。そのとき町長は、実害を受けてない。こんなこと言ったね。その後、いろいろありましたけど、弁護士のとこ行ったら、いやこれは損害賠償だということで、損害賠償だということで、10月31日の全員協議会でその方向性を示されたわけですね。11月1日の新聞にも大きく出た。

そういうことを考えると、今第三者云々ということもいいんですけど、町長自身がもう委員会であろうが会議であろうが議長なりトップとして、その関係者、それから第三者集めて、トップとして自らこのことの過ちについて、これは私が過ちと言ってるんですけど、このことについて、名誉挽回するために町長自らがやっぱり陣頭指揮を執ってやってほしいと思うんです。

このこともやってくださいという確認の質問はいたしません。もう一問質問があるんでね。ぜひそのことを町長、お願いしたいと思っております。首を縦に振られましたんで、期待しております。

質問の2に移ります。

先ほどの質問の1でも触れたとおり、業者選定の審査委員が全て町職員で構成されている点で、町長は6月議会で審査委員は仕様書を踏まえて各社のプレゼンを受け、事前に提示した評価基準と採点表に基づき審査を行い、業者を選定をしておりますというふうに

おっしゃいました。これは先ほどもありました。つまり業者を選定するのは審査員であり町長ではございません。

ここで関連資料として資料D、これテレビをご覧になってる方、それからユーチューブの方もおいでるんですが、この資料がここで映し出すことが、まだ私の町はできません。大変申し訳なく思っています。本日の執行と、それから議員にはこの資料並びに傍聴者の方にもこの資料行っていると思いますが、大変申し訳ございません。

資料D、プロポーザル方式の業者選定に関する町長の答弁として、令和3年3月、一般質問の議事録、会議録がこの資料Dですね。Dにあります。当時の町長の答弁を読み上げます。

私は、共立メンテナンスが3年間包括支援してきた実績を高く評価をし、最終的には判断しました。業務の中身については、バス運転手や給食調理など慣れているところのほうが良いのではないかということで、3年間やられた実績を評価したものと述べられています。つまり町長は、最終的には私が判断したと明言をし、さらに慣れているところに、慣れているところのほうが良いという事前の先ほどの評価基準には存在しない要素を判定理由に挙げられている。

プロポーザル方式の要は、事前に定めた評価基準に基づき、評価委員が点数をつけて、その結果から客観的に業者を選定するという仕組みです。それにもかかわらず、評価委員でもない首長、町長が評価基準にない、いわゆる慣れを理由に最終判断をしたと述べられていることは、この制度の透明性・客観性と大いに矛盾をしております。

矛盾というところでは先ほどの1番と関連しております。非常に残念なことです。そこで伺います。

町長のこの発言は、プロポーザル方式の公平性・透明性を自ら否定するものではありません。

せんか。不適切であったと認められるのか。また、今後どのような対応を取るのか、町長の見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 この時点では、この3月議会ですね、定例議会でしたときには、今まで5年間、それまで共立メンテナンスが共立メンテナンスでした。共立メンテナンスがやってきた中で、もう失態もリスク的なことも考えなかったんで、プロポーザルでは、この今共立ソリューションズになりましたけど、ソリューションズのほうがいいんじゃないかなということで、その辺で判断をしまして、したわけですが、上がってくる資料というか、実際この課の中でというか、こういう将来起こり得る、将来起こり得る不利益に対しまして、このリスクを権限とか補償とか、そういった形で本当は確実性を担保したかったわけですが、その辺この起こり得るリスクの現状について、この組織的なルールの見直しとか、今感じるの組織的なことの見直しとかいろんなことを考えていかないと、いろんなこれから総合計画の中でも出てきますんで、そういうことを含めて本当にこのリスクを軽減するための考え方を入れていかなきゃ駄目じゃないかなということをお思いますし、これについては、当時はなかなか今タブレットになりました。タブレットはいいかどうかはなかなか判断の、場を取るところなんですけど、ただ昔は紙媒体で全部決裁が上がってきて、それを目に通してということでやっておりました。それを今、タブレットに上がってきてかって決裁に上がるとき、詳しく資料が入ってない。ぱっと読んでかってぼんてボタンを押せば、すぐ決裁できるようになってるんで、本当にこういう重要な案件に関しては、資料は手帳にやっぱけ、例えば担当課なり総務課なり、そこがきちっとやっぱり上げていく必要があるんじゃないかなということをつくづく思いますので、この体制の見直しと

いうのは、これからやっていかなければならないと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今、町長いろんなことをお話をされました。特に私も共感したのは、このタブレットで要するに電子決裁ですよね。町はやってらっしゃいます。

この後、時間があればお聞きしたいんですけど、例えば会計の、会計課ですかね。あそこにおいて、いわゆるお金の流れのとりでなんですよね。あそこで今回の件についても、いろいろ電話で聞いたり、それから総務課長に聞いたりしました。

ところが今この共立ソリューションズのこの決裁について、いわゆる、この後に出てきますけども、今日現在、私はよろしからざる不正な支払いが続いていると思います。なぜか。9月から契約不履行なんです。契約を守とらん業者に490万ずっと払ってるんですよ、1年3か月。年間約6,000万。このことはあってはならんこと。この後の質問に入ってきますけども。それはどういうふうやってるかいったら、全部電子決裁なんです。電子決裁は早いんですけど、それについては資料を見るときに、今、町長おっしゃったとおりですよ。全部確認できるかどうか。それから、全部資料が入ってるかどうか。それから、前回のものと比べるときにどうかとか、いろんなそのジャッジの仕方において、私は不都合があると思います。もう議会も一緒なんです。タブレットでやってますけど、私は資料持ってきてます。議長の許可をもらって。大事なものは紙でないとは分かりませんから。

だから、タブレットはタブレットのよさがあるんですけど、本当に思考する、それはより俯瞰をするという意味でやるときにタブレットだけでやるというのは、いささか私も疑問が残ります。

ただ、ちょっと本題戻しますと、これだけ

町長もいろいろおっしゃってらっしゃるんで、さっきの第三者委員会のときも言いましたけども、もう町長自らが今そのことをお気づきになったとしたら、その問題点を第三者を招く前にもういろんな会議をやってらっしゃるんで忙しいんですけど、このことに特化したこの改善、何度も言いますけど、こんな恥ずかしいことはないです、町長。いや、この損害賠償、こっちは取るほうだから払うほうがソリューションズだからではなくて、これは同じですよ。法令違反を犯したということに対して犯したのは向こうだという一方的なことじゃなくて、それに至る状況があったじゃないですか。なぜか。選定において間違えがあるんですから。そうですね。そういう意味で恥ずかしいんです。

ですから、そういうことを含めて、ぜひとも、この場限りに私の質問が終わったら、そういうことで第三委員会を開いて第三者を入れてやろうぜという単なる済ませ仕事ではなくて、本当に今回のこのことについて恥ずかしい、失礼ながら私は恥ずかしいと思います。恥ずかしい事態に至ったことに対して、これを抜本的に直すためにはどうすればいいかということ町長自らが開いて、それである程度のもので作り上げて、第三者委員会の形式を取るかというふうにしていきたいと思うんです。

そうしないと、もう丸投げになります。それとそれを担当する課長は、また頭いっぱいになります。ですから、これは町長自らが音頭を取ってやっていただきたいと思っています。町長、いかがですか。

○議長（南 昭榮議員） 澤議員、4回目になりますが、会議規則第51条、ただいまの会議の規定により特に発言を許可いたします。

そこで議員、質問の途中ですが、ここで11時25分まで休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。再開します。

5番、澤良一議員の質問の続きから始まります。残り時間は22分となりますので、よろしくをお願いします。

宮下町長

○宮下為幸町長 今、澤さん言われたように、これから三役会議なりにしっかり話をしながら、ちょっといいです、最後のとちょっと分からん、もう一回言ってもらえます。最後のほうの今のちょっと言われたことについて。（「ちょっと止めな駄目です」と呼ぶ者あり）

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） これ止まらんわね。もう一度説明します。そういうことですよ。（「そうそう」と呼ぶ者あり）要は、先にお話ししたことと関連するんですけど、今回のことについても、やっぱりその評価と、そういう評価内容と評価者というものが必ずしも町長が答えられてきたと違う方向で今来てるんで、そのことを見直すべく、社内じゃなくて庁内で、庁舎内でそのことをもんでください。そのまずもむ。その中心は町長。そこである程度、内々でつくったものを第三者を入れて、さらにいいものにして、仕上げていくと。こういうことをやってくださいませんかということでお話をしました。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 重々分かりました。課長会議なり三役会議なりで、そのことに対して今言われたような形でやっていかなければ、最後に出てくるものを内部統制的なことも含めて、もうやっていかなくちや駄目やということを感じておりますので、その辺はしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） ありがとうございます。私がおっしゃったようなことという

んじゃない、町長の口から本当はいただきましたかっただけですけども、いわゆる本当にこの改善に向けて、とにかく遅れてました。それは今、町長がおっしゃったんで、これ以上あんまり言っても失礼ですけども、そのことをほかの市町は知りません。我が町がやるということです。そんなにほかができてるかどうか知りません。我が町がやる。そんなことで、ぜひ今おっしゃったように、進めていただきたいと、こんなふうに思います。

本来ならこの後3番へ行くんですけど、今、町長のほうからこのことに対して改善を進めるということでしたので、3番の包括契約の弊害とリスク管理の脆弱性、このことについては割愛をして、4番に行きます。

4番、さてここまでは、ここまでで浮かび上がったのは、損害賠償への対応、業者選定の在り方、契約方式の問題、これらはいずれも個別に起きたのではなく、共通する背景があるからではないかという点です。

それは、行政内部で本来機能すべきチェック体制、情報の共有、記録と検証の仕組みなど、内部統制の根幹部分が十分に機能していなかったという、より大きな問題でございました。

地方自治法は、自治体の規模にかかわらず、第150条の2、内部統制の整備、第149条、適正な財務執行という基本的枠組みを定めております。

今回の一連の問題を振り返ると、内部統制の仕組みそのものをどのように構築し、日々の行政運営の中でどう生かしていくのかという、より根本的なテーマを避けて通ることはできないと考えております。

そこで、次の4問では、町政全体を安定させ、再発防止を図っていくために不可欠な行政内部統制システムとガバナンスの在り方について町長に具体的なご認識を伺ってまいります。

4番、行政内部統制システムとガバナンスの欠如。

①地方自治法は首長に対し、次の法定義務（努力義務）を課しております。1、内部統制の整備。2、適正な財務執行。3、監査に基づく是正措置。しかし当町で起きた長期間の再委託禁止違反、違法状態での公金支払いの継続、法定監査の不実施。これらはまさに、これらの法定義務が履行されなかった結果です。これらは決して課題や検討事項ではございません。町長はこれらを行政の規模に逃げることなく、また現状の受託事業者の契約不履行や損害賠償請求に至る恥ずべき案件に鑑みて、適切に責任を持って履行してきたと言えるのか。

②至急町長自らが率先して実施すべき具体的事項とその期限を求める。

以上、2点で伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 内部統制システムとガバナンスについてのご質問にお答えします。

まず、1点目の内部統制の整備、適切な財務執行、監査に基づく是正措置の履行につきましては、ご指摘のとおり適切に履行されていなかったと考えております。

このため現在、債務不履行による損害額を算出しているところであり、変更契約の手続も速やかに行いと考えております。進捗状況については随時議会への報告する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の町長自らが率先して実施すべき具体的な事項につきましては、今回の事態を踏まえまして、現在整備されていない内部統制の整備に早急に着手をしたいと思います。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 前向きな答弁いただきました。ただ、ここで私が求めるのは、先送りするんじゃない、もう具体的にこう

いうことをやるということをお聞きしたかった。

例えば、今回のこの反省、今回の件に対して名誉挽回、反省をするとすれば、遅くとも今年度中に私は内部統制の基本方針、それから内部統制監査はやってませんが、新しい監査の体制、それから行政再構築の計画、これらの3点は、町長として今年度中に号令をかけて作成していただきたいと思うのですが、町長の見解をお伺いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 この内部統制につきましては、ここにガイドラインがあるんですが、多分この年度内にちょっとできないかもしれませんが、このガイドラインに沿っていく必要があるということを感じておりますので、できるだけ早くやりたいなということは考えております。本当は年度内にして、一応もう給食業務も4月から完全にまた元どおりに戻すというような計画も立てておりますので、本当はこのガイドラインが本当にこの3か月ぐらいでできるかどうか、これ一応やっぱり全ての職員もそうですし、課長もそうですし、最後には監査委員の知見も生かしながらやっていくというような方法でやっていかないと駄目なんじゃないかなというふうに思いますので、年度内というのはちょっと一回、また執行部で三、四日以内で、課長会議内でちょっと話をしてみたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 町長も初めてのこともかもしれませんが、この内部統制というのは、民間じゃ当たり前のことなんです。ですから、庁舎でもこういう私は何度も内部統制という言葉を使ったことあるんですけど、やっぱりそれは自分たちにあんまり関係ないという、何ていうんですかね、そういう感じで受け取られてるんじゃないかと思うんですよ。

今こういう問題が起きて、今こういう経緯

に至ったわけですけども、やっぱりこれは今までなかっただけのことであって、それからまだ正直言って大きなそんな大やけどまでしてない。ちょっとしたやけどしてますけど。だから、そのうちに今、その間にやられればいいと思うんですね。町長がおっしゃるように、今年度というのは、まず町長が難しいなと思われるから。町長が今年度難しいと、みんな課長、うんうん、総務課長なんかはうんうんて言うんですよ。物すごい首振ってましたよ。宿題いっぱいあるのに。

だから、それは、私はこれ以上言いませんけど、ただ方針くらいはつくられますよ、町長。ガイドラインの云々見て、どういうガイドラインかちょっと分かりませんがね。そういうものがあれば、どういう方針をつくるか、これは町長できますよ。これは町長のお仕事ですからね。総務課長につくれじゃなくて。町長がよし分かった、じゃ方針とこれは俺がつくるよということではいけませんよ。何度も言いますが、このことでほかの課長も、課長さんもいろいろ聞いてまた仕事が増えたな、嫌な質問しとるなど、こんなこと思わんといてください。今までなかっただけのことなんだ。

そしてこういうものができると、町長楽になる。町長のマネジメントが楽になる、間違いなく。総務課長同じです。参事みんな一緒ですよ。そういう仕組みをつくって、それをしっかり履行する、PDCAを回していく、このことをやることによって、楽になるんです。サボるというんじゃないんですよ。余計なものが要らなくなるんです。何をやるべきかが見える。それをここでも貼っておけばいいんですよ。町長室にも貼っとけばいいんだ。みんな見える。玄関でもいいんですよ、町民が来たときに。町長はこんなことを考えている。

去年九州行って、被災地の云々、何町か知りませんが、行かれたときにある町長の何

かのPDC Aがあったんでしょ。物すごい目で見てね。目で見て分かるね。そういうものを町長やっぱりつくるべきだと思うんで、ぜひそれは基本方針、町長、今年度中にぜひお願いしたいと思います。そんなに難しくない。総務課長、ノーと言ってませんから大丈夫です。

それでは、次、最後の5番に移ります。あと10分。

庁舎整備は「命を守る投資」か。

現在、当町では、庁舎の統合や庁舎整備の検討が進められております。しかし私は、庁舎整備を単なる利便性の向上や耐震性能の確保にとどめてはならないと考えております。

庁舎とは、平時の行政事務の場であると同時に、災害時には町民の命と生活を守る中枢の機関です。

町長は、庁舎整備をどのような性格の投資と位置づけているのか。命を守る投資という観点をどの程度重視しているのか、以下伺います。

庁舎整備は単なる箱物の利便性や耐震性止まりではならない。行政機能の持続要件が曖昧である。中能登町総合計画を待たずとも、業務継続（BCP）中枢としての明確な方針が必要である。町長の見解を伺う。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 庁舎整備における明確な方針についてのご質問にお答えします。

9月定例会議の一般質問でもお話ししており、庁舎再整備に向けた基本計画を現在策定中であります。庁舎の在り方については、万一大規模災害が発生した際には、町民の生命や財産を守るため、災害対策本部を設置して迅速な対応ができる態勢が取られることを第一に考えております。

このため、指揮系統や防災機能の統一を図ること、業務の効率化や住民サービスの向上、職員間における的確な情報伝達が行える環境を整備することが重要であると考えてお

ります。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今、町長お話しいただきました。いわゆるこの大規模災害が起きたときに、庁舎自体が機能不全に陥れば、救援の調整とか、避難指示、情報発信、物資の配給など全てが止まります。

耐震性は倒れないための条件であり、BCPは動き続けるための条件です。庁舎の整備は、一度整備すれば、数十年間続ける施設です。最初から中枢機関としての具体的にどのような要件を念頭に設計をされるか、町長のさらなる見解をお尋ねします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 先ほど申し上げたように、やっぱり人命の確保とか、この今早期に復旧するとか、事業の継承というがは、しっかりやっていかなければならないんで、もうその間に万が一ちゅうことがありましたら、何を優先するかということに対しては、町民の皆さんが大事なんで、人が一番大事でその次に物をどうするかということを考えていかなければならないので、その辺はこれから整備に対する中で、しっかりとまだ出てきませんが、これから出てくるので、その辺を検証しながらやっていきたいなということを思います。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） いわゆる具体的には通信であるとか、電源とか、指揮命令系統、この維持だと思うんです。もう時間がないので、町長から今後、このことについては、その庁舎整備の中で、念頭に入れてやられるというふうなご発言だったと思いますので、この後、質問ではございませんが、最後に少し私の意見を申し述べさせていただきたいと思います。

庁舎整備は、便利さや耐震性だけで評価すべきものではありません。これらは当然の前提条件です。

庁舎は、平時の行政事務の場であると同時に、災害が発生した瞬間から避難指示や救援要請、情報発信を伴う命を守る中枢拠点へと役割を変えます。建物が無事でも電源や通信が途絶え、職員が動かなければ行政は機能せず、町民の安全は守れません。

だからこそ、庁舎整備は、倒れない建物だけでなく、動き続ける拠点として計画すべきです。電源、通信、人員体制を設計段階から明確にし、あと回しにしないことが重要です。

庁舎は数十年間使われます。その間に災害が起きない保証はありません。将来世代が、いざというとき、この町には頼れる場所があると信じられることこそが、庁舎整備の本当の価値だと考えます。

我が町の庁舎が命を守り、行政機能を支え続ける中枢拠点として整備されることをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭栄議員） 時間ちょっと早いですけれども、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（南 昭栄議員） 午後からの会議を再開します。

続いて、1番 木下智治議員

〔1番（木下智治議員）登壇〕

○1番（木下智治議員） それでは、通告に従って質問します。

能登半島地震から間もなく2年という節目を迎えようとしています。改めて被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

昨晚と本日未明に震度3の地震が発生したことで、災害はいつ起こるか分からないと身をもって感じ、日頃から危機意識を持って過ごすことの重要性を痛感しました。

この2年間、町民の皆様、そして行政が丸となって被災からの復旧・復興に邁進して

こられました。特に被災された家屋の公費解体が、行政のご尽力により、ほぼ完了したとの報告を受けました。これは、被災の記憶を乗り越え、町が新たな未来へと力強く一步を踏み出すための大きな区切りとなる出来事であると深く認識しております。

町内を見渡せば、景色が想像以上に変わってしまった場所も少なくありません。公費解体がほぼ完了した今、私たちは立ち止まることなく、むしろこれからの中能登町の将来をより真剣に見据える必要があります。地震からの復興は、単に元の生活に戻すだけにとどまりません。復興の過程で浮き彫りになった人口減少、少子高齢化、そして産業の担い手不足といった震災以前からの構造的な課題に対し、いかに向き合い、いかに手を打っていくか。これがこれから問われる中能登町の進化と考えます。

本日の質問では、この厳しい現状認識に基づき、特に人を呼び込み、人が定着するまちづくりの観点から、その具体的な施策について質問してまいりたいと存じます。

まず、最初の質問です。

地域資源を活用した地域活性化についてです。2点お伺いします。

1点目、中能登町における人口減少問題への現状認識と具体的対策についてです。

中能登町の人口は、平成12年から令和2年までの20年間で2,600人以上減少し、特に直近の令和2年国勢調査では、5年前から約6%の急激な減少を示しています。

また、石川県全体の予測では、中能登圏域2市3町は、令和2年から令和27年までの25年間で約34%の人口減少が見込まれており、町の持続可能性に関わる非常に深刻な課題です。

この客観的なデータに対し、執行部としてどのような危機感を持ち、人口減少対策に取り組んでいるか、見解をお伺いします。

2点目、地域の祭り、文化資源を活用した

交流人口増加策の具体化についてです。

人口減少対策として、定住人口の増加に注力することは当然重要ですが、その効果を待っただけでなく、即効性の期待できる交流人口の増加を並行して推進すべきと考えます。

中能登町が誇る豊かな地域の祭りや伝統行事を交流人口増加の核とする、以下の施策を提言します。

地域の祭りを通じた広域的な人口関係の創出です。祭りは、多世代交流や郷土愛を育む力であります。私の地区の獅子舞が今年初めて富山県氷見市表大野青年団と秋祭りの日に互いに獅子舞を披露してまいりました。この交流実績が示すように、地域文化は、地域の枠、そして県の枠を超えた交流力を持っています。

この成功体験を町全体に発展し、文化への関心と交流人口の拡大を図るべきです。この提案について、執行部からの見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 地域資源を活用した地域活性化についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の人口減少問題への現状認識と具体策につきましては、議員ご指摘のとおり、平成12年国勢調査の人口と令和2年国勢調査人口を比較すると、2,609人が減少しております。このうち、平成22年から令和2年までの減少が1,995人の減少と顕著で、近年は年間200人を超えるペースで減少を続けております。

また、今後は加速的に深刻さを増すものと推測をしており、様々な問題が人口減少に起因して顕在化しており、重大な課題であることの認識を強めております。

このことから、今年度の総合計画の改正において人口減少対策を重点課題と位置づけ、その対策を町の重点施策として設定することを考えており、具体的には、子育て環境のさらなる整備による定住促進、労働環境整備に

よるUターン促進の取組を重点強化していくことを検討しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の地域祭り、文化資源を活用した交流人口の増加策の取組はにつきまして、町では現在のところ、こういった情報の発信は積極的に行っていない状況であります。

町といたしましては、各地区の祭りや文化的な伝統行事などを貴重な地域資源と捉えておりますので、今後も観光協会などの関係機関とも協議し、こうした行事への来訪者の増加が見られるよう、情報を集約し、分かりやすい情報発信をするなど、町の交流人口の増加に努めてまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 地域の祭り、文化資源を活用した交流人口増加策ということで、情報の集約、祭りなどの情報の集約発信に努めるとのご答弁でしたが、町のホームページで発信することが推測しますが、例えばなんですか、地域の祭りの開催日をカレンダー風にポスターで作成し、町内の様々な施設に掲示するのも一つの手段と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 議員ご提案のカレンダー風のポスターの作成などを含めまして、今後情報発信やPRの方法について地域の方々や関係団体の様々と検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

交流人口につきましては、いろんなところでお話をしております。これは来年やりたいと思っておるんですが、東京のほうから40歳代、50歳代の女性の方が能登のほうへ行きたいということで、2拠点は行きませんが、2拠点の近いような形で定期的に東京のほうからこちらへ来るといような、こちらへ来ていろんな史跡とか祭りとか、そういう季節に

よって来訪したいと。それに当たって宿泊的・施設的なものがないので、どうするかということをおっしゃっていますので、今考えているのは、少年自然の家を利用した交流人口をしたいなということをおっしゃっています。これ、また東京へ行った折にその方たちと一回お話をし、実際今このお話が出ているのは O U E N J a p a n の小林さんから、そういう話を言ってきたら、40歳、50歳代の方が、中能登へ来て来て生活しているところを回って来て、観光もしてということで、うちだけではなくて、羽咋市、七尾市もありますので、その移住者協議会も通じまして、いろんな交流をやっているかなければならないということをおっしゃっています。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 自然の家の活用というのは、とても素晴らしいことだと思います。ぜひそういった方を呼び込んでいただいて、能登の魅力を思う存分発信していただきたいなと思います。

地域の祭りというのが盛り上がれば、祭りは楽しいということをおっしゃっていただければ、大人になっても参加してもらえますし、いい意味での世代交代という好循環が生まれて伝統芸能が継承できると考えますので、積極的な情報発信を求めます。

それでは、次の質問に参ります。

戦略的な企業誘致についてです。3点お伺いします。

1点目、戦略的な企業誘致と新たな雇用の創出についてです。

就業人口の減少が続き、町の担い手となる15歳から24歳の若者の転出超過が顕著であるというデータは、市内に若年層のニーズを満たす魅力的な雇用機会が不足していることを示しています。この現状を踏まえ、従来の枠を超えた戦略的な企業誘致策を問います。

2点目、若年層のニーズに合った産業の誘致戦略についてです。

従来の製造業誘致に加え、若年層の転出を防ぎ、定着を促すため、IT、ソフトウェア、クリエイティブ産業、リモートワークに対応可能な高付加価値型の企業誘致をどのように進めていくかをお示しください。

また、企業誘致のインセンティブとして、雇用の創出や地元での若年層、女性の常用雇用率を要件に組み込むなど、雇用の中身を重視した優遇制度に見直す考えはあるか伺います。

3点目、サテライトオフィス・ワーケーション拠点の整備と活用についてです。

町内の空き家や遊休施設を改修して誘致企業に提供するなど、町の特性を生かした働く場のインフラ整備を企業誘致の最大のセールスポイントとしてPRしていく考えはあるか伺います。

これらの質問は、中能登町の就業人口の維持と増加という根幹に関わるべき重要なテーマです。執行部の皆様には、若者が定着し、企業誘致が確実に未来につながるための具体的で即効性のある政策を求め、本件に関する町長をはじめとする執行部の所見を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 戦略的な企業誘致についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の戦略的な企業誘致に取り組んでいるかと2点目の若年層のニーズに合った産業の誘致戦略はあるかにつきましては、関連性があることから併せて回答させていただきます。

現状の企業誘致に関する取組としては、企業より進出の相談があった場合への対応と助成制度があります。

今後の施策展開としては、さきの答弁の内容のとおり、次期総合計画では、労働環境整備を重点施策として設定することも考えておりますので、この観点からも企業誘致の取組に関しては、若年層のニーズにさらなる把握

や、当町に合った誘致企業の規模などの分析、企業誘致に必要な整備の検討を進め、戦略性のある取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目のサテライトオフィス・ワーケーションの拠点の整備と活用に取り組むのかにつきましては、ニーズの把握や事業規模、事業の優先度を考慮しながら事業の実施について慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 当町に合った誘致企業の規模の分析、誘致企業に必要な整備の検討を進めるとの答弁がありました。環境整備が整えば、何かしらの形で情報発信は行うかと思いますが、例えば町と商工会などが協力し、誘致対象となる企業に直接出向き、積極的に売り込む、もしくは、町長自らがトップセールスを行う考えはあるか伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 当町の進出検討企業への直接的な働きにつきましては、現在も様々な方面の関係者を通じて私自身も行っているところでもあります。

また、今後は様々な提案などを受け、町等にとって必要と感じた場合には、私自らがトップセールスしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 町長自らトップセールスを行うという力強い答弁がありました。執行部の方々との意見を参考に強力に推進されることを期待しております。

では、最後の質問に移ります。

中小企業の事業承継についてです。

地域経済の基盤を支える中小企業の後継者不足は、そのまま地域の雇用、特に中能登町が誇る繊維産業などの技術、ノウハウの消滅

に直結する重大な問題です。

親族内承継が困難な企業が増加する現状において、第三者への承継を前提とした行政のより積極的な関与が不可欠と考えております。

以下の3点について、町としての見解を伺います。

1点目、事業承継に向けた体制整備と潜在ニーズの掘り起こしについてです。

事業承継は時間がかかったり、経営者の思いが詰まったデリケートな問題です。町として、以下の点で体制強化と行動、アウトリーチの強化を図る考えはあるか伺います。

石川県事業承継・引継ぎ支援センターなどの外部専門機関並びに税理士会や商工会と連携を強化した、より専門的な相談窓口を設置し、経営者の潜在的な承継ニーズを掘り起こすためのアウトリーチ活動、企業訪問やセミナー開催などを強化する予定はありますか。

2点目、第三者承継（M&A）と外部人材を活用した後継者マッチング支援についてです。

親族外の第三者への事業引継ぎ、M&Aを円滑に進めることは、地域外から新しい資本や人材の導入につながり、地域活性化の一翼を担います。この攻めの承継支援について検討する考えはあるか伺います。

3点目、地域活性化の貢献する人材への支援についてです。

事業承継は、単に企業を存続させるだけでなく、人口減少対策と地域活性化の観点からも重要です。町外からのIターン、Uターン企業家が中能登町の企業を承継する場合に、定住支援策や事業支援策を優遇するなど、移住定住政策と連携した事業承継支援を検討する考えはありますか。

これらの質問は、さきの質問と同様にはなりますが、町の就業人口の維持と増加という根幹に関わる重要なテーマです。執行部の皆様には地域企業が確実に未来へつながるため

の具体的で実効性のある政策を求め、本件に関する町長をはじめとした執行部の見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 事業承継についてご質問にお答えします。

まず、1点目の事業承継に向けた体制整備と潜在ニーズの掘り起こしについてと2点目の第三者承継と外部人材を活用した後継者マッチング支援につきましては、関連性があることから併せて回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、石川県産業創出支援機構による事業承継・引継ぎ支援センターの取組があります。当町においても、人口減少による商圈の縮小や、後継者不足などから、対策の必要性が増しているものと認識をしており、町内事業所の存続に供するためにも、今後、関係機関と連携するなど、検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、3点目の移住定住政策と連携した事業承継につきましては、移住者やUターン者の労働の受皿として、一定の役割を果たすものと考えられます。

今後は商工会などの関連機関と連携しながら、ニーズの把握に努め、事業効果なども含め、支援策を検討してまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 商工会とか金融機関は、もう既にあと数年で廃業を検討している事業者に関する潜在的な情報を把握しているかどうかを考えています。

町として廃業予備軍データを関係機関と共有し、事業承継支援の最優先リストとして活用するための具体的な連携体制を構築する計画はありますか。

そして、特にどのような業種を優先的に事業承継していかなければならないとお考えで

しょうか。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 商工会において、廃業を検討している業者に対する潜在的な情報を把握しているのかは分かりませんが、関係機関との連携が具体化する場合には、議員のご提案するような連携体制の構築も考えられると思います。

また、連携に関わる検討の中で町が求められる役割を整理し、連携体制を検討していきたいと思います。特定の業者を優先するということにつきましては、基幹産業である繊維産業の重要度は高いと思いますが、町民の生活に直結する小売業などの重要度も同様であると思いますので、特定の業種を優先することは考えておりません。

町には創業支援はありますが、その事業継承の補助的な要するに継承される方に対しての補助制度はありません。これいづれは、いづれちゅうかつくらなければならないと考えております。

なかなかこの事業承継する、私も繊維産業やとるんですが、今9月30日で辞めました。なかなかこの事業承継が難しかったです。いろんな方面で自分の機械を使って、仕事してくれる人を半年ぐらいにわたって探しましたが、1人目、2人目来てかって、覚えようとしたんですが、なかなかちょっと体力もいるし、この人物というか、そういう人の問題もあるんで、なかなかうまくいきませんでした。今やとこの10月から承継をしまして、今工場で働いていただいております。

この承継をする場合、本当に私の承継された方は、県外の方です。県外の方に、産業機構は言わなかったんですが、ちょうど縁ありまして県外の方に事業承継をさせていただいて、今工場を移転しまして、そこで今、移転したというか前の工場をそのまま使って借りてたところをやとるんですが、なかなか県外から来られたんで、いろんな面でこっち

へ移住しながらやっていこうということで今来られてやっていますが、なかなか覚えるのが大変でして、従業員も辞めると言うもったんですが、そういう方をそのまま入っていただいて、みんな70歳代の方が仕事していただいたんで、本当に人の問題とかこれからのことについて、やっていかなければならないということで、本当は私ももう繊維産業は、魅力がないような形で皆さん思われますが、ニッチ産業いうて隙間産業ではあるんですよ。その隙間を縫ってかって私たちが私が47年間仕事してきたんで、機械もやっぱりそういう機械も作ってませんし、今うちの親会社にしても大事なやっぱり機械なので、それを今こういう公費解体の時期の一つ、この公費解体の工場を壊しました。その機械をまた別のところ持って行って今稼働しようとしておるんですが、なかなか承継してくれる人がいない。そしてその仕事をなかなか覚えられないということで、かなり半年以上かかりましたけど、一応今そういうプロのサービスする人がおりますので、そういう人を頼みながら、やっているような状態です。

本当に多分中能登町で事業承継する人で商工会とか私もいろんな場で話ししましたが、なかなか現れませんでした。繊維産業と言いながら現れなかったということは非常に残念だったんですが、何とか来られて今その仕事をしていただいております。

これから本当に繊維産業にかかわらず、やはり今の食べ物屋さんとか、そういうところが衰退していくように聞いておりますので、飲み屋さんも辞めるといって誰か継承というようなどこがありますので、そういうところを手厚く、何とかそれを引き継ぐ人を探していかなくちやならないんじゃないかなということをおもっております。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 町長も事業承継にご苦労されたんだなど、ちょっと改めて実感

しました。やっぱり簡単にはいかないなということをおもって承知の上で僕も今質問しておりますが、未来のつながりを確実にしたいので、スピード感を持ってこういう事業を進めていってほしいなと思います。

事業承継は、そこに携わる方々の技術や情熱、そしてその会社の風土が絡み合っただけにはいかないとは重々承知しておりますが、真正面から取り組まなければならないとも考えます。皆で知恵を絞って、町の未来を盤石なものにするために一歩ずつ着実に前進してまいりましょう。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、8番 土本 稔議員

〔8番（土本 稔議員）登壇〕

○8番（土本 稔議員） それでは、一般質問を始める前に、今年を振り返ってみますと、猛暑、酷暑といった夏が過ぎて、もう12月となり除雪の準備が始まりました。昨日、私の黒氏地区で除雪会議が行われ、区民による除雪計画を再確認いたしましたところであります。区民の皆様の声では、やっぱり町の除雪は車に対しての対応であり、子供たちの安全のため通学路確保のための補助除雪の対応を確認したところであります。自覚は皆さんないですけども、区自体がこどもまんなかサポーターだなど思うのであります。

さて、2025年今年の漢字は熊でありました。全国で熊の被害が発生し、大きなニュースとなりました。県内の市町では一般質問に熊対策について質疑のやり取りの記事を拝見いたします。当町においても現在被害がないわけでありましたが、防災と同じで備えあれば憂いなしの考えで、対策は必要ではないかと思うのであります。

広報なかのとは、熊に不意に遭遇した場合の対処方法が掲載されておりますが、そもそも熊は襲ってくるわけで、出会わないというのが一番の対策ではないかと単純に思うわ

けであります。

夏は酷暑で熱中症アラートによる不要の外出は控える。秋は熊に遭遇しないように不要の外出は控える。そんなことを考えますと、こどもまんなか宣言をした当町において、安心な遊び場、屋外遊具施設の新設や児童館の充実がさらに求められるのではなかろうかと今年の漢字、熊を見て思うのであります。

では質問に入ります。

町祭の今後について伺います。

今年度、町政20周年記念として、一青窈さんなどを迎えた音楽イベントが10月12日に開催されました。多くの方々が来場されたイベントとなりました。やはり町民の声として、町祭を復活してほしいという声を聞くのであります。

しかしながら、震災の復興を最優先で取り組んでいる現状から、以前のような大規模な町祭の開催は難しいことも理解するのであります。

中能登町財政計画の取組の中に、町単独事務事業の抑制とあります。事業名は各行事の見直しであり、取組内容は町行事の併催や廃止、規模縮小と記載されています。限られた財源の中で、住んでよかったと思えるまちづくりの実現に向けて、町民の声を形にする工夫が求められると思います。

では、質問です。

今年度、町政20周年記念として音楽祭を開催したが、今後も町祭を望む声もあります。継続するには工夫が必要だと考えますが、今後の考えを伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 町祭の今後についてのご質問にお答えします。

町では10月12日に町政20周年を記念した音楽イベントを開催し、中能登町にとって悲願でありました歌手の一青窈さんをメインゲストとしてお招きし、およそ3,000人が来場され、コロナ以降で町主催による町民総出でに

ぎわう姿を久しぶりに見ることができました。

当日は、姉妹町である三重県紀宝町や津幡町の物産、各小学校によるおにぎりダンス、そして5年ぶりの町民の皆様に参加していただき、中能登音頭が披露されるなど、復興への祈りと町の魅力が詰まった特別な日となりました。

今回のイベントでは、復興の願いを音楽で伝えることをテーマにして、開催の時間や内容をコンパクトにしたほか、大学生や高校生などがボランティアとして参加するなど、若い力も巻き込み、一緒にイベントを盛り上げてもらいました。

また、当日の参加者へのアンケートにも、来年以降も続けてほしいという意見が多数あったことは承知をしておりますが、今後は様々な団体による既存イベントにも連携しながら、町民自らが楽しみ、町民の地域が一体となっていくイベントにしていきたいと考えております。

町といたしましては、町民や団体、地域の主体性を大切にしつつ、町の財政状況を見極めながら、持続可能なイベント開催に向け、創意工夫を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 土本 稔議員

○8番（土本 稔議員） この今回の音楽イベントであります。広報なかのともでも大きく掲載されております。表紙を飾った一青窈さんの写真はインパクトがあり、印象的でもあります。その点はよいのであります。21歳の若者の意見であります。

一青窈さんの背景は、能登部駅であります。普通に考えて、人と人との地名の由来から、本来良川駅が背景であるべきじゃないかと。何か鹿西地区に偏ってないですかと。

私にはインパクトが抜群の写真でしか感じられなかったんですが、一度東京に出て地元

に帰ってきた21歳の青年の目に映った表紙には、そんな感情が抱いたんだなど。このことを私に伝えてくれた青年は直訳すると単純に地元が大好きなんだということを感じた瞬間であります。

先ほど町長も音楽祭の件の評価はしていましたが、今回の音楽イベントについては、私には厳しい意見がたくさん多くありました。一青窈さんの場面でしか、たくさんの方がいなかったとか。また、企画運営に対して厳しい意見も多く聞きました。ボランティアもいたと、大学生や高校生もいたと町長おっしゃっておりますが、ぱっと見、ほとんど町職員ばかりでありました。女性協議会の中心の総踊りですか、総踊りの参加者は、帰りの車中は皆さん愚痴ばかり。どこに主体性があるのか。キッチンカーもたくさんいたんですが、やはりキッチンカー値段も高いし、能登の復旧に全く関係がないって、ただのイベントだと、に感じると。そのほかは地元中心に開催しとる雨の宮古墳まつりのほうが盛り上がっていたと。また、生涯学習の集いのほうが楽しかったと。そんな意見も伺いました。

音楽イベントは、そもそも開催日がずれ、準備不足が否めなく、町民の一体感が薄くて盛り上がりには欠けたのではないかと思います。

今後、どうすればよいかであります。参考にすべきは、やはり私個人的には姉妹都市の紀宝町みなとフェスティバルであります。地元の主催感がにじみ出て、職員も露店も来場者も皆さん楽しんで、一体感を感じるイベントであります。

感心したのは、各ブースでの健康チェックや防災・防犯コーナーがあり、会場を1周するためのスタンプラリーなどを企画しておりました。

帰ってきました、当町の職員の中で、中にはやっぱり保健師さんや管理栄養士さん、介護福祉士さんなど資格所有者が多数いるとも

伺いました。

しかしどうでしょう。今回の音楽イベントでは、私が拝見したところでは、保健師さんがごみ当番を担当する場面を拝見しました。そういうごみ当番も大事なことなんですけど、何かもったいないような気がするわけです。

では、提案であります。予算の関係から、私も行事の併催を検討した上で、町民も参加しやすく、町も伝えなくてはならないことを一緒に行うと。各課がブースを持ち健康保険課では健康チェックコーナー、長寿福祉課なら介護コーナー、もちろん危機管理課では防災コーナー、各課がブースを持って町民皆さん参加型の企画をしてみてもどうかと思うのであります。

舞台では子供向けのアンパンマンショーも大切、必要ですが、単価の高いこれが芸能人を呼ぶというよりも、紀宝町の太鼓とか、広域連携している七尾市、羽咋市の郷土芸能や獅子舞、教育長にお願いして、姉妹都市の台湾基隆市の中学生の演出も面白いのではないかと思います。これから従来と同じことができないけれども、何か工夫したらできるのではないかと。一昔前の旧町時代の文化祭的な感じで続けていければと思うわけであり。予算や規模は一旦縮小して見えるわけでありますが、決して中身は劣らないと思うわけであり。

復興に向けた取組として大事なことは、助け合いの精神、自助・共助・公助、そして困難を乗り越えるという一体感だと思うのであります。

再質問であります。この提案について率直な所感を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 今ご提案いただきました各課ブースをつくってやってやるのも大変面白いと思います。ただ、今回の20周年の復興イベントは、本当は夏にやりたかったんです

が、一青窈さんのスケジュールの都合で10月にずれてしまいました。本当は8月の終わりにやっとならよかったんですが、ただ本人が復興イベントなので、慰問的に行きますよということをおっしゃったので、もうおっぴろげに舞台組んでというのは当時考えていませんでした。ただ、この施設慰問してかかってきますよというような感じで言うておいでたので、お姉さんとこんな話をしているって、慰問に来てかかってやれば、もうゼロ円でしますよというような形でやっていたんですが、いろんなことで執行部とみんなで話して、せっかく来ていただけるなら歌も歌っていただいて、簡素に予算も金もないんさか、従来のイベントの半分以下でやろうということで、ボランティアもそろいましたけど、実際ボランティアは五、六人しか来ておりませんでしたけど、あと大学生とか高校生はちょっと手伝いしてくれましたが、当日はキッチンカーにしろ、ほかにもいろんな七尾にしろ、その今たきお住宅のところにもキッチンカーが10台ほど行ってましたんで、なかなか集まり方が悪くって、ちょっとひとつ盛り上げ方が欠けたところありますが、今回いろんなことでかかってよかったねというがで、また来年もやってくださいというような声も聞きましたので、これからどういうふうにするのか。今、土本議員言われたこの提案に基づきまして、何かやらなんなということは感じております。

ただ、この一番残念だったのは、花火皆さんご覧になれましたか。麻の花火の10月、トレイルランの前の日に花火上がったんです。それは民間の団体が全国麻フェスティバルということで、開催していただきまして、これは民間の力で全部全てやったんです。うちは役場に机と椅子とあとこの何やったっけ、ミシタの皆さんのちょっとお力を借りたいということだけでされてたんですが、本来はその11月の2日の日にラピアを周辺にして、会場

もラピアの中に入れてやる予定だったんですが、トレイルランとちょうど一緒に合致しましたので、もう完全に平和堂のほうへ移っていただいて平和堂の空いてるところでいろんなイベントをしていただきました。

2日間で全国から、あのイベントも2,000人近く来られたということをお聞きしておりますので、私も見に行きました。

本当にいろんな麻を作つとる福井とか富山とか、そういうところの産地の方が来られて、いろんなブースを作ってその郷土芸能も富山なら八尾の踊りとか、福井なら勝山の見たことないような踊りとか、獅子舞ではないんですけど、演舞でした。ああいうような祭りを本当に民間の皆さんの力を借りて、ぜひじっくりと花火も上げていただいて、花火も全部30分ぐらい上げましたけど、1,000発上げたそうです。それも全部この花火の協会、日本麻刈協同組合がされて、花火の中、麻の中に炭で消し炭になるところがあるらしいです。その消し炭を能登煙火で創作しまして、それを花火を上げたということで、なかなかきれいさが少し違うような花火だったので、来年もぜひそのフェスティバルをいつの時期に来られるか、全国大会ですから回ってきますので、またぜひこっちへ来ていただいて、その花火も上げていただいて、上げていただきたいなということで、また、栃木県の大森さんという方なんで、鹿沼やったっけ。どこやったっけ。（「鹿沼」と呼ぶ者あり）鹿沼やね。鹿沼の方なので、その麻を作って今の大的里のしめ縄とか、神社のしめ縄を作っている人なので、そういう日本麻協会の力をお借りして、来年、町は力何も入れてあげられななんだんで、来年は力入れて、来ていただければですよ、そういうのもちょっと考えたいなということで、この間、みんなとちょっと話をしておりました。

○議長（南 昭榮議員） 土本 稔議員

○8番（土本 稔議員） 私、イベントにつ

いて先ほど申し上げたとおり、一青窈さんのときだけ人がたくさんおったと。ほかのどこやっぱり寂しかったということやもんで、何か工夫が必要ではないかという考えでありまして、私も全国麻振興協議会のイベントにも行かせていただきました。民間とはいえ、やっぱり全国大会だけあって、スタッフもようけおったでしょうし、いい企画のあれも十分やっただろうというような思いで、花火については町民の皆さんから大好評やったのも伺っておりますし、私自体、自宅からも見えました。派手なことはなかなかできなくても、工夫すれば私はできると思うわけでありませう。それがやはり参考にしたいのはやっぱり紀宝町のみなとフェスティバルかなと思うわけでありませう。

何せ本当に職員の皆さんも楽しんでイベントをしようと、そんなような感じで受け取っておりますので、また、そういったいいとこを学んで今後、生かしていただきたいと思うわけでありませう。

町の財政計画の中には、やはり事業の縮減、圧縮、規模の縮小、補助金額の縮減、利用料の値上げ、手数料の段階的な値上げなど、復旧・復興には予算がかかるのは十分理解するのでありますが、やはり皆さんが我慢するときは我慢する。しかしながら、求められたことに対しては応えてあげたいと思うわけでありませう。

議会活性化委員会の新聞を見た方が、こう言いました。町民には、将来負担が大きくなるのは分かっているのに議会ではなぜ、成り手不足を理由に報酬の見直しを要望している。町民の皆さんからそんな指摘も受けております。皆さん意見や考え方はいろいろありますが、縮小や削減、値上げばかりが先走っては、町民の声を形にできなければ、やはり音楽イベントのサブタイトルである中能登町の希望と平和が100年続きますようにとはならないと思うと申し上げて、次の質問に移り

ます。

温浴施設について伺います。

6月の一般質問をさせていただいた温浴施設であります。震災からもうすぐ2年たとうとしています。今日今朝4時にも地震が発生し、フラッシュバックした瞬間でありました。

思い起こせば、一番先にはやはり水、食料、次に暖房の燃料やガソリンなどでありませう。今でも思うのですが、当町の断水期間は奥能登よりも期間が短く、水の大切さやお湯の大切さを痛感したわけでありませう。

現在当町における温浴施設は、健康ハウス「憩」だけでありませう。健康ハウス「憩」も喫茶コーナーの復活や直通バスの運行など、運営に尽力していることも十分理解しております。

しかしながら、復旧・復興まちづくりアドバイザー会議の提言の一つに、道の駅周辺に温浴施設、屋内プールの整備とあります。既存温浴施設の再建につきましては、建物の耐震性などから再建できないと前回答弁を伺いました。

私、前回も言いましたが、温浴施設の新設につきましては、基本構想や計画、工事などあり、すぐ実現できるものではありません。まちづくり、将来のまちづくりプランの一つであります。

ちなみに、宝達志水町の高下町長の公約の一つである古墳の湯の再建、幾ら町長だと言え、すぐに実現できないぐらい温浴施設というのは大きなプロジェクトであります。

しかしながら、基本、やはりアドバイザー会議での提言に受けたものに対して、少なからず答える必要があると思ひます。

1点目の質問ですが、温浴施設について、6月の一般質問からの現状を伺ひます。

2点目であります。

震災を経験して、温浴施設のありがたさを痛感したわけでありませうが、その当時、お隣

の七尾市民から中能登は水が出て羨ましいと幾度も言われました。当町においては、井戸水や県水もありますが、とりわけ取水の井戸水が活躍したのであります。

中能登町の特産品は、おにぎりやどぶろくもございりますが、やはり身近な水や震災復旧に大活躍しているのが二宮の砕石であります。

では、水の大切さを痛感したわけですが、弱点といえば水質（スケール）であります。この炭酸カルシウムスケールが結晶化して、温水器内の配管やフィルターに堆積し、故障の原因となるわけであります。

結局、中能登の水はカルキが多く、水質が悪いとうわさが広まるのであります。

2点目の質問であります。

震災を経験し、衛生面やストレス軽減などあり、温浴施設のありがたさを再認識したが、家庭の温浴設備に対し、スケール、水質（スケール）について現状と今後の考えを伺います。

○議長（南 昭栄議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 温浴施設についてご質問にお答えします。

まず、1点目の復旧・復興まちづくりアドバイザー会議の提言の一つに温浴施設の整備等がある。6月の一般質問から現在の状況を伺うについてご質問にお答えします。

温浴施設が健康ハウス「憩」の1か所になったことから、今年度町では道の駅織姫の里なかのとから老人福祉センター「ゆうゆう」を経由し、健康ハウス「憩」までの無料送迎バスの運行や、健康ハウス「憩」内に新たな事業者を迎えて喫茶コーナーを再開するなど、利用者の利便性の向上を努めております。

また、さきの6月定例会議において、新温浴施設の設置については、財政面からも町独自では難しいため、民間事業者を含めていろいろ打診している。今後は健康ハウス「憩」

を大事にしながら、民間事業者を探っていきたい。能登半島地震から復旧・復興の状況を見定めながら、しかるべき時期に設置の可能性や民間の力を活用することも含めて、検討していく必要があると考えていると答弁をいたしました。

その後も民間事業者に打診を続けていますが、なかなかよい返事がいただけない現状であります。

また、令和6年11月に開催された中能登町復旧・復興まちづくりアドバイザー会議において様々な提言をいただき、その一つに温浴施設の整備に関する提言があったことから、復旧・復興プランを踏まえて、町ではこの10月に関係課で今後の方向性等を協議を行いました。その中では、短期的な施策として健康ハウスについては、その都度その都度に必要な改修を行い、町民の方が利用しやすい環境を整えて最大限に活用していくことを優先する。そして中期的な展望としては、復興に向けたまちづくりビジョンについて協議を重ね、その中で新温浴施設の整備についても、復旧・復興の進捗状況や人口減少、厳しい財政状況も勘案し、その可能性を含めてスケジュール感を持って検討していく必要があるとの結果でありました。

町としましては、総合計画や公共施設等総合管理計画の整合性を図りながら、町民の皆様が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、今後も協議を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、2点目の震災を経験し、温浴施設が地域住民の心身の健康維持や生活再建において極めて重要な役割を果たすことを改めて痛感いたしました。

この認識を踏まえ、家庭内のエコキュート施設における水質の現状と今後の対応についてお答えします。

これまでもスケール成分に関する質問を

いただいた際には、説明してまいりましたが、改めて強調いたします。

当町の水道水は、水道法に定められた厳格な基準を確実に満たしており、豊富なミネラル成分を含有する硬度の高い全国的にも誇ることができる良質な飲料水であることを自負しております。

しかしながら、エコキュート器の熱い熱伝導管の中において、硬度の高い水が加熱される過程で、水中のミネラル成分が固まり、付着する現象が発生することは事実であります。この現象は、管の閉塞や機器の故障を誘発する要因となり得ることについても、町として十分に認識をしております。

水質改善の具体的な手段としては、新たな水源を開発することや、水質改善機器の設置をすることで、硬度の低い水を供給することも考えられます。

しかしながら、これを実現するためには、詳細かつ長期的な調査の実施並びに巨額の投資を要するため、水道事業会計のみで対応は現実的に困難であると判断しております。

このため町としては、給湯器メーカーに対し、機器の適正な販売及び使用に関する責任を明確にするよう、強く働きをかけて行ってまいりました。

さらに、消費者庁や経済産業省を加えて国会議員への要望事項を通じ、具体的かつ実効性のある対応策の提案を続けているところであります。

今後も町としましては、国及び県に対し、継続的かつ積極的に要望活動を展開する方針であり、あわせて他自治体の動向を先進的施策を参考にしつつ、検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（南 昭榮議員） 土本 稔議員

○8番（土本 稔議員） 1点目の質問ですが、短期的・中期的の考え方が分かりました。私が言いたいのは、ちょっと中期的なことかなと思うわけでありまして。

健康ハウス「憩」の後釜というか、その後の温浴施設についてであります。6月の一般質問で温泉という話もございましたが、私もいろいろ調べてみると、温泉での運営というのは、大きな予算が必要であります。ならば温泉にこだわらず、今の「憩」のような水を温水に変える設備でよいのではなかろうかと。そして、道の駅周辺なら防災拠点や避難所としての役割や憩いの場、交流の場としても機能が兼ねられると。想像するだけでまちづくりプランが見えてくるような気がするわけであります。

昔の人は関東や関西に行き、豆腐屋や銭湯を経営していたという歴史もございます。こういった古きよき文化を継承する意味でも、温浴施設の在り方を深く考えさせられるわけであります。

また、まちづくりアドバイザー会議の提言と同じく、震災後、小学校や中学校で町長が出向いて行われた憩談会、子供たちが想像する未来へよりよいまちづくりの意見に対しては、何らかの形を示さなくてはならないと思っております。町長が学校に行って子供たちに聞いただけ聞いて何もしないということは、あまりにもちょっと教育上よろしくないなと僕は思うわけでありまして。

2点目の質問ですが、今後、国・県に働きかけていくということでありまして。でも以前から当町における炭酸カルシウムスケールにおける温水機器の故障は問題視されておるわけでありまして。

この問題に対して田中参事におかれては、上下水道時代からこの問題に取り組んでいた課題であります。ポットややかんなどで実証実験をされていたことも覚えております。なので、私としては、そろそろ何らかの施策を打ち出してもいいのではと思うわけでありまして。

この問題というのは物すごい難しい問題だからこそ、次の世代に先送りしてはいけな

ような気がするわけでありませう。

再質問であります、下水道や上水道のライフラインの復旧が最優先であります、将来また温水器の故障問題が発生すると予想しますが、担当所管部署である生活環境課の所見を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 土本議員の再質問にお答えをいたします。

このスケール問題につきましては、もうかれこれ十数年前に議員各位からご質問を受けて、実証実験等々繰り返しながら対策を考えてきておるところではございますけれども、やはり先ほど町長が申し上げたとおり、この対策については、新規で新たな施設を造るなり、新たな井戸を掘るなり、いろんな方法はございましたけれども、どれも多額の費用が発生するというので、対策については現在のところ対応はしていない状況です。

なおかつ、この水道会計のみでの対応も、これは料金の引上げ等々にも絡みますので、なかなか踏み込んでの対策は講じておりません。

上下水道課の所見といたしましては、これからいろんな事業者もございますので、いろんな方面でいろんな聞き取りをしながら、最善の改善ができるものがあれば、また検討もしていきながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 土本 稔議員

○8番（土本 稔議員） 物価高の現在、温水器の故障というのは、やはり家庭に対して大きな出費というか打撃であります。復旧・復興と並行して問題を克服していく必要があると思えます。

年末年始、出費が多くなる時期でもあります。現在、物価高騰対策を検討している自治

体や実施している自治体もあるそうであります。

当町においても検討されておるとは思いますが、隣の七尾市では、全市民に対し3,000円の商品券を配るとも伺いました。国政では、高市政権が発足され、支持率が高い水準であります。評価の一つは、対応が早いということでもあります。復旧・復興と並行しながら、未来のまちづくりのため共に町民の声を形にしていましようとして申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） ここで、14時45分まで休憩をいたします。

午後2時38分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 笹川広美議員

〔9番（笹川広美議員）登壇〕

○9番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問をいたします。

まず、「重点支援地方交付金」の活用について質問いたします。

長引く物価高騰が国民の生活を圧迫しております。今回、自治体が独自の物価高騰対策として、柔軟に活用ができる重点支援地方交付金が拡充され、2兆円が計上されました。日々の暮らしに苦しんでいる住民のもとへ、できるだけ早く届けることが重要であります。県内でも、この12月議会に間に合わせる対応を図った自治体も見られます。

当町では迅速な給付ができる体制は整えているのでしょうか、対応をお聞かせください。

そして何よりも物価高騰対策の本丸は、即効性ある食料品高騰への対策です。当町の具体的な対応をお聞かせください。

以上、2点についての答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 重点地方交付金の活用のご質問にお答えします。

1点目の迅速な給付ができる体制につきましては、現在、国から重点支援地方交付金に関する通知が届いており、対象事業の取りまとめを行っている段階であります。今後、国の補正予算可決後に国より正式な交付金額が示され、町では具体的に事業内容と事業費を協議し、議会にお示しをする予定としております。

次に、2点目の食品高騰への具体的な対応策についてであります。住民生活に関する即効性のある支援としましては、商品券の配布やキャッシュレス決済ポイントの還元などが考えられます。

町といたしましても、国の方針に寄り添うような支援策として、町内でも使用できる商品券の配布を現在検討しております。

今後、できるだけ町民の皆様に迅速にお届けできるよう進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭栄議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） しっかりと今対応図っていただいておりますという答弁だと受け取りましたので、ぜひできるだけ早く、また当町のこの中能登町議会も通年制でいつでも招集できる体制となっておりますので、ぜひ早急に住民の皆さんのもとに、町民の皆さんのもとに届くように、しっかり推進していただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

次に、「子どもにやさしいまちづくり」への取組について質問をいたします。

ユニセフでは、みんなが幸せになれるまちをつくるために、子供にやさしいまちづくり事業（CFCI）を推進しています。CFCIとは、子供と最も身近な行政単位である市町村等で子どもの権利条約を具現化する活動です。その特徴は、町の人々がみんなのまちをつくっていくこと。とりわけ子供たちも、

まちづくりの主体、当事者として位置づけることです。そして今、日本の自治体でもこの取組が広がっております。

子供にやさしいまちとは、子供の最善の利益を図るべく、子どもの権利条約に明記された子供の権利を満たすために取り組むまちのことです。

2023年4月に施行されたこども基本法に基づき、2023年12月に閣議決定されたこども大綱では、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、こども・若者とともに進めていくことといった子供施策に関する基本的な方針を掲げ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有していくことを重要事項としております。その実現のために、子供たちの住む自治体での取組が一層重要になっています。

宮城県富谷市では、子どもにやさしいまちづくりは、担当課だけではなく、市役所全体で取り組まなければいけないと、2018年5月に富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議を設置し、同年11月には、富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言を行っております。この宣言により、市民一人一人に子供の権利を大切にするという考えが広まり、町全体で子どもにやさしいまちづくりへの機運が醸成されているとのこと。

そして毎年度の事業評価がこども向け版としても示され、さらなる事業の推進が発信されています。

子供の権利についての教育や啓発活動を積極的に行い、子供たちが自分の権利を理解し、自分の権利を守るための行動を促す社会環境の整備は大変重要であります。

子供が1人の人間として大切に扱われ、安全に安心して暮らせる環境整備なくして、持続可能な地域の未来はありません。子どもにやさしいまちづくりは、ひいてはお年寄りや女性をはじめとする全ての人に優しいまちづくりへとつながります。

北海道の安平町では、子どもにやさしいまちづくりを、1、子どもが当たり前に見えるまちづくり、2、子どもが安心して遊べるまちづくりと捉え、子供たちが主人公の町を目指しています。

地域育成会などと連携しながら、子供の意見を尊重し、遊ぶ場づくり、遊ぶ機会づくりに取り組んでいます。この遊び場づくり、遊ぶ機会づくりを通して、その主役である子供たちが、意見や考えを表明する協議の場をつくることは、子供の自己肯定感や主体性などの人間力を育むことにつながっています。

また、まちづくりの方針を決定する場に、地域の未来を担う子供たちを積極的に参加させることは、自分の思いを整理し、友達や大人の意見を尊重するなど、一人一人のコミュニケーション能力を磨く絶好の機会になっています。

中能登町では先月11月4日にこどもまんなか応援サポーター宣言を行いました。今後、町として子どもの権利条約を具現化する活動が推進されることと大いに期待をしております。

そこで、その具体的な取組として、2点にわたりお聞きをいたします。

まず、1点目としては、全庁挙げて子供と全ての町民に対する子供の権利についての教育や啓発活動を積極的に推進すべきではないでしょうか。

2点目は、子供のための事業等をはじめ、まちづくりの方針を決定する場などにも当事者である子供たちが積極的に議論に参加できる仕組み、制度を整備すべきではないでしょうか答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 子どもにやさしいまちづくりへの取組のご質問にお答えします。

まず、1点目の全庁挙げて子供と全ての町民に対する子供権利についての教育や啓発活動に積極的に推進すべきではないかについて

ですが、国連の総会で採択された子どもの権利条例には4つの原則を示しております。

1つ目は、全ての子供はどんな理由でも差別されないこと。2つ目は子供にとって最もよいことは何かを第一に考えること。3つ目は子供の命が守られ、それぞれの能力を伸ばし、成長できること。4つ目は、子供が自由に意見を述べ、尊重されることとうたっております。

また、今年度4月に策定した第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画では、3つの基本目標の第一に、すべてのこどもの権利が守られる地域づくりを掲げ、さらに、11月に行ったこどもまんなか応援サポーター宣言では、子供たちのために何が最もよいことかを常に考え、子供たちが健やかに幸せに成長できる社会を実現することを宣言しております。

このこどもまんなかの理念の下、全庁挙げて子供の権利に関する教育や啓発活動を積極的に推進することが求められていると受け止めております。今後は学校教育での取組や、町人権擁護委員による保育園や小中学校での人権教室のほか、広報誌やパンフレット、ホームページなどを活用した啓発活動を通じて、子供や保護者、地域の皆様に子供の権利の意義を分かりやすく伝えられるとともに、子供たち自身が自分の権利を理解し、それを日常生活や学びの中で生かすことができるよう環境づくりに取り組んでまいります。

次に、2点目の子供たちのために事業等をはじめ、まちづくりの方針を決定する場などでも、当事者である子供たちが積極的に議論に参加できる仕組み、制度を整備すべきではないかについてお答えします。

まちづくりにおいて、未来を担う子供たちはまさに当事者であり、その意見やアイデアを反映させることは、より子供に配慮した施策を実現するため、欠かせないものと認識しております。

次期総合計画の策定に当たりましては、町内在住の高校生を対象としたアンケートを実施したほか、鹿西高校の総合的探求の時間や、中能登中学校の総合的な学習の時間での取組を通じて寄せられたまちづくりに関する意見も参考としているところであります。

今後は子ども会議など他の自治体の先進事例も参考にしながら、将来のまちづくりの当事者である子供たちの意見がより一層反映されるよう、意見を聞く場や機会の充実に努めてまいります。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 大変町長から力強い答弁をいただいて、本当に期待をしておりますが、今、町長のほうからも、子どもの権利条約、4つの権利をご紹介いただきました。これらは、こども基本法にも取り入れられ、子供を守る重要な土台となっております。

昨年、こども家庭庁が実施をした調査によると、この子どもの権利条約とこども基本法について、内容を知っている成人、18歳以上になりますが、その成人は17%と少なく、半数が聞いたことがないと回答しております。

また、子供の最善が第一に考えられること、子供の意見が尊重されることを子供の権利であると理解している人は4割以下であることも分かりました。

制度が整ってきた一方で、子供を取り巻く環境は依然として厳しく、競争社会や親との関係に悩み、自己肯定感のない子も少なくありません。権利の土台さえも崩される現状が続いております。

日本の虐待件数は過去最高を更新し続けており、子供の自死も高止まりをしております。こうした課題解決の第一歩は、まず私たち大人が子供の権利を知り、子供への向き合い方を変えることではないでしょうか。そして、一人一人がかけがえのない存在であることを子供に伝え、信じ共に生き抜くことが大

人の責務だと思われまます。

今、町長のほうからもまた教育、学び、啓発活動を行っていくという答弁いただきましたけれども、再度こうした私たち大人自ら学ぶという、この子供の権利の重要性、宮下町長のご所見、また教育長、林教育長のご所見をお伺いをさせていただきます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 応援のサポーター活動をこれから進めていくわけですが、私は第一に、役場で今やっておりますノー残業デーというのがあるんですよ。ノー残業デーですぐ帰れと。仕事を5時15分になったら帰りましょうというようなノー残業デーとか設けております。そのほかに地域の見守り活動、防犯とか、今の登下校時の見守り隊とか、そういうこともやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなということを思いますし、地域全体で子供たちを見守っていくという必要性がありますので、これからできれば子ども会議なり、また子ども議会のほうで、また子ども議会なりをしていただいて、子供たちのまた来ていただく子供たちのやっぱり意見を聞きながら、またいろんな町のことに生かしていきたいなと思います。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 笹川議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、この4つの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を人権教育ですとか、啓発活動を展開して子供や保護者、地域の皆様に子供の権利として知らせていく必要があるかと思っております。

特に参加する権利、これが大事だと思っておりますので、子ども議会、いろんな方法あると思います。こちらで子供たちが来て、議員の皆さんとお話をする。小中高校生の代表者がここに集まって議論をして、それを議会な

り、町長にお届けする。いろんな方法を考えながら、子供の意見がまちづくりに反映するようなことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） ありがとうございます。この子供たちという存在、1人の人間として尊重され、子供たちの意思が反映される、そういった中能登町、社会であることを望んでおります。

そのためにも、私ども町民の皆様とともに、子供の権利をしっかりと学び合って、共に考え、また語り合って、しっかりと子供たちにやさしいまちづくりを、中能登町として目指してまいり、皆さんと一緒にまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、災害支援体制の促進について質問をいたします。

中能登町では、平成30年、2018年、中能登町防災士連絡協議会が結成がされ、本年11月現在で129名の会員が登録をされていると伺いました。

今回、能登半島地震を経験し、もっと地域の防災対策や災害支援に貢献できたのではないかと防災士の活動の在り方に思いを巡らした方、また新たに防災士を志してくださった方がたくさんおられます。

コロナ禍の影響などもあり連絡協議会としての活動が低迷をしておりましたが、防災士の皆さんが、いま一度連携を強化しながら、各地域での活動に励めるようにと立ち上がっておられます。

昨日もちょうど防災士会の皆さんがセミナーを開催していただいて、大変私も参加をさせていただきましたが、有意義な本当に地域に密着した皆さん、防災士の連携が図られながらの大変有意義なセミナーだったと感じました。

令和8年度からの事業計画も検討がなされ、来年5月の総会からの新出発を目指しておられます。防災士の皆さんには、地域の自主防災組織を牽引していただく力として、その活躍を町としても期待しているところではないでしょうか。

その司令塔となる町防災士連絡協議会が活動継続のため、必要となる予算問題に直面をしております。町として支援を図るべきではないでしょうか。

また、全国各地では、避難生活支援リーダー／サポーターの育成が行われております。

今回の能登半島地震による災害関連死は、12月12日現在で469名となり、直接死228名の2倍を超え、今も増え続けております。中能登町も3名おられます。大変残念であります。避難生活支援リーダー／サポーター研修とは、近年、災害の激甚化、頻発化等により避難生活が長期化する中、地域のボランティア人材に避難生活環境改善のための知識、ノウハウを身につけてもらうためのモデル研修です。こうした取組を通じて、地域のボランティア人材の発掘・育成を図り、発災時には行政職員や支援者等と連携し、良好な避難生活の確保を図ることにより、災害関連死ゼロの実現を目指していきます。

今回の庁内各所での避難所運営の在り方を振り返ると、当町においても必要とされる取組ではないでしょうか。災害支援体制の促進において2点にわたりお聞きをいたします。

1点目は、中能登町防災士連絡協議会への財政支援について、2点目は、避難生活支援リーダー／サポーター研修の取組について町長の見解を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 災害支援体制の促進についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の中能登町防災士連絡協議会の活動継続のための財政支援についてですが、中能登町防災士連絡協議会は平成30年9

月9日に設立され、防災士同士の連携や情報交換を通じて、スキルアップを目的として活動を開始されました。ただし議員のご指摘のとおり、ここ数年は自主的な活動が十分に展開されてこなかった背景があります。

今年度から活動方針として、各地区の自主防災組織に積極的に参加すること、庁内で実施された防災訓練で、防災知識の普及啓発を行うなどの目標を掲げ、自立した活動が始まろうとしていると認識をしております。

このような方針が着実に実施され、中能登町防災士連絡協議会が、地域の自主防災組織と連携しながら、具体的な活動を実行していけば、町全体の防災体制強化に寄与する重要な役割を担う組織であると考えております。

町内の地域防災力向上の観点から、その活動継続を支える仕組みとして、財政支援が必要かどうかについては、協議会の具体的な活動内容のヒアリングを重ねる中で、活動の実態とその効果を慎重に見極めていく必要があると考えております。その上で協議会の自主性や主体性を尊重しながら町としてどのような支援が必要であるかを判断してまいります。

したがって、現時点では財政支援の在り方に関する結論を出すことは控えますが、今後、協議会との意見交換を通して具体的な支援策を検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の当町での避難生活支援リーダー／サポーター研修の取組が必要ではないかについてお答えします。

避難所運営においては、避難者が主体的に関わることが、円滑な運営や生活環境の向上に寄与する重要な要素であると考えています。ただ、避難者や自主防災組織、行政職員だけでは避難所運営を支えるのは十分だとは言えない現状があります。

そのような課題を踏まえ、避難生活支援リーダー／サポーター研修の活用は、災害時発

生時における避難環境の改善や、継続的な地域支援を可能とする新しい人材育成の一助となる有益な取組であると認識をしております。

今後、町の地域防災計画の修正や各地区の防災計画策定の促進と併せて、この研修の取組についても具体化できるよう検討を進めるとともに、町民への啓発活動を積極的に転換してまいりたいと考えております。

防災は町民一人一人が積極的な参加が重要であり、そのような体制づくりの一助として、この研修を必要な施策の一つとして位置づけたいと考えております。

本町の災害支援体制のさらなる充実と地域防災力向上に向けて、防災士連絡協議会や各自主防災組織、町民の皆様とともに、防災意識の向上に熟成をしつつ歩みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 2点目のサポーター研修等もしっかりとまた取組をしていただけたらご答弁だったかと思えます。また、こうしたサポーターとして活躍される方は、多分防災士の皆さん、またそういった形で活動もされるかなとも思いますし、本当にこれから町内誰一人取り残さない、そういった支援体制取っていく上で、防災士の皆さんは欠くことのできない大切な存在となってくると思えますので、ぜひまたこれから防災士会の皆さんとも意見交換等また様々な連携を取っていただけたらということなので、しっかりまた予算的なことも今後、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後に、成年後見制度の推進について質問をいたします。

認知症高齢者の推計人数は600万人を超え、軽度認知障害の高齢者は約400万人と推定がされております。さらに判断能力が不十分な人には、認知症高齢者に加え、精神障害

者が約460万人、知的障害者が約110万人、これらの人たちを合わせると、全国でおよそ1,200万人に上ると推計されています。

近年の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加は社会的課題となっており、これに伴って成年後見制度の需要も一層高まると見込まれております。成年後見制度は、本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は、地域包括ケアの推進に不可欠であります。

しかし、私たちの周りでは、成年後見制度に対する認知や理解はまだ浸透しておりません。そうした中でも、全国的に特に親族以外の一般市民が後見人として活動する市民後見人制度は、地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段であり、その活用促進が求められております。

一方で、成年後見人や被後見人は、市税、国民健康保険、障害福祉、高齢者福祉など多岐にわたる手続を各窓口で個別に行う必要があります。手続の煩雑さや負担が大きい現状があります。

こうした負担は、市民後見人の担い手確保や活動継続にも影響を及ぼしかねません。行政側においても、これらの手続を個別に受け付けることによる事務負担は少なくありません。

そこで、成年後見制度の推進に向け3点にわたりお聞きをいたします。

1点目は、当町における成年後見制度の補助金、数年間の利用者数と、今後の見通しをどのように捉えておられるのでしょうか、お聞かせください。

2点目は、制度のさらなる周知と、市民後見人の育成に向けた取組が必要とされているのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

3点目は、全国的に成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更でき

る仕組みが求められていますが、当町の今後の対応をお聞かせください。

以上、3点にわたり答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 成年後見制度の推進についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の成年後見制度の直近数年間の利用者数と今後の見通しをどのように捉えているのかについてお答えします。

成年後見制度の直近数年間の利用者数は、毎年8月1日時点で、令和5年及び令和6年は17人、令和7年は20人で微増傾向であります。今後の見通しとしましては、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加している現状から、成年後見制度の重要性が高まるとともに、制度を必要とする方も増加すると考えております。

現在、町の取組としましては、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、令和4年1月に長寿福祉課内に中核機関を設置しております。中核機関とは、成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関であります。

具体的には、成年後見制度に関する相談の対応や利用支援、普及啓発などの取組を行っております。また、専門職団体である金沢弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会、金沢家庭裁判所との連携を図り、成年後見制度の利用に向けた助言等を得られるよう体制を構築しております。

次に、2点目の制度のさらなる周知と市民後見人の育成に向けた取組が必要とされているのではないのかについてお答えいたします。

成年後見制度の利用促進には、その内容や意味を広く住民に理解していただくための普及啓発が不可欠であると認識しております。町ではその取組として、出前講座の開催や広報への掲載、窓口におけるパンフレットの設置などを行っております。

また、12月14日にはラピア鹿島において町民の方を対象に、弁護士を講師に迎え、成年後見制度の基礎知識を学ぶセミナーを開催いたしました。

成年後見制度については、まだまだ認知度が低いと感じておりますので、今後もこれまで以上に相談窓口の周知や制度の普及啓発に取り組んでまいります。

次に、市民後見人の育成についてですが、市民後見人は親族以外の一般住民の方が家庭裁判所から選任され、成年後見人として活動することになります。育成するためには、市民後見人養成研修の開催が必須であり、これに携わる職員のスキルアップや市民後見人の活動へのバックアップ体制の構築などが必要であります。現在の規模や成年後見制度の利用状況などの地域特性を考えますと、まずは住民に対する普及啓発の取組を強化していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、3点目の成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みが求められている。当町の今後の対応を伺うについてお答えします。

現在、町では介護保険、後期高齢者医療、国民健康保険等の各種通知の送付先変更については、これらを担当するいずれかの課に申請書を提出していただくことが関係各課で共有し、一括して変更できる仕組みを運用しております。これは成年後見人等に限るものではなく、本人の同意を得た上で、離れて住む家族の方も申請できるものであります。

当面この運用を継続していくことといたしますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 昨日のラピアでのセミナー、私も参加をさせていただきました。大変昨日は悪天候で、こんな難しい成年後見人って皆さん、耳にすることも珍しくっ

て、あんまり関心もないのかなと思っていましたら、大変多くの皆さんが集われていましたし、私も逆にびっくりしましたし、関心も高い制度なんだなということを改めて実感をいたしました。

市民後見人に関しましては、これは多分、ちっちゃな町として取り組むのは、なかなかハードルも高く、また石川県、この市民後見人に対する関心が低いということも昨日弁護士の先生からもお聞きをしましたし、まだまだ課題は多いのかなと思います。これからもっともっと皆さんにこの成年後見制度というものを知っていただき、また利用もしていただきながら、多分需要が高まるとそういった動きも必要になってくるのかな、市民後見人という形も必要になってくるのかなと思いますし、また今ちょうど法改正のさなかでもありますし、いろんなどんなふうに変わっていくのかもしっかり見極めていかなければいけない段階でもあるかなと思います。

また、担当のこの中間機関ですか、地域包括センターのほうになると思うんですが、またしっかりと地域の実情を捉えながら、住民の皆さんが、必要としている方々がしっかりとまた安心して制度の利用ができるように県また関係機関と連携を図りながら、さらなる推進をお願いをいたしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、4番 角久子議員

〔4番（角 久子議員）登壇〕

○4番（角 久子議員） それでは、通告に従い質問を始めます。

先ほどの笹川議員が質問されたものが一部重複するところがありますが、ご容赦願いまして、秋のこどもまんなか月間に合わせて、我が町もこどもまんなか応援サポーターを宣言していただき、感謝申し上げます。

子供たちや健やかで幸せに成長できるような社会を実現するための宣言で、この趣旨に

賛同し、自らもアクションを行う個人・団体・企業・自治体などがこどもまんなか応援サポーターと呼ぶようです。子供や若者の意見を聞き、その意見を尊重し、子供や若者にとってよいことは何かを考え、自分でできるアクションを実践していく。これまでは、あまり子供たち、あるいは若い方たちの意見を聞くことなく、様々なことが決められてきました。そのような中、こども基本法の制定がどれほど大きな意味があるかということです。

今、子供たちは様々な大きな課題を抱え苦しんでいます。いじめ、不登校、虐待、自殺などなど、そんな子供たちは自分の言葉で自分の抱えている課題や悩みを私たち大人に伝えることができない。そして、その子供たちの悩みを聞くことなく、いろいろなことが進められて今日に至っているように思います。しっかりと子供たちと向き合い、子供たちの声に耳を傾け、子供たちの心に寄り添うことが大切であるということを忘れていたように思われます。

令和5年4月に施行されたこども基本法では、今後の子供政策についての基本理念が示され、さらに施策の立案と実施を担う行政機関であるこども家庭庁も創設され、こどもまんなか社会の実現を目指すということで、この設置の背景には、社会の様々な課題があるようです。

少子化は予想より早いペースで進んでいるほか、先般のニュースでは残酷極まりない赤子の放棄でこれには強い憤りを感じました。

また、児童虐待、これは県内3か所の児童相談所が昨年ですが、過去10年間で最多の1,645件となったこと、その虐待を行ったのは、実の父親、母親が9割を占めたそうです。

そうした虐待増加とともに、貧窮問題の加速化であったり、家族の介護、世話を日常的に担うヤングケアラーなど、幅広い問題が重

くのし上がっています。

このような子供、あるいは若者がSOSを発信できればよいのですが、仕方がないと自分自身を納得させているやもしれず、そうした子らは少しでも早く見つけることができないものか。子供や家庭の抱える多様な課題に対し、漏れのない適切な対応が期待されま

す。また、第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画における意見の概要と、町の考え方を見ますと、意見の概要でひとり親家庭の自立支援の推進、障害のある子供に対する支援の充実であったり、児童虐待の防止とヤングケアラーへの支援であったり、子供貧窮対策などが挙げられております。

そうした子らが確実に増えている中、国は子育て世帯が全世帯の20%を割るのは、初めてのことだそうで、その上、地域のつながりの希薄化や共働き家庭、独り親家庭増加が進み、家庭における子育ての孤立化など、そうした厳しいときだからこそ、こういう思いもあるのでしょうか。当町では、かなり子育てに力を入れていますが、そこで改めてお聞きします。

こどもまんなか社会の実現に向けて、町民の周知はできているか。子ども・若者の意見を取り入れていく計画はあるのか。子ども・子育てにやさしい社会づくりの意識改革を町としてどう考えるか。不登校やいじめ、虐待など子供を取り巻く困難な状況に対して、学校、家庭、地域が一体となって対応するための連携体制などの機能や子供から若者に切れ目ない支援が大切だと思いますが、今後どのような取組を考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 こどもまんなか社会の実現に向けてのご質問にお答えします。

まず、1点目の11月にこどもまんなか応援サポーター宣言をしたことについてですが、

この宣言は、こどもまんなかの趣旨に賛同する個人、団体、企業などと町が一体となって地域全体で子供と子育て家庭に温かく支え合うまちづくりに取り組むことを趣旨であり、全ての子供たちが笑顔で成長できるまちを目指す決意を新たにいたしました。

中能登町の未来を担う子供たちのために何が最もよいかを常に考え、子ども・若者の意見を聞き、その意見を尊重した上で社会全体で子供たちの健やかな成長を応援していきたいと思っております。

次に、2点目のこどもまんなか社会の実現に向けての取組についてお答えします。

今年度4月に策定しました第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画では、基本理念にみんなで育むこどもが主人公のまちを掲げ、すべてのこどもが健やかに成長し、誰一人取り残されることのない地域社会の実現を目指すものとしております。

今後は、こどもまんなかの趣旨の周知に努め、意識啓発を図るとともに、子ども会議など、他の自治体の事例を参考にし、どのような形で意見聴取ができるかを検討していきたいと考えております。

また、虐待を受ける子供たちや家族の介護とその他の日常生活の世話を過度に行っていると認められる子供や若者、いわゆるヤングケアラーなど、様々な困難を抱える子供や家庭の相談に関しては、こども家庭センターが中心となり、関係機関と連絡を図りながら、子供のSOSをキャッチし、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

その他、計画の具体的な取組に掲げた施策を着実に実行することで、子育て家庭を応援し、子供たちが健やかに成長できる環境づくりを推進してまいります。

○議長（南 昭榮議員） 角 久子議員

○4番（角 久子議員） 少しでも子供の意見を取り入れて、これからもどんどんいろん

な子供たちが活躍できる場を設けてあげてほしいと思っております。

次に、児童の健全育成について。

児童の放課後の過ごし方で、放課後児童クラブや児童館がありますが、その利用度はということでお聞きします。

第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集における意見の概要と町の考え方で、児童館の充実、屋内交流施設の整備検討、放課後児童クラブの充実が挙げられております。これまでも話が出ておりました屋内施設の充実が、あちこちから聞こえてきます。屋内での遊び場が不足していることは、以前から言われており、早急に整備を進めてほしい。整備をするに当たり、未就学児と小学生を分けるなど、安全面に気をつけてほしいとの意見であったり、放課後児童クラブの充実では、ニーズの高まりが予想されるに当たり、利用時間を延ばしてほしいなどの意見が上がっております。このような意見は、今始まったことではないのであります。特に屋内施設は隣の羽咋にできたことから、うちの町にも欲しいねと事あるごとに言われます。ましてや、これからの時期は寒いのと、日暮れが早いので、おうちの方が迎えに来てくれればよいのですが、そうもいかないとなると、日の暮れないうちに家に帰らなければならぬ。そうなる少ししか遊べない。それだったら心配だから家にいてねということで、留守番組になるということになるわけです。最近、元気あり余っている子供たちの遊んでいる姿は見かけなくなりました。

そこで改めて放課後児童クラブ、児童館の利用度、また課題等があればお聞かせ願います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 児童の健全育成についての質問にお答えをします。

児童の放課後の過ごし方で放課後児童クラブや児童館がありますが、その利用度や課題

について。

まずは放課後児童クラブの利用度ですが、登録人数は12月1日時点で、とりや放課後児童クラブでは138人、かしま放課後児童クラブで141人、ろくせい放課後児童クラブで65人、合計344人となっており、加入率は小学校低学年が66%、高学年が31%となっております。実際の利用数につきましては、今年度の平日の1日平均で、とりやでは85人、かしまは66人、ろくせいは45人となっております。

また、放課後児童クラブの運営における課題といたしましては、児童数の減少に反して、利用者数は増加傾向にあり、クラブ施設が手狭となっている点であります。クラブ内の整頓を行うとともに、隣に接する体育館を活用するなど、活動スペースを確保し、安全面への配慮を行いながら、対応しているところであります。

次に、児童館につきましては、とりや、かしま、ろくせいの3館とパルみおやキッズコーナーを運営しており、日曜日、祝日の開館や各種イベントの開催、チラシなどの周知により、昨年度は年間に延べ1万人を超える多くの児童に利用されました。

今年度につきましては、昨年度と比較すると、利用者数はやや減少しており、児童数の減少のほか、学校や地域行事、習い事など様々な要因が影響しているものと考えておりますが、児童館の利用促進に向け、スタンプカードの導入など、子供たちが楽しみながら継続して利用できる工夫を行っております。今後も放課後児童クラブや児童館が子供たちの放課後の居場所として安心して過ごせ、子供同士の健全な交流が育まれる場となるよう環境整備に努めてまいります。

○議長（南 昭榮議員） 角 久子議員

○4番（角 久子議員） 今年の夏、暑かったときに町からエアコンを入れていただいて、そのときは、物すごくたくさんやっぱり

来ておりました。この前ちょっと見てきたんですけれども、ちょっと寂しかったもんですから、でもこの年間のこれを1万人というすごい人なので、子供たちもそれぞれに忙しい子供たちが多いので、やっぱり習い事とか、そういうこともやっているの、忙しいは忙しいんでしょうけども、できるだけ子供同士、お互いに遊ばれる、そういうわいわいにぎやかにやっていただきたいということで、この質問をさせていただきました。

以上、終わります。ありがとうございました。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時38分 散会

令和7年12月16日（火曜日）

○出席議員（10名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
6番	古玉いづみ	議員	11番	甲部昭夫	議員

○欠席議員（2名）

5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
----	-----	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） おはようございます。

12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、また、5番 澤 良一議員から通院療養のため、それぞれ欠席届が提出されていますので、報告をいたします。座らせてもらいます。

ただいまの出席議員数は10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は答弁を含め60分以内であります。質問回数は、質問事項ごとに3回までとなっております。また、通告以外の関連質問は控えるようお願い申し上げます。

以上を踏まえ、執行部におかれましては、簡潔・明瞭で的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

3番 合田 宏議員

〔3番（合田 宏議員）登壇〕

○3番（合田 宏議員） 改めておはようございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、1点目、私は2年前の9月に一般質問で、こどもまんなか応援サポーターの宣言をしないかとお伺いしました。そのときの答弁は、「検討したい」でありましたが、本年11月4日にこどもまんなか応援サポーター宣言がされたことがとてもうれしく思いました。

こどもまんなか応援サポーター宣言は、子供を単なる支援の対象ではなく、まちづくりの主人公と捉えるものです。その理念を真に具現化するためには、子供の意見を具体的に行政へ反映させる仕組みが不可欠です。特に、令和6年11月27日に中能登中学校3年生が総合的な学習の時間で発表した内容など、個別の機会で示された子供たち自身の切実な声や提案を持続的かつ効果的に行政へ反映させるための公式な仕組み（子ども会議など）が現在、存在しないことは、宣言の精神に照らして大きな課題であると認識しておりましたが、11月の教育民生常任委員会で、教育長が子ども会議やワークショップ会議などの開催も考えているとおっしゃったことは、とても心強く思いました。

町が挙げた主要施策、屋内施設、ヤングケアラー支援、保育所再編などが、子供の意見を反映した結果として導き出されたものなのか、その他プロセスを含めて町長の意見を伺い、子供の声を行政施策の基盤とする具体的な行動を求めたいと思います。

質問の1つ目、第3期中能登町子ども・子育て支援計画と子供の意見の反映体制、具体的な宣言推進策についてお聞きします。

1点目、子供の意見を行政施策に反映させる仕組みの構築について伺います。

その1、子供の意見聴取と現状。子ども会議の開催提案について。

現在、当町には子供たちの意見や提案を継続的かつ効果的に聴取し、町の施策に反映させるための公式な仕組み（子ども会議など）が整備されておりません。こどもまんなかの理念を具現化するため、小中高が参加する町の公式な意見聴取、政策提案の場として、子ども会議を定期的に開催してはいかがでしょうか。昨日の答弁にもありましたが、改めて町長の意見をお伺いします。

その2、既存の意見と施策への反映状況。

令和6年11月27日の総合的な学習の時間にお

ける中能登中学校3年生の発表などで示された具体的な意見、提案を町はどのように収集・整理し、第3期子ども・子育て支援計画や具体的な施策検討に生かしているのか、そのプロセスと具体的な反映事例をご説明ください。

その3、主要施策における子供の意見の反映有無と検証。

当町が重要施策として掲げている以下の事項は、子供の声を具体的に反映した結果として決定されたものなのか、それとも行政主導で計画されたものなのか、その判定根拠を明確にご説明ください。

こどもの居場所づくりの推進や屋内交流施設の整備・検討、ヤングケアラー支援の推進、町立保育園の再編検討、以上3点です。

次に、2点目の質問として、こどもまんなかを具現化する具体的な提案と導入検討についてお伺いします。

子供の声をまちづくりの起点とするという宣言の精神を具現化するため、以下の具体的な施策導入を求めます。町長の見解と導入に向けた検討を伺います。

その1、地域参加型の子育てポイント制度の導入。

地域住民がサポーターとして活動することでポイントが付与される制度を導入し、地域貢献を可視化することで、地域全体で支え合う実効性を高めるべきと考えますが、見解を伺います。

その2、地域資源を活用した子ども食堂・居場所ネットワークの構築。

町内全域の既存公共施設や遊休資源をこどもの居場所として登録、開放し、町が活動保健等運営補助を行うことで、点ではなく面でこどもの居場所を確保するネットワークを構築すべきと考えますが、見解を伺います。

その3、子ども政策提案会議の定期開催。

全校で提案した子ども会議をさらに発展させ、そこで採択された提案を町長が必ず予算

案に組み入れる仕組みを導入すべきです。これにより、子供たちをまちづくりの真の主人公として位置づけるべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、3点目の質問です。

保健衛生事業の在り方について伺います。

フッ化物洗口の拡充や5歳児健診の導入は、行政の義務的かつ専門的な保健事業として重要ですが、地域全体で温かく支え合うという宣言の理念を具現化するためには、これらの事業を通じて地域のサポーターや民生委員など、行政職員以外の住民参画をどのように促し、地域全体への啓発へとつなげていくのか、具体的な推進策があればご説明願います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 子ども支援についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の子供の意見を行政施策に反映する仕組みの構築につきまして、議員の提案の子ども会議の開催は、子供たちの率直な意見を町の施策に反映していく上で、有意的な取組の一つであると認識をしております。

子供たちの意見が十分に取り入れられるよう、対象となる年齢層や意見聴取の方法については、他自治体の先進事例などを参考にしながら、どのような形で実施できるか今後検討してまいりたいと考えております。

次に、既存の意見と施策への反映状況につきましては、中能登中学校3年生の総合的学習の時間で取組などを次期総合計画の策定において、若い世代の貴重なご意見として参考にさせていただいております。

また、第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画につきましては、直接子供の意見を聴取したものではありませんが、就学前の児童及び小学生の保護者を対象にウェブアンケートを実施するとともに、子育て支援に携わる各種団体の代表者などを委員とする子ども

も・子育て会議を図り、パブリックコメントを実施した上で策定しております。

次に、主要施策における子供の意見の反映有無の検証につきましては、子ども・子育て支援事業計画において、具体的な取組として掲げましたこどもの居場所づくりの推進や屋内交流施設の整備検討については、保護者のアンケートで望む声が多くあったもので、ヤングケアラーについては実態を把握し、支援の提供に努める必要があると町が判断したものであります。

町立保育園の再編につきましては、町立保育園運営検討委員会の答申に基づき、民営化及び統廃合を推進するとしたものであります。

子供のために何が最もよいかを考え、それぞれの事業の性質により執行する中で、子供の意見を聞いて反映させるもの、行政主導で反映・判断するものがあると考えております。

次に、2点目のこどもまんなかを具現化する具体的な提案と導入検討についてのご質問にお答えします。

地域参加型の子育てポイント制度につきましては、地域住民の皆さんがサポーターとして活動し、地域全体で子供と子育てを支え合う仕組みの一つとして理解できます。

しかしながら、応援サポートは、その趣旨を理解し、賛同する個人・団体等が自分たちには何ができるかを考えていく行動をする取組で、地域の皆さんによる自主的な活動として進めていただくことが理想であり、ポイントを付与する制度とすることは考えておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、地域資源を活用した子ども食堂・居場所ネットワークの構築につきましては、公共施設等をこどもの居場所として活用するに当たり、安全で安心な活動を支えるための人材の確保が不可欠であると認識をしております。

す。

今後は、人材確保の方策も含め、子供たちや保護者の皆さんにニーズを踏まえながら、地域の実情に応じた居場所づくりを検討したいと考えております。

次に、子ども政策提案会議の定期開催につきましては、子供たちの意見をまちづくりや施策により一層反映させる取組であります。まずは子ども会議がどのような形で実施できるかを検討し、その上で段階的に制度を発展させていくことが望ましいと考えており、今後、先進事例を参考に検討していきたいと考えております。

また、合田議員がおっしゃる会議の提案を町長が必ず予算に組み入れるということにつきましては、提案や意見を最大限に尊重いたしますが、町として総合的に判断し実行していくことになるものと考えております。

最後に、3点目の保健衛生事業の在り方についてのご質問にお答えします。

未来ある子供たちには、高齢になっても健康でいてほしいと願っております。特に虫歯や生活習慣病などは子供の時期から予防保健教育が大切であります。その中でも、虫歯予防としてのフッ化物洗口は子供たちの歯を守りたいとの思いから、子供たちのために何が最もよいかを考え、保育施設や学校が協力して取り組んでいく事業であります。

また、乳幼児健診や赤ちゃんの遊び場 a l k u など、母子健康保健事業は、地域住民から成る健康づくり推進団体である母子保健推進協議会の協力を得て実施をしております。

そのほか、広報11月号で周知しました子育て世帯訪問支援事業も地域住民の協力による家事・育児支援であり、まさに子供を真ん中に、子育て世帯を地域の全体で温かく支え合う体制であります。

今後はさらに子供たちが誰一人取り残されず、健やかに成長できる地域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、皆さん

のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 答弁ありがとうございます。たくさん質問して、たくさんのお答えをいただきました。どれをとってもこれからのかなと思いました。

あと、先ほどの答弁の中でお伺いして、子供の意見が何一つ今のところは取り入れていないということも分かりました。でも、これは、これからこの会議等を通じて、反映していただければいいかなと思います。

あと、私もこのウェブアンケートというのをちょっと読ませていただきました。大変ページ数が多くて、すごく細かく意見集約されているなと思いました。その中でもやっぱり意見の中には、屋内遊び場が必要であるという、要望するという意見がたくさんありました。ぜひ、この屋内施設、遊び場というものは早急に実現できるようにお願いしたいと思います。

先般、北國新聞の記事に羽咋のLAKUNAが50万人を達成したという記事がありました。オープンしてまだ2年ほどしかたってませんよね。それなのに50万人という人が来場するという、すごい施設があるんですが、それに負けないような施設を考えていただきたいなと思います。

また、ポイント制度には考えてないということなんですが、これについては早急かなと私自身も思っているんですが、ある程度の子どもまんか応援サポーターのその中身が皆さんに知れてきたら、ポイント制度というものも必要じゃないかなと私はずっと思っています。ぜひ、今すぐではないんですが、またそのまま検討していただきたいと思います。

最後に、こどもの居場所づくりとして、人材育成ですね。それについては大変大きい課題だと思うんですが、私、前もお話ししたと思うんですが、公民館を使った居場所づくり

というのはとっても大事じゃないかと思っています。

再質問させていただきますが、公民館を使った居場所づくりというのも検討はできるのか、できないのか。考えていただきたいと思いますので、町長のご意見をお聞かせください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 居場所づくり、公民館を利用した居場所づくりというのは、町の施設でありますので、その辺ちょっと例えばそこに子ども食堂をするとか、そういうなどは違うんですね、子ども食堂。子ども食堂も含めてですか。なるほど、なるほど。そういう例えば公民館だけじゃなく、例えば私思うがでは、その学校と連携しながら、子ども食堂をするとか、どっかの学校の施設の中で子ども食堂するとか、あとは今だんだんだんだん飲食店がなくなりましたんで、飲食店さんと一緒にコラボしながら、子ども食堂を民間の力を借りながらやっていくというような方法がありますので、実際は今皆さん各自で予算的には大変な思いしてやっていると思いますので、そういうやっぱり何か団体を利用してかって、民間を利用してかっての居場所づくりにその子ども食堂なりをしていただきたいと思います。

このこども居場所づくりに対しては補助金的には、国の調べてみたらいろんな国の予算がありましたけど、採択するまでには、結構難しいようなことも書いてありますので、また町としても、いろんな意味で公民館にできるかどうかということをもた含めてまた検討したいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） ありがとうございます。公民館の検討ということで、またちょっと難しいということなんですが、なぜ私が公民館かということ、小学校には、小学校というか小学校が学校が終わってからは、放課後

児童クラブがあります。それ以外に各旧町には旧町というか、その3つの児童館があるということは存じてますが、児童館にしても、例えば、滝尾地区の子供たちが児童館へ行こうと思うと越路まで行かなくちゃいけないんですよね。低学年は絶対難しいと思うんです。そうした場合に近くにある公民館で居場所づくりとしてやっていけばいいんじゃないかなと私は思ったので、公民館を活用したいということをお話ししました。また、公民館の活用というのもまた検討していただきたいなと思います。

次の質問に入ります。

中能登町におけるフェーズフリー防災公園の整備と財政負担の軽減策及び全世帯防災教育の推進について伺います。

私は、令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、本町の防災対策の備えと日常が一体となった高次のレベルへと引き上げる必要があると考えました。特に能登半島地震で得られた教訓は、災害が予測不可能な非日常に起こることを改めて示しました。

そこで重要になるのが、フェーズフリーという考え方です。フェーズフリーとは、平時（日常）と有時（非常時）のフェーズ局面を隔てなくし、ふだん使っているものが災害時にも役立つという概念です。この視点を導入することで、住民は特別な訓練や準備なしに自然と防災行動が取れることになります。

中能登町地域防災計画の精神に基づき、このフェーズフリーの視点から防災機能の強化と財政負担の軽減策について、以下のとおり質問いたします。

1点目、まず、防災公園の整備についてあります。日常の憩いの場が、いざというときには、命と生活を守る拠点へとシームレスに切り替わる（仮称）中能登町フェーズフリー防災公園の整備を以下の具体的な機能を提案します。

その1、独立電源の確保として、小水力発

電による照明の導入。平常時は公園の照明として活用し、災害時には送電停止の影響を受けない独立した非常用電源として機能させ、夜間の活動を支えます。

当町には河川や水路が多く存在するため、小水力発電の導入は、環境負荷も低く、持続可能な非常用電源として特に有効であると考えますが、水利権や設置場所の適正、治水計画との整合性を含めた具体的な調整の必要性について町長のご意見を伺います。

その2、災害用トイレの整備。ふだんは施設管理し、災害時にはすぐに開放できる本格的なマンホール直結型などの防災トイレの整備です。

その3、かまどベンチの設置。ふだんは休息用のベンチとして利用し、災害時には座面を外してかまどとして活用できる設備を設置します。

その4、全世帯対応の遊具と格納庫。高齢者向けの健康遊具と子供向けの遊具を配置し、全世帯が交流できる場としつつ、遊具の一部を防犯・防災資機材格納庫として活用するなど、機能を持たせます。

その5、広大なオープンスペース。ヘリコプターの臨時着陸場や緊急支援隊、支援物資の集積基地、野外仮設住居建設用地としても活用できるよう設計します。

以上の5点を提案いたします。

2番目の質問になります。

このような防災公園の整備には、一定の財政負担が伴いますが、国の制度を最大限活用することで軽減を図るべきと考えます。例えば都市公園事業における防災公園整備や国土強靱化に関する各種補助制度がその対象となり得ます。

一般的に防災機能を付加する整備、具体的には防災倉庫、非常用トイレ、非常用電源、ヘリポートなどの設置は補助金の対象要件となる可能性が高いです。これらの補助事業は、整備費の最大でおおむね3分の1から2

分の1程度が国費で賄われるケースがあり、当町の財政負担を大きく軽減できる手段だと思っています。

町として、これらの補助制度の対象要件を精査し、最大限に活用することで財政負担を軽減し、早期の整備を実現すべきと考えますが、町長のご意見と具体的な財政軽減策への取組についてお伺いいたします。

3点目の質問です。

全世帯対象の遊び防災訓練の実施について。

整備された防災公園を核とした全世代対象の防災訓練の実施についてであります。

隣接する志賀町では、先月11月30日に能登半島地震の教訓を生かした防災・世代間交流イベントが開催され、世代を超えた交流と遊びを通じた防災啓発を図られました。

本町にもこのような事例に倣い、以下の要素を取り入れた遊び防災訓練を3点提案します。

その1、全世帯参加の促進。全世帯が参加しやすい防災フェスティバル形式を採用し、防災訓練への参加率向上を目指します。

その2、フェーズフリー機能の体験。かまどベンチを使った調理や防災トイレ設営、小水電力の照明が点灯している様子などを実際に見て、体験する機会を提供し、フェーズフリーの概念を住民に定着させます。

その3、遊びと学びの融合。子供向け遊具を活用した避難・救助ゲームや健康遊具エリアでの高齢者向け防災体操などを導入し、楽しく防災知識を習得できる訓練とします。

全町民の防災意識と行動力を高め、全世帯対象の画期的な訓練実現に向けたご答弁を期待するものであります。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 フェーズフリーという考えは、今後はまだ重要なことだと私は思っています。問題は、これから人口減少、高齢化社会になっていく中で、その財源が厳しくなっ

ていくわけですね。その分今までは国の公費を使って対策を講じてきたわけですが、今後はやっぱりこの公費のみでやるということは非常に難しい形だと思います。このフェーズフリーが本当に今自助・共助・公助のある中で公助がなかなか今、職員も少なくてなかなかできないという中で、やっぱり共助というか民間とか町民の皆さんの力を借りてかって、いろんな災害対策にしていかなければならないということはこのフェーズフリーのいろんな今、平時から物を大事にして、それを災害時にもすぐ使用できるようなこの仕組みづくりというのは非常に大事だと私は思います。

詳しいことは、今、危機管理課長に答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長
〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 それでは、まず1点目の当町におけるフェーズフリー防災公園の整備について、議員からの具体的なフェーズフリー機能の提案に対してお答えをいたします。

当町において防災公園として特化した整備を行ったところはありませんが、分かりやすいフェーズフリーの具体例で申し上げますと、道の駅織姫の里なかのとであります。

ご承知のとおり、当道の駅は、そもそも防災拠点整備としての整備を行っており、議員からの提案につきましても、おおむねの機能を有しております。

しかしながら、町内全ての公園にこのような機能を設置することは、費用面からしても難しいと考えられます。

現在、策定中であります防災拠点、防災支援拠点における整備方針策定業務において、具体的にどの場所にどのような機能がふさわしいのか、また避難所、避難場所の役割など、さらに地域防災計画の見直しや石川県が示しました新たな被災想定、その他諸計画と

の整合性、連動など、基礎・基本から様々な計画を順次見直す必要があります。その上で、具体的な機能配置計画を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、財政負担の軽減策への取組についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、フルスペックな整備を行えば、それだけ事業費も必要となるのは当然であります。しかしながら、財政負担を軽減する施策といたしましては、当町の地の利を生かすことが肝要であると考えております。

当町は大きな特徴として町のほぼ中心に道の駅、そして前面道路は道路閉塞率の低い第一次緊急輸送道路である国道159号、その向かい側には駐車台数が2,000台を超える駐車場を持ち、今回の地震対応でも、避難所物資の協力をいただいたアル・プラザ鹿島、平和堂様をはじめ、複数の商業店舗、ガソリンスタンドがあります。そしてラピア鹿島、レクトピアパーク、中能登中学校など、連続して町の重要な災害時の指定避難所、避難所、避難場所が点在しております。

今回の災害対応で、皆様も実際にご覧になられたかと思いますが、自衛隊や電力事業者などが、様々な団体が発信拠点として、それぞれの得意分野でのご協力もいただいております。

町といたしましては、このゾーン全体を防災拠点として捉えるとともに、民間事業者と有効な協定を図りつつ、災害時の相互補完を構築し、巨額な財政負担を伴わないフェーズフリー対策を検討することが当町にふさわしいオンリーワン施策となることと考えております。具体には、先ほど申し上げました計画策定の中で検討してまいります。

また、財政負担などの予算対策につきましては、国庫補助金、また有利な起債などを活用し、一般財源の抑制を念頭に予算確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたし

ます。

次に、2点目の全世帯対象の遊び防災訓練の実施についての提案につきましては、関連がありますので、まとめてお答えをさせていただきます。

まず、ご承知のとおり、去る11月24日には2年ぶりの町防災一斉訓練と併せて、石川県原子力防災訓練が行われ、当町では6年ぶりに住民避難も行われました。町の訓練につきましては、大きく2つの訓練を実施しており、一つは町職員に係る安否確認、参集訓練、それから本部設置、運営訓練を行うとともに各部局課における被災想定に対応したタイムラインを計画、作成し、詳細な内容を明かさないうブラインド訓練を実施しております。

一方、町民の皆様方におかれましては、自助・共助対策をメインとした訓練を実施していただき、29地区が地区避難訓練や避難所開設運営訓練などを実施しております。

また、町民向けの実践訓練会場としたラピア鹿島では、土のう積み、倒壊家屋救出の体験、起震車体験、防災車両や資機材の展示、さらに子ども会主催の防災親子体験も行われ、多くの方々に参加をいただいております。

今ほど議員からのご提案に関しましては、参加率の向上をはじめ、必要な施策であることは重々承知をしております。

また、最終的なステップといたしましては、ご提案のあった訓練の実施を検討したいと思いますが、現時点では先ほど申し上げた計画策定を踏まえつつ、最も重要な各地区の防災計画を構築する必要があります。これには地区役員の方だけが関わるのではなく、民生委員の方々や防災士の方々が主体的に関わっていただくことはもちろんのこと、区民全員の総意でつくり上げることが重要であります。

このことから、町といたしましては、諸計

画策定のめどがつき次第、各地区の方々と直接関わりながら、自主防災組織の構築と地区防災計画策定を進めてまいりたいと考えておりますが、そうした基礎固めを図っていく延長線上において、ご提案のあった事業の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 大変心強いご答弁ありがとうございます。私も先ほど課長もおっしゃられたラピア鹿島、レクトピアパーク、平和堂、道の駅、中学校、つばさ、それから鹿寿苑、その一帯を一つの防災公園として整備できればいいなと思ってました。全く同じ意見だったので、大変うれしく思います。ただ、レクトピアパーク、それから運動公園には、今遊具はありません。それも含めて、私は子供たちが遊べる遊具もその防災用として何かできないかなということがありましたので、そこは再検討していただきたいなと思います。

ほぼほぼ思っていたことは全部言われたので、何を再質問しようかなと思って考えたんですけどないので、レクトピアパークと運動公園の遊具に関して、何かその考えはあるか、ないかだけ1点お伺いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 レクトピアパークは、あの遊具は撤去したんけ。なかなかレクトピアパーク等をするということ、どういうふうにしていけばいいんか分かりませんが、町が今さっき中学校の子供たちの提案でも出ておりますけど、そういう中で本当に遊びも含め避難するところもやっぱり非常に大事なので、それを今、ただ公園でいいのかどうかということは、まだちょっとはっきり具体的には出ておりませんが、遊具的には置くことはいろんな宝くじの事業で申請すれば、多分当たるかどうか分かりませんが、当たる確率的には高いと思うので、またその辺も考えまして、

また検討してみたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） ありがとうございます。また、検討していただくということで、よろしくお願いいたします。

フェーズフリーの概念に基づいた防災公園の整備を国の補助を活用し、財政負担を軽減し、早期に実現することを期待します。

また、公園を核とした全世帯対象の防災訓練を実施することで、当町の防災対応能力を飛躍的に向上させることを強く要望し、次の質問に入ります。

中能登町おにぎりの日条例の深化と推進です。

私は、中能登町が平成27年6月に制定したおにぎりの日に関する条例を旧町の意識を超え、町民の心を一つにする縁結びのシンボルと確信し、中能登おにぎり縁むすびの会の活動を通じて、その推進に努めてきたと思っております。

条例制定後、約10年が経過し、今は特におにぎりの歌とダンスが町内の小中学校のほぼ全員に浸透するという大きな成果を得ていると思います。この成功を土台として、今後、条例の理念である地域活性化、農業振興、そして地域ブランド育成をいかに具体的な行動として全庁的に展開するのか、その推進策について、町長にお伺いいたします。

これまでのおにぎりの日の普及啓発活動の成果と評価です。

国民文化祭2023を契機に生まれたおにぎりの歌とダンスが町内の子供たちの間に広がり、広く深く浸透したことは、旧町域を越えた一体感の醸成という条例の隠れた目的達成に大きく貢献したと思っております。

この活動に対し町はどのように協力・支援し、極めて希有な成果をこれまでの条例推進活動の中でどのように評価し、活用してきたのか、その戦略的なご意見をお伺いします。

一方、条例のもう一つの柱である農業振興

と地域ブランド育成について、制定後、町が主導し、米農家や特産品生産者と連携した具体的な販売促進やブランド構築の取組は、どのような規模と効果で展開されてきたのでしょうか。具体的な実績とそれによる中能登町産米の需要や価値向上への波及効果についてお示しください。

次に、おにぎりの日を核とした今後の具体的な推進策です。条例を単なる記念日として終わらせず、真の地域振興の核とするため、私はおにぎりの歌とダンスの成果を最大限に生かした全庁的な実践を提案します。

毎年11月18日のおにぎりの日に、町が主導し、町内の小中学校及び保育園において、以下の政策を定例化する考えをお聞きします。

その1、おにぎり給食、おやつの実施。11月18日は、給食やおやつに中能登町産米を100%使用したおにぎりを提供することを義務化する。

その2、体験型給食の導入。小中学校では衛生管理を徹底した上で、子供たちが自分で具材を選び、おにぎりを握る手作りおにぎり体験を導入する。具材は当町特産品を複数用意し、食を通じて地域の多様性と一体感を学ぶ機会とする。

3、生産者との交流。給食に使用したお米の生産農家を学校に招き、子供たちとの交流や食育事業をセットで実施するです。

次に、おにぎりを通じた地域ブランドの戦略の強化であります。

この町民実践の取組を、対照的なブランドへと昇格するための統合のロードマップについて伺います。

その1、おにぎりコンテンツの活用。おにぎりの歌とダンスを町の公式PR動画や観光プロモーションに積極的に活用し、中能登町イコールおにぎりの聖地としてのイメージを定着させる計画はあるか。

2、観光特産品の連携強化。地元農家や商工会と連携し、町産米や特産品の具材とした

中能登オリジナルおにぎりを開発・販売する支援策を講じ、道の駅や観光施設での体験型おにぎりづくり体験などを年間を通じて実施する計画はあるか。おにぎりは、私たち中能登町の誇るべき米文化、そして町民の温かい心を象徴しています。この条例の理念を具体的な行動と結びつけ、持続可能な地域活性化と未来の農業につなげるため、町長の力強い答弁を期待いたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 おにぎりの条例の深化と推進についてのご質問にお答えします。

まず、1点目のこれまでのおにぎりの日普及啓発の成果と評価につきましては、町では合併10周年を機に地域活性化や農業振興並びに地域ブランド育成のため、平成27年6月定例会議にて議員からの発議により、中能登町おにぎりの日に関する条例を制定しております。

条例制定後は、町内の公共施設など、日本最古のおにぎりのレプリカの展示を通じての情報発信やおにぎりの日に合わせて町内の保育園や小中学校の給食でおにぎりを提供したり、鹿西高校の生徒が考案したレシピを商品化し道の駅で販売するなどの取組を実施しております。

また、合田議員も携わってこられた中能登おにぎり縁むすびの会の活動についても、歌やダンス、イベントを通じておにぎりの普及啓発に努めていただいていることで、おにぎりの活動に対し自発的に関わっていただける方が町内外に増え、地域活性化につながっていると感じており、大変意義のある活動であると考えております。

一方、農業振興につきましては、地元の農家などと連携し、道の駅でおにぎり週間などを設けながら、おにぎりにちなんだメニューの提供や栄養価のある野菜などを味わっていただける取組も実施してきております。

このこうした取組が農産物への関心がある

いり世代で広まり、健康への意識も高まり、中能登町産のお米を買い求める姿が見られるなど、農業振興と地域ブランド育成の波及効果が町内に広がっていると評価しております。

町といたしましても、今後、おにぎりの日に合わせた取組の支援や普及啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目のおにぎりの日を核とした今後の具体的推進として、食育地産地消推進の具体策につきましては、引き続きおにぎりの日に合わせ、町内の保育園や小中学校の給食でおにぎり提供をして、普及啓発を努めてまいりたいと考えております。

また、高校入試の直前には地元農家が生産したイセヒカリのブランド米を合格祈願米として提供するなど、おにぎりの日以外でも地産地消に触れる機会を積極的に設けております。

一方、合田議員から今ほど提案をいただきました内容につきましては、魅力的ではありますが、農家との連携や食材の衛生管理、お世話していただく方の確保など、検討すべき課題も多くありますので、今後の研究課題として関係機関と協議をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、おにぎりを通じて地域ブランドの戦略の強化につきましては、議員からのご提案は魅力的ではございますが、各種団体との連携や人材確保、情報発信も含め、年間を通じた総合的なプロモーションやマネジメントも必要になってまいりますので、現在おにぎりや特産品開発で委嘱している地方創生アドバイザーの助言もいただきながら、検討してまいりたいと考えております。

なお、おにぎりのダンスにつきましては、2023年に開始された、いしかわ百万石文化祭で当町の日本最古のおにぎりの普及や情報発

信の取組の一つとして制作され、現在も町の動画チャンネルで配信しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 答弁ありがとうございます。いろいろ取組されてきたということを理解しました。

先ほど、いろいろ取り組んできたということと、今取り組んでいることとしてアドバイザーによる物の開発とかというのをちょっとお聞きしたんですけど、さらに踏み込んで私ちょっとご提案というか、ちょっと言いたいことがありますので、また答弁願いたいと思います。

それは何かというと、今、地域創生アドバイザーとして契約されてます一般社団法人おにぎり協会の中村さんの主催でやっているおにぎりサミットですね。そのおにぎりサミットが来年1月の27日に東京ミッドタウンで東京で開催されます。

私は、このサミットに2回行ってきました。そしてこの活動に、活動というかそのサミットに行って、その協会に加入している12団体の自治体との交流もしてきました。その交流していた団体さんとの連携もあり、昨年おにぎりの日に各市町村、各町の特産品も少し頂いて、町民の方に配ることもできました。

このおにぎり協会に加入するということが前々からちょっとお願いはしていたんですが、今現在14地域が加盟しております。中村さんのお話によりますと、15団体をめどに募集はやめようかなとかという話もちらっと聞きました。そういうこともあり、早急に当町として、そのおにぎり協会に加入することも必要じゃないかなと私は思います。そして、その加入することによってその14の団体の特産品を活用し、新たに中能登町でおにぎりの具材としての開発をすればとてもいいんじゃないかなと。それが、ひいてはふるさ

と納税のお品になるんじゃないかなと思います。

また、地域交流や関係人口の増加にもつながると思います。また、そのほかに、その14団体の招待した中能登町のおにぎりフェスみたいなものを開催していければいいんじゃないかなと思います。6月18のおにぎりフェスもありますし、11月の18日のおにぎりの日もいいです。どちらかに何かそういうお祭りというイベントというか、その14団体の皆さんをお招きしフェスをすれば、お金もそんなにかかるものではないかなと思うので、また検討してほしいと思っています。

その各種団体を巻き込んだ町祭を定例化していくという考えはあるか、それとおにぎり協会に加盟するか、しないかということもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 今いろんな意味でコーディネーター中村さんが来ておいでますが、この加盟するかどうかについては、この14市町は結構ノリとかいろんな具材あるんですね。うちは、例えば日本最古の発祥の地というこのブランドで、発祥の地ということでここへ招かれてかって、先般、去年かおとし、うちの課長が行ってそこでプレゼンをしてかって話を、私行かれなかったので課長がプレゼンをしてかって話をされたと聞いてますので、これそういうことを言ってもらえないので、今後何が、中能登町がこの15市町に交じるときに、何が例えば具材は、具材にするんか、米でいくのか、それはやっぱり考えていかなければならない。米と言ったら、小千谷とか、小千谷じゃない、もう新潟県村上市とか南魚沼産だいてますので。村上市は鮭か。魚沼産は米なので、そういうだいてますので、ただ私が思うのは、このおにぎりの皆さん、この縁むすびの会で、ぼんごというところで、おにぎりを、幾度なくぼんごのお母さんも2回か3回ほど中能登町おいでとるので、そのぼ

んごさんを利用というか、そこへ米を納めて、新潟の米じゃなくて、石川県のこの地元の例えば後山か花見月か、どっかおいしい米をして、例えば月々100キロとか200キロとか送って、それで石川県の米も作っとるよというような形でやってもらえば面白いんじゃないかなと思います。

今、大谷翔平がファミリーマートのぼんごのおにぎりを監修してかって、それ今PRしてるので、ぼんごのおにぎりは、やっぱりファミリーマートから買ってきてやっぱりうまいですよ。あれ、どういうふうに乗ってるのか分かりませんが、おいしいという評判なので、できるだけ、何かこのぼんごさんとのやり取りでお米を買っていただいて、中能登産の米を買っていただいて、結びつけてあわよくば大谷翔平にも結びつくかも分かりませんので、その辺もこう考えるのが面白いんじゃないかなということだと思いますので、向こうの自治体に入るが、14自治体の中、15自治体のことになるのは、これからちょっとまた早急に検討していきたいと思っています。

やっぱりサミットするときは、これ1地区におっても駄目なんですよ。その地区地区14地区でサミット行って回ってかってサミットはやっぱり現地を見てかってサミットをやって来るということが私は一番であると思うんで、私は40歳のとき、商工会の青年部長をしとったときに、そのおにぎりサミットというのはやりました。そのときは新潟県と福岡とうちの町と青森の今、藤崎町、今、藤崎町、昔、常盤村ですけど、藤崎町でサミットで回ってかってやってました。それはジャンボおにぎりを作るのを競ってやってたんです。だけど、それは今は藤崎町だけがジャンボおにぎり毎年作ってるみたいで、1メートル88ぐらいのジャンボおにぎりを作ってるっちゅうことでギネスには載ってるらしいんで、それをまだ超えるところはありませんが、せっかくするんやったらやっぱりサミッ

トも含めて、全国的な市町村の、14市町村お
りますので、できればそういうことも提案と
して、私からの提案としてかって、していた
だけるかどうか1回聞いといてください。

それとこの14市町の方には、本当に災害時
のときにも、この魚沼、村上、柳川、愛媛県
の今治とか5市の町に本当にいろんな面で物
資も送っていただいておりますので、そのと
きのご縁でおにぎりの皆さんがやっていた
ご縁ありますんで、ぜひ加入せんちゅう
わけにはいかないと思っておりますので、ま
た今これ執行部の方、みんなとちょっと三役
会議でも話出したいと思えます。

○議長（南 昭榮議員） 合田議員、時間が
経過しておりますので、まとめて一言だけ
お願いします。

合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 時間が来てました
ので、まとめてということなので、先ほど町
長おっしゃられたとおりのことを踏まえて、
また、ちょっと後で提案していきたいと思
います。

本当はまだいっぱい言いたいことあったん
ですが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） ここで、11時10分
まで休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き
会議を開きます。

2番 三浦克欣議員

〔2番（三浦克欣議員）登壇〕

○2番（三浦克欣議員） それでは、質問し
たいと思えます。今回は2件ということで、
落ち着いてしっかりと質問したいというふう
に思っています。

それでは、通告に従ってというところなん
ですが、その前に過去の質問で私、肌で感じ
る行って聞いてきたシリーズをやっておりま

して、今回の質問にそれないので、とても残
念なので、少しだけ、少しだけ1分だけ時間
いただいております。

9月の一般質問で、TKB48、48時間以内
に質の高いイタリア式の避難所設営の提案を
しましたが、先日13日と14日土日にかけて長
野県の松本市でその実働訓練があったので、
現地に行ってまいりました。

松本、肌で感じる、とっても寒かったで
す。一応避難所視察ということで車中泊も決
行したんですが、夜中寒くて寒くて大変でし
た。

そのTKB48実働訓練は、ほぼ私のイメー
ジに近いものでした。一人一人を尊重する信
州型避難所システムということで、主催する
長野県のNPOの方、この信州型を全国型に
していきたいというふうに熱く語っておられ
て、内閣府肝煎りの国家基盤の整備というこ
とでした。もう私の中では、もう防災支援拠
点としてのカルチャーセンターの芝生のとこ
ろに松本市と同じ光景が浮かんでおりますの
で、今回時間がないのでここまでしておき
ますが、次回一般質問でまたご提案したい
というふうに思っています。

それでは、通告に従い質問を始めます。

今年、令和7年、西暦2025年は戦後80年を
迎えました。私、議員として、この4年間で
一度だけこの今回の質問をしたいと考えてい
て、この4年目、そして戦後80周年という節
目でさせていただきます。

この中能登町から争いのない世界のメッセ
ージを発信しないかという、とてつもない大
きなテーマですが、争いが無いというのは、
言い換えると平和への願いであり、まず、す
ぐ横、身近なところから始めようというメッ
セージで、まず自分を大切にする、そして横
にいる人、周囲の人たち、地域・国・世界の
人々、全ての人たちをリスペクトし、争いの
ない世界、誰も傷つけない平和な世界を願っ
て子供たちと一緒に考え、発信していかない

かという提案です。

町の議会、しかも限定された時間内での質問には大き過ぎるテーマなので、先ほど述べたように、私たちはこの町、この地域で何ができるのか、この町の未来を築いていく子供たちとともに考え、思いを共有していくという意味を込めて質問いたします。

まず、平和とは何か。言い換えると、戦争のない世界はどうしたら築けるのか。

①まず、町の教育の長である教育長に平和観について、平和とは何かについての思いをお聞きしたいというふうに思います。一言で平和を語るとしたら、何を語るか。ちょうど今年前期のNHKの朝ドラ、あんぱんがモデルとなったアンパンマンの生みの親である、やなせたかしさんは、著書やドラマでもあったように、自らの壮絶な戦争体験から逆転しない正義とは何かを考え続け、その答えはおなかがすいている人たちにパンを与えるということでした。

私は、ずっと大学生の頃ぐらいからの疑問で、武器という人を殺す道具を作って平和を築けるのかという純粋な疑問であります。子供みたいなことを言うとなんと言われるんですが、子供でも分かるこの矛盾を説明してほしい。やなせさんの言葉を借りれば、現在の平和はすぐに逆転されてしまう正義ではないでしょうか。私の中では、40年以上考え続けておりますが、まだ答えは見つかっておりません。本当誰か教えてほしいくらいです。

そして②それでは、町の平和教育として、これまで子供たちに対し、平和についてどのように教えられてきたのかをお聞きしてみたいと思います。

また③戦後90年、100年に向けて子供たちとともに何か平和に向けてのメッセージを小さくても世界に発信していけないかということで、以上3点について質問いたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 中能登町から争いのない世

界へのメッセージを発信していかないかにつきましては、教育長より答弁をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 三浦議員のご質問にお答えいたします。

私の平和観は、争いのない世界であると思っています。差別やいじめ、貧困や孤立といった争いもなくすることが大切であると考えています。相手の置かれている状況を理解し、その思いをも理解しようとするのが大切ではないでしょうか。私たち人は、その理性と知性において、平和とか道徳とか人権、そうした崇高な考えを創ってきました。日々こういったことを実践していくことが大切であると思っています。

戦後80年になりますが、今年は特別なことはしておりません。日々のこういったことを考えながら、我々は生きていく、そういったことを子供に伝えていきたいと思っております。

2点目の当町ではどのような平和教育が取り組まれてきたかにつきましては、特に鹿島郡中能登町では、戦後から今日まで学校教育の中で平和学習を大切にしております。今年も夏休みの登校日、小学校では8月6日、中学校では北辰祭がありましたので、別日に行いましたが、平和集会を行い、日常のこの平和の尊さをお互いに考えました。

また、過去に実施してきた修学旅行、今は2泊3日で行けませんが、3泊4日の頃は広島原爆資料館に行き、千羽鶴をささげ、平和を維持することの大切さを学んできました。

今後は、町内にある戦没者を慰霊する忠魂碑を反戦の象徴として実際に訪れることで、歴史を自分事として感じ取れるようなこともしていきたいと思っております。

また、子供たちはもちろんのこと、若い教

員も戦争体験者の声を聞く機会が少なくなっていることや、証言や映像といった機会に、置かれる機会を設けていければと考えております。

私たちの町は、大きな戦火を招いておりませんが、それでもこの戦争で多くの犠牲者を出しております。そういった方々のお話もこの平和集会の日に聞ければいいなというふうに思っております。

最後に、3点目の戦後90年、100年に向けての当町からの平和への願いを込めた発信ということですが、戦後80年を迎えた今、自ら争いのない世界を願うことは、大変意義が深いと考えております。

繰り返しになりますが、私の平和観は、争いのない世界でありますので、日々の生活の中で実践している平和が、この先の10年、20年と続くような平和教育を一過性の行事ではなく、日常の学びとして根づかせていきたいと思っております。ご理解のほどよろしく願いたします。

○議長（南 昭栄議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） 今、日々の争いのないという意識が大事だというお話をされました。それから戦没者慰霊式というお話もありました。なぜ私がこの今回質問しようと思ったのには、2つ理由がありまして、今年のお盆、今あった戦没者慰霊式で約900名の御霊という話をお聞きして、そういう慰霊式にも出たことはなかったんですが、今年の慰霊式には子供さんも来られていたのがすごく意義があるなというふうに感じました。身近なところで900名近くの何の罪もない命が奪われたのかと思うと、本当に心苦しいというか思いますし、それから関連すると9月の議会で、甲部議員が忠魂碑の改修をしていただきたいと強く訴えた話も、私のとってもこの胸に刺さってこの質問をしたいという契機にもなりました。

私にとってのリアルな戦争にまつわる話

は、1904年、明治37年日露戦争の年に生まれた祖父、おじいちゃんの話です。家の座敷に筆で書いた長い文章の横いっぱいの紙が貼ってある額みたいなものが飾ってあり、今も飾ってあるんですけども、私がまだ小さい頃、とても何か薄気味悪い印象だったんですが、じいちゃんがある日、ちょっと来いと言われて、その額の前に座らされて、その文章を読み始めたのです。実はそれはじいちゃんの弟が戦争で亡くなったときの様子を綴った軍隊の上官からの手紙だったのです。土砂降りの中、攻撃中、やられたと倒れ、見ると右顎から左顎にかけて散弾が貫通とか、滝のように流れる血とか、看護兵おらんのかと叫んだとか、その後天皇陛下万歳と私の手を握り死んでいきましたとか、そういう本当にリアルな話をゆっくりとおじいちゃんは語りかけるように読んでくれました。10歳くらいの私にとって、とっても衝撃的で、もうその日から50年以上たっていますが、はっきり明確に脳裏に焼きついております。それが、私の一番の戦争リアル体験です。

その手紙を額にきれいに表装し飾ったじいちゃんの思い、そして孫である私に何を伝えたかったのか、時々その額を読み返すことにしています。昭和12年と記してありまして、日中戦争のあたりなのか、その時代はまだ手紙で遺族に伝えていたというか、まだ道徳というか、最低限の秩序が保たれていたのかなという印象があります。また、じいちゃんという言葉で印象に残っているのは、戦争中食べる物ないがなったら、本当何もないねんぞみたいな言葉です。

そんな全くリアルな戦後ではないかというふうに思います。何を言いたいかというと、この地域は田舎で、教育長も言われたように、原爆も落ちていないし空襲もなかったけど、こんなリアルな戦争の傷痕があって、身近な戦争を後世、つまり子供たちに伝えていきたいというふうに思いました。

戦後80年、父のように90歳はまだ子供、100歳は二十歳、リアル体験を語れるぎりぎりです。今しかない、それが無理なら私のじいちゃんのように60年ワープしたリアル戦争を今の子供たちに伝えていく取組を、この10年、20年でできないかということで、じいちゃんの話は私は60歳なので、61歳、あと20年ぐらいは伝えていけるというふうに思っています。

中能登で語れる中能登の戦時体験を、中能登の子供たちにリアルに伝え、継承できないか。その中で子供たちが自分オンリーの一生続く平和観を持って生きていく子供たちを育てていきたいというのが私の気持ちです。

そこから自分、横にいる人、周囲、国、世界へとその広い意味での平和をつくり上げていってほしいという願いです。

何かこの具体的に組み込んでいくことができますかという問いです。教育長、ご答弁お願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

○林 大智教育長 三浦議員の再質問にお答えします。

戦後80年を迎え、直接語られる方が少なくなり、議員が今おっしゃられたご祖父様の体験や額に残された手紙の話は、戦争の現実を身近に伝える大変貴重な証言であります。こうした証言を子供たちに伝え、過去を学び現代に生かし、未来へつなぐ営みが争いのない社会を導く基盤となると考えており、今できることは地域の方々が持つ記録とか証言などを直接聞いたり話したりする機会を設けておき、そしてその証言や資料を読み、映像や文章でこれから子供たちが残していく、そういった活動をこれから検討していきたいと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） 私もその額を持って話しに行ってもいいというふうに思っているのですが、ぜひ中能登で中能登にしかない平

和、全世代で語り合っていく機会をつくっていただければいいかというふうに考えます。

再々質問の予定はなかったんですが、昨日私の父親も軍隊にというお話をお聞きして、町長のリアルな平和観というか、その思いもちょっとお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。簡単でいいです。お願いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 昨日ちょっと父親のことを話しましたが、私の親もシンガポールの戦争へ行っていました。あの辺はみんな玉砕されたというところで、今言われるように、鉄砲撃っておったら横の人が貫通していったというような場面に遭ったということをおっしゃっていましたが、やはりうちのこのおやじは多分17ぐらいのときに志願兵で行ったんですよ。やっぱり使命感とこの愛国心というか、それだけで行ってかって、もう何とか帰って来られました。そのときに元帥というのは寺内元帥って南部司令本部長の元帥という、寺内さんという元帥さんが。さっき言われたように、床の間にこう長い何かちょっと読んどっても分からんがですけど、そういうようなあります。

やっぱり生きてきた人に対しては、ずっと何人か帰ってきたんで、全国に七、八人しか帰ってこんのつがって帰ってこれなかったということで、ずっと何年か一遍にそういう同窓会的なことをやりましたけど、本当に戦争だけは絶対してはならないということは、死んでいった人に対しても、その家族に対しても、やっぱりもうつらい思いをさせるということで、戦争だけは絶対にできないという私は使命感を持っております。

○議長（南 昭榮議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） 80周年でよくテレビで、本当に90歳ぐらいの方がよく今しかないからというふうに言われて、本当は言いたくなかったけどみたいところでお話しする、話によると絶対にもう戦争は嫌だという

ことだったので、それはどうやって伝えていくかというふうに思います。

最後になります。教育ってすごく大切です。修学旅行に広島へ行っているという話もありましたが、アメリカの教育では原爆投下を戦争を早期に終わらせたと肯定的に捉えられているというふうに聞いています。

そして、その子供たちが、アメリカの子供たちが大人になって広島原爆資料館を訪れ、衝撃を受けるわけです。まさに正義が逆転する瞬間ではないかというふうに思います。やなせたかしさんのアンパンマンのように、逆転しない正義を子供たち、それから大人たちも一緒に考えていけるような町になったらいいなというふうに思います。

アンパンマンのマーチ、何のために生まれて何のために生きるのか、この究極的な問いを子供たちと一緒に考えていくような教育ができればいいなというふうに強く思います。ということで次の質問に移ります。

中能登に移住されて約20年になる知り合いの方からある相談をいただきました。その方は70歳代の方で縁があつて関西からこの中能登に移住されてきた方なのですが、この町の身寄りのない高齢者に対する支援はどうなっているのか。人生の最期をよりよく生きるための終活、終わりの活動の支援はどうなっているのか知りたいというものでした。

ということでまず、この中能登町に一人暮らしの高齢者の方がどれくらいおいでなのかというところから確認していきたいのですが、聞くところによると、800名ほどおられるとのことで、私の予想を大きく上回る方々が一人暮らしをされているということで、大変驚きました。と同時に、皆さんはどんな日常生活を送っていらっしゃるんだろうかと少し不安を抱きました。

多くの方は何らかの理由で一人暮らしを余儀されていると思います。若いときであれば自由に、気ままにというのもありかと思いま

すが、年齢を重ねるにつれ、少しずつ体も頭も思うように働かなくなりつつある中で、一人が孤独に、そして孤立に変化していくように思います。私個人的なお話で申し訳ないのですが、家には91歳と85歳の両親がおりますが、もし私がどこか遠くに住んでいて両親二人暮らし、もしくは一人暮らしだったらどうなるんだろうという心配になります。家の中のことは危なっかしいですが、何とかやっておりますが、例えば買物、通院等、私たちの家族の助けがないと成り立たないというふうに思いました。本人たちも不便で不安だと思います。私自身も心配でならないというふうに思います。

そこで、約800名のうち、まだまだ元気で地域とのつながりがあり、健康的に経過しておられる方々はまだ時間的な猶予があると思いますが、ご家族、親類縁者が遠くにお住まいの方、さらに先ほど言いました精神的にも身体的にも、そして社会的にも孤独を感じておられる方がどのくらいおいでで孤立されていないか、どのような生活をされていて、町、福祉、地域でしっかりと支えられている仕組みができていのかどうか確認したいと思います。

さらに、人生の最期をよりよく生きるための終活が最近注目を集めておりますが、人生最後として一番悲しい孤独死という結果を招かないよう、また身寄りのない高齢の方が自分が亡くなったらどうなるんだろうという不安を払拭する仕組みを築けていけないだろうかという提案です。

私へ相談された方も、民間の終身サポート事業もあるが、高額であったり、まだ信用できるまで至っていない。そして、身寄りのない高齢者の終活への支援も全国的にもいわゆる公的な支援があるということで、例えば今年度厚労省は身寄りのない高齢者支援を拡充する方針として、葬儀や納骨、遺品の整理など、死亡後の事務手続を社会福祉事業として

位置づけるとしていて、中能登でもそのような体制をつくってもらえないかということでした。

私、先日「ぼけますから、よろしく。」という映画を見まして、主演男優になりますけんね。お父さんの演技というか、すごい演技じゃないな、あれは。感銘を受けました。その中で、奥様の認知症、そして脳梗塞という流れの中で、映画監督の娘さんの母の胃ろうは母が望んだんだろうかというシーンがあり、これも厚労省が推奨する人生会議の必要性を強調しておりました。人生会議というのは、人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、患者本人と家族など身近な人、医療従事者が事前に繰り返し話し合う取組のことですが、この人生会議というものに、終活支援を加えて、中能登独自の人生会議の普及を進めていけませんかという提案です。

ということで、①一人暮らしの高齢者の方々の当町における現状はどうなっているのか。

②高齢者の孤独、孤立を防ぐ体制は整っているか。

③残りの人生をより豊かにする終活支援を加えた人生会議を推進していただきたいという点について質問いたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 一人暮らしの高齢者への終身サポートの充実等についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の一人暮らしの高齢者の現状についてですが、国勢調査によりますと町の65歳以上の単身世帯数は、20年前の平成17年では483世帯でしたが、令和2年には856世帯となり、年々増加をしております。また、身寄りのない高齢者の現状については、本人や民生委員などの相談により把握することはありますが、全数を把握することは難しい状況であります。

次に、2点目の高齢者の孤独、孤立を防ぐ

体制は整っているかについてお答えします。

現地域では75歳以上の一人暮らしの高齢者などで見守りが必要な方に対し、民生委員や地域福祉推進チームにより見守り活動が行われております。また、高齢者が地域の方々とつながりが持てる場として、地区の集会所などで活動している地域つながりサロンやいきいき百歳体操、シルバーリハビリ体操教室などがあり、日頃から住民同士による声かけや見守りなど行われております。

町では引き続き地域全体の高齢者を支える意識の熟成を図り、孤独や孤立による不安が解消されるよう努めてまいります。

次に、3点目の残りの人生をより豊かな人生会議の推進についてお答えします。

人生会議とは、将来の医療やケアについて本人、家族、医療や介護の専門職と話し合う取組のことをいい、病気などで自分の意思が伝えられなくなったときに備えて、どんな治療を望むか、どこで過ごしたいのかといった希望を信頼できる人たちと共有しておくものであります。

三浦議員提案の人生会議に終活的な要素を取り入れた支援体制の構築については、町としましても住民1人の人生において重要な価値を持つものであり、意思決定支援の一環として大切にすべきものであると認識していますが、人生会議や終活は個人ごとの人生観や健康状態などが大きく異なる中で行われるものであり、町が画一的な体制として整えることは難しいと考えております。

しかしながら、住民に対し人生会議の理解を促進するための啓発活動は重要であると考えておりますので、引き続き現在行っている出前講座などによる普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、国では身寄りのない高齢者等への対応について新たな支援体制の検討などを進めておりますが、町といたしましても今後の国の動向を注視しながら、引き続き身寄りのな

い方の生活に関する相談窓口の周知や個別の相談に対応し、町の事情に合った支援を行ってまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） 再質問はいたしません。まとめというか、最後にお話しさせていただきます。

ご答弁をまとめると、現在身寄りのない高齢者の存在は認識しているが、その実態はしっかり把握できていない現状がある。また、その方々に対する支援に関しては、公的には介護保険を中心にした福祉分野からの支援、共助的には社協での取組や民生委員等の活動である有償ボランティア組織の活用ということでした。

この質問のまとめとして、先ほど述べたように、いわゆる誰も取り残さないという観点から、全ての高齢者の皆さんの安心して残りの人生を送るための人生会議を行えるような体制、先行きの安心できる、見通しが持てるということとはとても大切だというふうに考えます。また、民生委員さん等の活動の重要性を再認識しまして、民生委員の活動の抜本的な支援体制の強化を希望したいというふうに思います。

公的支援と共助・自助の間の隙間を埋める共助的な支援が必要だと私は考えますが、地域で地域でと旗を振っているだけではなかなか状況は変わっていかないというふうに思います。

最近やっぱりNPOとかという、そういう団体があって、その辺、この地域、その存在とか薄いなというふうにいつも感じているんですけども、その共助を支えるための公的支援ですね、支えるための公的支援、でももしかしながら、いつも行き着くところはその費用ですね。つまり、自主財源の確保ということにあるというふうに思います。

公的と自助の間に存在する共助、防災部門

でも同じ課題が存在しているというふうに思います。その共助を強化していくために、財源確保ですね。盛んに言われているを念頭に置きながら、取り組んでいくということだと思います。

本当にあつたらいいなというのは、無尽蔵に存在します。そのための財源をどうやったら確保できるか、大きな大きな課題ではありますが、みんなで知恵を絞って、取り組んでいきましょうということで、今回の私の質問を終わりたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、6番 古玉いづみ議員

〔6番（古玉いづみ議員）登壇〕

○6番（古玉いづみ議員） それでは、令和7年、2025年最後の一般質問をさせていただきたいと思うんですけど、その前に震災からそろそろ2年ということになります。今年の1月1日も昨年（2024年）の1月1日を思い出して、本当に体がこわばったり、やるせない気持ちを抱えながら迎えたこの今年の初めだったわけですけれども、町では町制20周年であったりですとか、また宮下町長の2期目もスタートしたという様なことが起こりました。そうした中において、宮下町長においての今年の1年間はどうかであったのか、ぜひ漢字一文字でお答えいただきたいなと思いますので、許可をよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 漢字一文字で今日朝ちょっと習字の練習してきました。なぜかという、明日のこの市町の町長が寄ってかって今年（2024年）の一字というのを書いてくれということで、今日習字朝練習して色紙に書いてきました。それは健康の「健」です。

健康の「健」とは、やっぱり皆さんもそうですが私もそうですが、やっぱり健康でおるちゅうことが一番なので、私、町政運営していく中でみんながやっぱり健康で、人口減少、高齢化を迎える中でやっぱり健康でいて

ほしい。やはり一生懸命今保健のほうで、子供たちの乳幼児から思春期までの手厚い子供たちに対してのやっぱり人口減少をふたための施策をやっております。そういう中で、その子供たちがいかにやっぱり今これから元気に健康に暮らしていけるかがやっぱりこれからの20年先、30年先、一番のやっぱり今扶助費というか、社会保障費などがたくさん変わっていく中で、健康であるということが、やっぱり町の財政的にも医療とか、そういう後期高齢者の費用とか、そういうものが助かりますので、本当に今健康で70以上になっても75以上になってもやっぱり働いていただくというような環境には少しずつこの町、日本全体が整ってきていると思うので、やっぱり何よりも、健康で運動することです。運動してスポーツに対する必要性というのをじっくり考えていただきたいということで、皆さんが来年1年健康でいてほしいということで、健康の「健」といたしました。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。私も今年11月にトレイルマラソンで15キロコース、実質17キロほどあったんですけど、雨の中、走らせていただきました。

やっぱり健康でないとあれはできないですね。町長も以前一緒に大会で参加されていましたがけれども、やっぱりみんなが健康で、こういった町の大会であったり、イベントにも楽しく参加できるような、そういった元気な町にぜひしていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、一般質問に入ります。

ハラスメントの根絶に向けての取組を。

今月12月は職場のハラスメント撲滅月間となっています。年末の繁忙期ということもあり、人々はせわしなくなり、心に余裕が持たない時期で、ハラスメントが起りやすくなるということだそうです。

この時期には、集中的な啓発活動、相談窓

口の周知など、ハラスメントのない職場づくりを目指し、いくものです。

ここ最近、メディアやSNS、ニュースでは、自治体の首長のハラスメントが取り上げられ、議会解散や不信任決議による議会や首長選挙の実施が相次いでいます。驚くほど矢継ぎ早に日本全国どこかの自治体でこうした事例が起こっており、いつから日本はハラスメント大国になってしまったのか、本当に嘆かわしく感じています。

子供に説明のできないような事象を大人がつくっている社会であってはならないとの強い思いから、今回はこのハラスメントについて取り上げさせていただきました。

本年6月より労働施策総合推進法が改正され、企業によるカスタマーズハラスメント防止措置が義務化されました。今までの努力目標から義務へと強化され、組織的な対応、そして啓発が推進されることが期待されます。

コンビニや小売店でもポスターが掲示され、今まで泣き寝入りしていた、弱い立場で我慢を強いられてきた、そうした案件においてもポスターが貼られていることで、言動への認識が高まり、迷惑行為への抑止へとつながっているように感じます。

また、令和2年より施行されているパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、いわゆるパワハラやセクハラなどと合わせて多様な労働者が活躍できる職場環境の整備が求められている時代となってきています。

ではハラスメントとは何なのか。一般的には、相手に対する嫌がらせや迷惑行為により不快感や不利益を与え、尊厳を傷つける行為のことを指します。

厚労省では三、四年に一度、ハラスメントに関する実態調査が行われているようであり、令和5年度の調査では、実際過去3年以内に相談があったと回答した企業のうち、64%がパワハラ、39%がセクハラ、27%がカスタマーズハラであるとのことでした。カスタマーハ

ラスメントです。ハラスメントは、種類としては40種類を超えるものがあるとされており、中にはハラハラというものもあるそうです。ハラスメントハラスメント、過剰にハラスメントだと主張することにより、相手を攻撃、そして萎縮させるというようなものであるということで、本当に社会的な問題となってきました。

議会でもこうした行為に対して、自分たちが当事者になってはいけないとの思いから、今年の3月に初めて専門家の先生をお招きして研修を行いました。まさに自分事ですので、皆こういった行為は当てはまるのかと真剣に質問をしていました。

そうした経緯から、事あるごとに委員会等で職員間での研修などについてお願いし、認識度向上を促してきているわけですが、今現在、当町における企業におけるハラスメント防止への啓発状況、そして役場内での環境整備についてをお聞きしたいと思っております。

1点目、町内の事業主へのハラスメント対策、防止策はどのようにして推進されているのか。

2点目、中能登町役場内でのハラスメント報告件数、認知件数はどのようなものであるのか。また、実態把握のために行っていることは何なのか。

3点目、役場内でのハラスメント防止研修実績、特に管理職以上の研修実績はどのようなになっているのか。

4点目、今後のハラスメント根絶に向けての取組は、条例制定等を考えているのか。

以上、この4点でお聞きいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 ハラスメントの根絶に向けての取組についての質問にお答えします。

まず、1点目の町内の事業所へのハラスメント対策、防止策の推進についてですが、12月は職場のハラスメント撲滅月間であり、石

川県石川労働局から周知の依頼に基づき、町ホームページに広く周知を行っております。

また、中能登町商工会ではハラスメント防止について、石川県商工会連合会からの通知や商工会会報を通じて、その都度会員へ周知を行っているとのことでもあります。

次に、2点目の役場内でのハラスメント報告件数、認知件数及び実態把握につきましては、これまでハラスメントの報告件数はありませんが、相談や問合せは数件あったと聞いております。

令和5年に中能登町ハラスメント防止要綱を策定し、職場内におけるハラスメント防止及び排除、ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応に関する事項を定め、課長会議を通じて全職員へ周知をしております。

職員からのハラスメントに関する相談につきましては、相談窓口及び相談員を役場内に設置し、電話や面談、メール等による相談を受け付け、問題解決ができる体制を取っております。社会的にハラスメントが取り沙汰されている昨今において、職員を守る上で引き続きハラスメントの対応を行ってまいりたいと思っております。

次に、3点目の役場内でのハラスメント防止研修につきましては、未実施でありますので、職員会での研修や人事研修などを活用して、今年度中に実施できるよう努めてまいります。

また、管理職以上の研修実績につきましては、石川縣市町村職員研修会が主催する新任課長研修におけるハラスメントの講義やその他ハラスメントに関する研修が実施されており、その都度受講をしております。

今後も管理職としてのハラスメントの理解と意識向上のため、引き続き受講を推進してまいります。

最後に、4点目の今後のハラスメントの根絶に向けた条例等の取組につきましては、ハ

ラスメントに対する認識や理解は人によって様々であると思われまので、ハラスメントの定義と判断基準を明確にし、周知を図ることが重要であると考えております。

条例の制定につきましては、誰を対象として、どのような内容にするかを踏まえ、前向きに検討したいと思しますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。町の事業主への周知ということでしたが、1点目。こちらのほうは商工会を通して行われているというのは重々私も商工会員として承知しているんですけども、なかなかこの周知のみ伝達だけになっているので、実際にそういったような、こういったものがそうなのかというような情報共有をするような場というのがなかなかないのが現実であります。そのお店やその業態によってもやはり捉え方も違うと思ひますし、お客さんの層も違うと思ひますので、そういったことをやっぱり事業主同士が話し合っていけるような場ができればいいと思ひますので、また引き続き商工会のほうにもそういった場をつくらせたりとか、そういった育成、そういった場づくりをつくっていくということに対して、また積極的に後押ししていただきたいと思ひます。

庁舎内でのハラスメント報告件数はゼロだけれど、相談が数件あるということでした。報告と相談でどのように捉えられているのかというのが、ちょっと分からないんですけども、相談があった時点でそれはもう報告に当たるのではないのかなと、私としては捉えています。相談があるという時点でやっぱりその方はすごく深刻に捉えておられて、誰かに聞いてもらわないと前に進めないというような思いで相談されていると思ひます。それを報告として捉えていないというのであれば、やはり認識というか重要度に対しての認

識というのが、まだ浅いのではないかなというふうには思ひますし、実際誰からとか、何人からとは言ひませんが、私のほうに耳に入ってきています。やっぱりそういうような皆さんが苦しい思いをされている、なかなか相談してもそれが解決に向かっているんじゃないかと思われるようなケースがあるというのが現状なのかなというふうには捉えています。

そういう意味でも、今、町長が言われましたこういった窓口ですとか面談、もちろん知っている人間に相談するというのは心を開くというのはすごくハードルもあるので、方法としては、こういった相談ホットラインですとか、気軽にいつでもこういう場面ってどうなんですかと聞けるような、そういったチャットですとか、そういったオンライン相談チャットみたいなありますよね。私もこの間自治体E X P O行って、そういったことをアプリとかでやっていますよ、ぜひどうですかというような企業さんもあるというのを知りました。やっぱり内々だけで済ませようとなると、正直言い方はちょっとあれかもしれないですけど、上から抑圧して、なかなか本当のこと言えないというような、組織内だけで片づけようとしても難しい部分もあるかと思ひます。そういったことも踏まえて、やっぱり外部からの力も借りるというようなこともどうかなと思ひますけれど、副町長、やっぱり外部から来られて半年、中能登町の役場を見られた立場でどのように捉えておられますでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（南 昭榮議員） 池田副町長

〔池田正明副町長登壇〕

○池田正明副町長 古玉議員のご質問でございますけれども、こちらのほう中能登町に来まして半年過ぎました。ハラスメントについて具体的な事例というのは、特に聞いてもいませんけれども、職員間の間というのは非常に近いところも感じておられて、

相談とかそういったもの、近しいからこそ伝えやすい部分もあるんですけども、逆に伝えにくいという部分も確かにあるのかなというふうには思います。今お話がありましたチャットであったりとか、外部の方を通じてそういった相談を受けるといったことがあってもいいと思いますので、少しちょっとその辺については検討してみたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（南 昭栄議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。8月末に中能登町役場カスタマーハラスメントに対する基本方針というものが策定されまして、皆さんの見えるところに掲示するというので、職員の皆さんも安心してそういったことが対象にならないように皆さんに広く掲示していくというような形が取れたのも一つ大きな一歩じゃないかなと思っています。

ハラスメントのない職場風土にするためには、今、副町長も前向きに検討していただけるようなお話でしたけれど、やっぱりこういったいろいろな相談の窓口体制の強化であったりですか、もちろんまだ未実施であるこの研修の実施、これ私、春からずっと言い続けてるんですよ。今までできたんじゃないかと思いますが、そういったところもやっぱり強化していただきたいですし、やっぱりトップからのメッセージですよ。中には、首長による宣言の発信によって、もう絶対にこの町ではそういったことをしていかないぞという、例えば和光市のようなハラスメントを「しない、させない、許さない、そして見過ごさない」ハラスメント撲滅宣言を実施しているような自治体もあります。

県議会でも今回ハラスメント防止条例の制定検討に向けて実態調査に乗り出すというのは、今月の議会でも知事が話しておられました。

このように本当に条例が制定が大きなきっかけとなって皆さんに、一般の方々にこれは駄目なことなんだ。そして、駄目なことをされている人間は泣き寝入りするんじゃないくて声を上げてしっかりと訴えていんだということをやっぱり皆さんに周知していく。そしてそのための体制をしっかりと整えていくということを一急に行っていただきたい。そして、職員の皆さんが安心して、やっぱり職務に当たれるような、皆さんがやっぱり安心してここに来て相談できるような、そういった体制をぜひとも築いていただきたいというふうに思います。

松本市ではチャットやメールで副市長が直接職員の悩みを聞くというような取組を実施しておられるというところもあります。

うるま市というところは、私これ見てていいなと思ったんですけど、とっても分かりやすいポスターを作っておられました。どこ行ったかな。こんな感じでしたね。「相談窓口における6つのお願い」というので、職員複数名で対応するよとか相談内容の回答こういうふうにするよとかというように分かりやすいもので、来られた町民の皆さんにこういうふうにして窓口では対応しますよというのを示しているようなところもあります。

こういったように、工夫できるところをぜひしていただきまして、安心の安全な窓口対応ができる職場環境をつくっていただきたいという思いです。

それでは、2つ目の質問に入っていきます。

コミュニケーション力をつけて自信の持てる英語教育を。

女性の総理大臣誕生しました。日本の憲政史上初めてですね。大きな時代の変革期に来ているということを感じます。高市総理は総理就任5日目で、ASEANやAPEC首脳会談を行い、その抜群のコミュニケーション力で日本の存在感を世界に示してくれまし

た。海外での経験を生かし、英語で次々と各国首脳に英語で話しかける姿に同じ日本人として、そしてまた女性として本当に誇らしく感じました。

また、世界に目を向けると、日本人スポーツ選手が世界一になり、特にドジャースの大谷選手や山本選手が英語でインタビューを受ける様子に多くの野球少年は刺激を受けたことと思いますし、我々が石川の誇り、横綱大の里関が秋のイギリス巡業で日本の伝統文化の発信に大きく貢献したこともうれしく思います。そして、10年ぶりにノーベル賞をダブル受賞という快挙も成し遂げ、多くの日本人が活躍した1年となりました。

こうした明るいニュースに希望と日本人としての誇りを感じるとともに、これからも世界で活躍する日本人の育成に関わる英語教育の重要性を再認識しているところです。

我々、教育民生常任委員会では、9月にお隣福井県の大野市へ英語教育と室内遊戯場の視察に行っていました。英語教育に関しては、一昨年の子育て日本一の福井県の取組を自治体ベースで見たいということで大野市を選びました。

実際に国が求める中3で英検3級相当の英語力は、福井県では中3の約8割がその英語力を達成し、これは7年連続全国1位となっています。これは県の施策なんですけど、GTEC、英語のテストの受験料を全件全額補助したり、ALTが授業以外でも学校活動や部活動に参加したり、そしてまた教員の英語力向上のために、育成や研修、勉強会も活発に開催しているとのことでした。

私は自分の経験も踏まえて、子供たちにただ英語を楽しく学ぶことを目的とするのではなく、英語を利用して世界を広げていってほしい。そして夢を実現して欲しいとの思いから、度々英語教育について取り上げさせてもらっています。

自分自身の英語学習での挫折や苦しみを経

験して、子供たちには楽しく、そしてより向上心を持って英語に触れてほしいという思いがあり、図書館での英語の本の読み聞かせボランティアや小学校での読み聞かせボランティアなどを通してでも、英語のクイズや本の紹介など、世界の真ん中で咲き誇る日本人の育成のほんの少しでもいいから助けになればなという思いで活動を続けていっています。

こういった中、コミュニケーション能力を育む英語教育で子供たち一人一人に自信を持って羽ばたいてほしいというふうに考えますが、英語教育の現状と課題について、教育長にお伺いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 古玉議員のコミュニケーション力をつけて自信の持てる英語教育をについてお答えします。

平成29年より小学校の中学年では、外国語活動をして英語活動になれ親しむこと、高学年では読むこと書くことが加わり、中学校に行きまして文法的な理解を交えて体系的にコミュニケーションを図る力をつけることといった学習過程となっております。

当町の英語学習の現状としましては、今年の4月に行われた石川県基礎学力調査の正答率については、県平均より高いのですが、質問調査において小学校4年生、外国語活動が好きですか、小学校6年生、英語の勉強が好きですかという質問に対して、当町では肯定的な回答が県よりも10%上回っています。しかし、中学校3年生の同様の質問では、県平均から若干下回るといった結果が出ております。

こうしたことから、中学校では教師も生徒側も英語を使って自分の考えや気持ちを伝え合う言語活動が十分ではないということが要因として考えられております。

こうした課題を解決するために、具体的に

は、1つ目には、英語を使ったやり取りやスピーチプレゼンテーションなどの英語活動を中学校では確実に実施していきたい。

2つ目は、オンライン学習での交流やAIツール等を現場に現状に応じて取り入れて、実用的な場面で英語を使う経験を増やしていく。これはALTの活用もあると思います。例えば、お昼休みにイングリッシュカフェとかいった、そういった活動を増やしてみるとかということも必要かと思っています。

3つ目は、これに関係しておりますが、小さな成功体験を積み重ねる授業を行って、子供たちが英語で伝えられたという達成感を得られるようなことを考えていきたいと思っております。

今後は、英語で自分の考えを伝えるコミュニケーションをより重視し、効果的なICTの活用や教員の意識向上、指導力向上を図りながら、子供たち一人一人がこれからの未来社会を生きるための必要な英語力と自信を育んでいけるような教育を展開していきたいと思っております。

○議長（南 昭栄議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。今、教育長が言ったように、まさに小4、小6、小学校のうちは外国語活動でとても楽しいですね。それが中学校になって勉強になってくる。そして受験勉強になってくると途端にやっぱり苦しくなってくるですね、どんどん。そういったところをやっぱりギャップを埋めていって、もちろんお勉強なので、楽しいだけではないです。苦しいこと、つらいこともたくさんありますが、それを乗り越えて使えるものとなったときの喜びというものをぜひ味わせていただきたいなというふうに思います。

今のALTのイングリッシュカフェなどもすごいすばらしい案だなと思えますし、以前もまた提案、私がさせていただいて、サマーキャンプ、サマースクールみたいなことも始

まるのかなと思っていたら、なかなかやっぱりこの当町の子供たちがそこまで積極的にそういったことに参加しないということで、参加者がなかなか集まらないということで何か立ち消えになっていったような、こういったイベントもあったんじゃないかなと思いますけれど、私、先ほども言いましたけど、英語の本の読み聞かせもう7年ぐらいやってるんですよ。正直皆さん、あまり知らない方もたくさんいるので、そんなのやってたのとは言われるんですけど、本当にリピーターのように来てくださる方もいますし、本当に誰もいないような悪天候の中で来た人捕まえて今からやるんだけどどうというような形もあります。やっぱり継続は力なりじゃないですけど、やり続けることによってここに来れば何かあるんだなと思ってもらえるような場をつくりたいなと思って私はやってるんですね。なかなかこういったものを新しいものであったり、特にこの町で英語教育となると、なかなか皆さん、そんな飛びつかないとは思いますが、やっぱり何かを決めて継続して行っていくということをして、皆さんに知ってもらおうということも一つ大事じゃないかなと思っています。

前もちょっと話、私、触れたことあるんですけど、こういう本があるんですけど、子どもの未来が変わる英語の教科書、これは教育界のノーベル賞、グローバルティーチャー賞トップ10を受賞した立命館小学校教諭の正頭先生という方のお話なんですけど、教育は知識から経験重視へシフトしていると。大切なのは知識ではかる学力よりも経験を生み出す行動力であり、英語が経験につながる行動力に火をつけてブーストしてくれると語っています。

英語を身につけると自信が生まれ、失敗を恐れずに行動し経験値を高められる。そして出会いが広がり、そこから得られる情報が変わってくる。英語は知識であり、スキルであ

ると同時に、行動力、問題発見能力を高めてくれる重要なツールとなります。問題発見能力は、問題解決が得意なAIが決してできないことであり、それは人間の持つ好奇心から来ているということだそうです。

ぜひ子供たちの好奇心を引き出し、真剣に計画的に子供たちの真の知識とツールとなる英語を身につけさせて、社会に貢献できる大人として送り出せるような教育を期待します。

以上で、私の一般質問を終わります。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後0時12分 散会

令和7年12月18日（木曜日）

○出席議員（10名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
6番	古玉いづみ	議員	11番	甲部昭夫	議員

○欠席議員（2名）

5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
----	-----	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 邊 浩 久 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第4号）

令和7年12月18日 午後3時00分開議

- 日程第1 議案第31号 中能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第32号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第35号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 令和7年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第37号 令和7年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第38号 令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第39号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第40号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第41号 令和7年度中能登町水道事業会計補正予算
- 議案第42号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算
- 議案第43号 小字の区域の変更について
- 請願第3号 『ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書』の提出を求める請願
- 請願第4号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願

請願第5号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める請願書

(委員長報告・質疑・討論・採決)

(追加日程第1)

発議第3号 ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

発議第4号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

午後 3 時 00 分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） ご苦労さまです。

12 番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、
5 番 澤 良一議員から入院治療のため、欠
席届が提出されていますので、報告をいたし
ます。

ただいまの出席議員数は 10 名です。

よって、会議の定足数に達しておりますの
で、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり
であります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（南 昭榮議員） 日程第 1

これより、本定例会議から付託をしており
ました議案第 31 号から議案第 43 号まで及び請
願第 3 号から請願第 5 号までを一括して議題
といたします。

以上の案件に関し、各委員会における審査
の過程及び結果について各常任委員会委員長
の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会 甲部昭夫委
員長

〔総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫
議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議
員） 総務建設常任委員会における審査の過
程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案
2 件であり、説明を求め、慎重に審査をいた
しました。

付託されました議案についての質疑、意見
などは、特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されま
した議案第 35 号及び第 43 号の 2 件につい
ては、全会一致で可決いたしました。

なお、今回、報告いたしました結果につき
ましては、お手元に配付済みの委員会審査報

告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果
の報告を終わります。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、教育民生常
任委員会 古玉いづみ委員長、報告願いま
す。

〔教育民生常任委員会委員長（古玉いづ
み議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議
員） 教育民生常任委員会における審査の過
程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案
4 件、請願 3 件であり、説明を求め、慎重に
審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主な
ものについて申し上げます。

まず、付託されました議案 4 件について
の質疑、意見などは、特にございませんでし
た。

請願第 3 号 『ひきこもり支援基本法の制
定を求める意見書』の提出を求める請願につ
いて、ひきこもり状態となる背景は、地域社
会の変化や精神的な要因や就労環境等々、
様々な社会的な課題が関係している。ひきこ
もりを個人や家庭の問題にとどめるものでな
く、社会全体で支え、包括的な支援体制の構
築が不可欠であり、本人の意思を尊重しつ
つ、より望ましい方向性で目指していくよう
に支援の整備を求めるものとの説明を受けま
した。

請願第 4 号 能登半島地震被災者の医療費
の一部負担金免除の再開のための財政支援を
求める「意見書」の提出を求める請願につ
いて、医療費の一部負担金免除が廃止された理
由は各自治体の財源の負担の解消であるが、
関連死のことも考えた場合に医療は絶対必要
であるため、医療費の一部負担金免除の再開
のための財政支援を国・県に求めるものとの
説明を受けました。

委員からは、免除することにより保険料が上がるのが想定されること。また、各自治体、国においても財源が限られていることから、免除期間の期限は必要であるとの意見がありました。

請願第5号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める請願書について、令和7年4月に国家公務員の地域手当改定による地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対し、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じることで、今回見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となることを求めるものとの説明を受けました。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案4件については、全会一致で可決、請願第3号及び5号については、全会一致で採択、請願第4号については、賛成少数で不採択となりました。

なお、請願3件につきましては、本会議で採択された場合は、意見書を提出したいと思えます。

今回、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、予算決算常任委員会 笹川広美委員長、報告願います。

〔予算決算常任委員会委員長（笹川広美議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（笹川広美議員） 予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました補正予算に係る案件は、議案7件であり、執行部からの説

明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

議案第36号 令和7年度中能登町一般会計補正予算について、歳入、第15款県支出金、能登創造的復興支援交付金3,219万円がどのような事業に使われるか説明を求めたところ、地域コミュニティ施設等の再建支援事業、民間建立慰霊碑等再建支援事業及び耐震シェルター設置補助事業など、震災の復旧・復興に伴う事業に充てる交付金であると説明を受けました。

次に、歳出、第3款民生費、保育園運営費の工事請負費3,388万円の増額補正について、3つの保育園の遊戯室に空調設備を設置するものであり、つくし保育園に6台、あおば保育園に6台、こすもす保育園に5台であるが、その費用の差について質疑があり、執行部からはエアコン本体の費用は変わらないが、電気工事などの附帯工事費で差が生じるものであると説明を受けました。

次に、第6款農林水産業費、農業振興費の渇水対策事業補助金240万円の増額補正について、来年度以降も続けていく継続事業か、また、高温に強い稲作の開発について質疑があり、執行部からは令和7年度限りの事業で高温に耐えられる品種も出てきており、県やJAなどと取組について協議をしていると説明を受けました。

次に、第7款商工費、商工振興事業の創業支援補助金686万7,000円の増額補正について、どのような事業が創業に当たるか、また、これまでに創業として認められないものはあったかと質疑がありました。執行部からは中能登町創業支援補助金交付要綱に基づき支出するものであり、町商工会において、この要綱に基づいているかや銀行からの借入れ等も相談に乗った上で、最終的に町へ補助の申請があると説明がありました。

また、創業として認められないものは現在

のところないが、対象外の事業としてはフランチャイズなどは該当しないと説明を受けました。

また、委員から議案書説明資料について、内容のポイントなど、議案の必要性や効果などが、より分かりやすいものとなる資料の作成を求める意見がありました。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案7件は、全会一致で可決いたしました。

報告をいたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 以上で各常任委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（南 昭榮議員） これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（南 昭榮議員） これより、議案第31号から議案第43号まで及び請願第3号から請願第5号までについて一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番 土本 稔議員

〔8番（土本 稔議員）登壇〕

○8番（土本 稔議員） それでは、請願第4号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める請願について、反対討論をいたします。

経緯と状況を整理しますと、医療費の一部

負担金、いわゆる窓口負担分の免除は、半壊以上の罹災判定を受けた方が対象で、経済的に支払いが困難な方に対し支援するのが目的であり、被災状況により免除期間をその都度計5回延長し、最終的に今年6月まで延長し、終了いたしました。

その理由として、国民健康保険特別会計の状況として、団塊の世代が後期高齢者になり、国民健康保険制度の被保険者が大幅に減り、保険税の収入も減っているにもかかわらず、医療費は現状維持から増大する傾向が挙げられます。

中能登町においても、令和6年国民健康保険特別会計を見ますと、令和5年度末の被保険者数は2,960人から令和6年度では2,796人の164人の被保険者数の減少にもかかわらず、保険給付費について、令和5年度で12億3,600万円から令和6年度では13億7,600万円と、逆に1億4,000万円も増加している状況であります。

県内の7割の市町が保険税を引き上げている中、当町では国民健康保険財政調整基金を取り崩しながら、保険税を据え置いている状況であります。

そのため、近い将来、保険税の引上げが必要になってくることから、これ以上の期間延長は一部負担金の免除の恩恵を全く受けていない世帯にさらに負担を強いることになりません。

さらなる期間延長についての反対理由といたしまして、被保険者数のうち、免除の対象となる半壊以上の判定を受けた方は約2割の被保険者のみで、残りの8割の方は何らかの被害を受けたにもかかわらず、医療費の援助を受けられない状況であります。

こうした方々に同じ保険に加入しているにもかかわらず、何の手当もなく、罹災証明の区分による不公平感だけが被災地能登半島に一層増すばかりであるからであります。

以上の理由により、請願第4号の反対討論

といたします。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番 三浦克欣議員

〔2番（三浦克欣議員）登壇〕

○2番（三浦克欣議員） 私は、請願第4号能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願に対し、賛成の立場で発言させていただきます。

能登半島地震からあと2週間で丸2年となります。中能登地域では公費解体も進み、ほぼ完了に近いと聞いています。皆さん口々に、スカスカになってもたな、この後どうしていくんやろななど、復興に向けて期待と不安が入り交じった声をよく耳にします。

その一方、より被害が大きかった奥能登地域の現状を見てみると、今年の豪雨被害もあり、まだまだ復旧の状況のまま2年間が過ぎたと言えない状況が続いています。

先日、輪島市役所のほうに行ってみましたが、職員の方が「職員1割いなくなりました。しかも若い人が。」という言葉でした。それが全てを物語っているというふうに思います。

地震以後、人口減少、高齢化の加速度が増し、残されているのは、その土地を離れられない、離れたくないという高齢者の方々、言い換えれば今まで能登を背負ってこられた功労者の皆さんです。この方々を守らないで誰を守るのでしょうか。その方々が今も奥能登を支えているのです。ただでさえ、医療環境が悪化している中、最も医療ケアを必要とする方々に、そのケアを受けられなくなるような事態を人為的に起こすべきではないというふうに私は考えます。我々議員として何ができるのか。この請願に対し賛同し、幾ばくかの力になることしかできないというふうに考えます。

この医療費免除の終了の理由の一つとして、先ほどお話があったように当該市町の財政負担ということであれば、その負担を県・国に求めるというのは至極当然と言えるのではないのでしょうか。そのための保険であると私は思います。

東日本大震災のとき、宮城県では一旦終了したものの、また再開された例もあり、恐らくこのような活動というか動きがあったからだというふうに思います。

ぜひ、この請願に対しご賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第31号から議案第35号までの条例関係の議案5件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第31号から議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第36号から議案第42号までの補正予算関係の議案7

件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第36号から議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第43号小字の区域の変更について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、請願第3号『ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書』の提出を求める請願を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、請願第3号は、原案のとおり採択されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、請願第4号

能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、本件は原案について採決を行います。

請願第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択となりました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、請願第5号地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める請願書を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、請願第5号は、原案のとおり採択されました。

◎追加日程

○議長（南 昭榮議員） お諮りいたします。

ただいま、提出者、土本 稔議員及び賛成者4名から、発議第3号 ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書及び提出者、笹川 広美議員及び賛成者4名から、発議第4号地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書がそれぞれ提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたい

と思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号から発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後3時27分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（南 昭栄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（南 昭栄議員） 追加日程第1

発議第3号及び発議第4号を一括して議題とします。

発議第3号について、提出者の土本議員から趣旨説明を求めます。

8番 土本 稔議員

〔8番（土本 稔議員）登壇〕

○8番（土本 稔議員） それでは、ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について趣旨説明いたします。

2023年内閣府の調査で、全国でひきこもり状態の方は推計146万人を超えるとされております。

その背景には、地域社会の変化、精神的要因や就労環境など様々な社会課題が関係しております。

ひきこもりは既に個人や家庭の環境にとどまるものでなく、社会全体で支え、包括的支援体制の構築が不可欠であります。

よって、国においては、このような状況を踏まえて、ひきこもりを社会全体で取り組むべき重要な課題として捉え、ひきこもり支援に特化した法整備を設け、支援体制等を明文

化し、年齢や所得の状況にかかわらず、誰もが全国どこでも必要な支援を受けることができるよう、ひきこもり支援基本法を制定することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上です。

○議長（南 昭栄議員） 次に、発議第4号について提出者の笹川広美議員から趣旨説明を求めます。

9番 笹川広美議員

〔9番（笹川広美議員）登壇〕

○9番（笹川広美議員） それでは、地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書についての趣旨説明を行います。

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改正がなされました。

保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定がされております。

今回の地域手当の改定に伴い、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとされました。

この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保にさらに大きな支障が生じるおそれがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況であります。

対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっております。

よって、地方におけるこの福祉人材確保の取組に支障が生じないように、以下の事項につ

いて国に対して取り組むことを強く求める意見書であります。

一、令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。

一、今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（南 昭榮議員） 発議第3号及び発議第4号について一括して質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（南 昭榮議員） これより、発議第3号及び発議第4号について一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、発議第3号 ひきこもり支援基本法制定を求める意見書を採決します。

お諮りします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、発議第4号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書を採決します。

お諮りします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本定例会議に付議をされました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年度中能登町議会12月定例会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 南 昭 榮

署名議員 尾 田 良 一

署名議員 土 本 稔